

# 子どもを守る 防犯用語事典

試作版

系統的な『防犯学習教材』教材開発・実践プロジェクト

# 子どもを守る防犯用語事典

試作版

系統的な『防犯学習教材』研究開発・実践プロジェクト  
教材開発グループ

# はじめに

社会を構成する人と人との関係や、コミュニケーション手段などが複雑・多様化しています。特に子どもを取り巻くこれらの環境は、社会の国際化や情報化に伴い、これまでにはなかった新しい関係や仕組みが現れ、大人たちが子どもの後追いをすることも少なくありません。インターネットに接続可能な携帯電話やゲーム機を始め、それらを利用した新しい交流方法など、その仕組みを巧みに利用し、生活の一部として取り込む子どもたちをただ眺めているだけという現状が少なくありません。これらの普及とともに、出会い系サイトを利用した性的な犯罪やネット詐欺など、新しい仕組みを悪用する犯罪も増えてきています。その一方で、登下校時の子どもへの犯罪は少しずつ減少し始めています。目に見える社会での犯罪者がネット社会に逃げ込んでいるのかもしれない。

いずれにしても、子どもたちが様々な犯罪に巻き込まれている事実には変わりなく、このことに対する予防と対策を保護者や地域、学校などが関係諸機関と連携して推進していくことが必要です。現在も、多くの地域でボランティアの方々が子どもの見守り活動を始め防犯パトロールや防犯教室など子どもの安全に関する活動を積極的に推進されています。そして、それらの活動を効果的に進める研修会やワークショップなども行われ、活動の輪が広がりつつあります。

このような活動を推進している多くのボランティアの方と共に研究を進める中で、研修の中で利用できる系統的な教材が少ないという声を多く聞きました。そこで、その教材のひとつとして、このような活動に携わる方が、子どもの防犯に関する知識や理解を深めるうえで必要となってくる事柄について整理し、必要と考えられる97項目について解説した用語事典を準備しました。

この用語事典を準備する段階では、既刊の書籍や関係諸機関から出されているパンフレット、インタビュー取材や座談会による活動に携わる方からの意見などを集約し、その中から今日的な用語を抽出しました。さらに、ボランティアリーダーの方々に、活動を進める上で必要な用語に5段階の重みを付けていただき、高いものから順に97項目を選択して掲載しました。用語の編集にあたっては、すでに様々なメディアから収集した情報から最新の内容を取り上げ、編集の専門家に依頼して分かりやすく読みやすい構成にまとめました。1つの用語に対して1頁を原則に編集したため、内容的に概要だけにとどめたものもありますが、子どもの防犯に必要な最低限の用語について学習できると考えています。

しかし、最初にも述べたように社会の変化に対応するためには、適時、用語の見直しも必要になってきます。また、地域で活動を進めるには、社会の変化への対応だけでなく、その地域の特性や文化等に応じた適切な内容で研修を進めることが必要です。この用語事典が、みなさんの地域の防犯活動に少しでもお役に立てることを祈念いたします。

最後に、編集に協力いただいた脇田さん、用語に関する情報収集に協力いただいた尚和さん、用語の原稿執筆に協力いただいた石原先生、西江さんら多くのボランティアの方々に感謝いたします。

(教材作成班：目白大学 原克彦)

# 目次

あいさつ運動	6	子ども110番の家	36
青色回転灯パトロール	7	子ども見守り活動	37
アダルト・サイト	8	コミュニティサイト	38
アフターケア	9	サイバーパトロール	39
安全・安心まちづくり	10	サイバー犯罪	40
安全管理員	11	里親制度	41
安全教育	12	自主防犯活動	42
安全マップ	13	児童買春	43
いかのおすし	14	児童館	44
違法サイト	15	児童ポルノ	45
インターネットカフェ	16	少年警察ボランティア	46
インターネット・ホットラインセンター	17	情報モラル	47
オンラインゲーム	18	心的外傷	48
回避能力	19	スクールガード・リーダー	49
学校裏サイト	20	スクールカウンセラー	50
学校警察連絡協議会	21	スクールサポーター	51
学校施設の防犯	22	スクールゾーン	52
環境浄化	23	スクールバス	53
危機管理マニュアル	24	青少年インターネット環境整備法	54
危険箇所	25	性犯罪	55
警察白書	26	セーフコミュニティ	56
携帯ゲーム機器	27	地域安全安心ステーション	57
交番相談員	28	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	58
声かけ事案	29	チャット	59
護身術	30	出会い系喫茶	60
個人情報	31	出会い系サイト	61
子ども緊急通報装置	32	デジタル万引き	62
子ども女性安全対策班	33	電子掲示板	63
子どもの安全に係る関係機関	34	電子タグ	64
子どもの人権	35	電子メール	65

匿名性	66	保護司	97
匿名通報ダイヤル	67	メディアリテラシー指導員	98
ながらパトロール	68	有害情報	99
なりすまし	69	優良防犯ブザー推奨制度	100
ネットいじめ	70	割れ窓理論	101
ネットオークション	71	ワンクリック詐欺	102
ネット犯罪	72		
ネットワークの特性	73		
犯行予告	74		
犯罪白書	75		
誹謗中傷	76		
ヒヤリハット	77		
フィッシング	78		
フィルタリング	79		
不審者	80		
不正請求	81		
ブログ	82		
プロフ	83		
放課後子どもプラン	84		
防犯教室	85		
防犯教育	86		
防犯情報	87		
防犯情報配信システム	88		
防犯条例	89		
防犯担当部署	90		
防犯パトロール	91		
防犯標語	92		
防犯ブザー	93		
防犯ボランティア	94		
防犯優良マンション認定制度	95		
防犯リーダー	96		

# あいさつ運動

## あいさつ運動とは

「あいさつ運動」とは、地域のコミュニケーションの活性化を図り、豊かな人間関係と住みよい生活環境を築くため、子ども同士はもとより、地域の大人が率先して出会った人に声をかける運動である。

防犯という観点からみても、「あいさつ運動」は重要である。あいさつを交わすことで相手の顔を確認できるため、不審者の立場からすると、目撃されたということになる。犯罪企図者は、あいさつや声をかけられると犯罪をためらう場合が多いので、あいさつ運動は**犯罪抑止力を高める**効果がある。

また、犯罪が起りやすい所は、暗く、近所付き合いが弱い地域である。あいさつすることで近所に顔見知りが増えれば、横のつながりができ、地域の雰囲気も明るくなる。

地域の実情に応じ、広報誌や回覧板などを通して繰り返し啓発活動を行ったり、あいさつ週間・月間などを設けたりして、地域住民の意識を高めることが大切である。

## 参考 山梨県「声かけ、あいさつ運動」推進要項

(趣旨)

**第1条** 少子・高齢化、核家族化の進行、情報化の進展等に伴い、人と人とのつながりが希薄になり、家庭や地域の教育力が低下し、社会の安全性が損なわれる要因ともなっている。このために、山梨県、山梨県教育委員会並びに山梨県警察本部は、大人も子どももお互いに「声かけ」や「あいさつ」を励行する「声かけ、あいさつ運動」を推進し、地域社会の連帯感を強め、思いやりの心を醸成することを期するとともに、豊かな人間関係を育む、明るく安全で住みよい地域社会づくりを進めていく。

(定義)

**第2条** 「声かけ」とは、温かなまなざしを向け、思いやりをもって自然な形でかかわる言葉や動作をいう。

**2** 「あいさつ」とは、人と人とり取り交わす「おはよう」、「こんにちは」、「ありがとう」、「ごめんなさい」等の言葉や動作をいう。

## 取り組み事例

### ●神奈川県

平成18年5月1日から、「神奈川あいさつ一新運動」に取り組んでいる。

これまででも、教育や防犯の観点から「あいさつ」による声かけ運動に取り組む、少しずつ効果を上げてきたが、今までの取り組みをさらに進め、明るく安心な地域社会づくりに向けて「**神奈川あい**



**さつ一新運動**」を展開している。これは、あいさつの実践を通して、より明るい地域社会に変えていこう、そして、新しい地域社会をつかっていこうという気持ちを込めて「一新」と表現したもの。毎年7月を「神奈川あいさつ一新運動」強化月間として、集中的な広報活動を行い、より多くの方々にあいさつの輪が広がるよう取り組みを進めている。

### ●鳥取県八頭郡若桜町

若桜町では、「元気で明るく、やさしい若桜町の子ども」を育てるため、それまでの「あいさつ運動」を一步進め、平成17年度から「**あいさつ+ONE (プラスワン) 運動**」を実施している。平成19年度の取り組みとしては、鳥取県の「心とからだいきいきキャンペーン」とタイアップして、次のようなことが実施された。

- ・防災無線放送による地域住民への啓発
- ・あいさつ通り等に「あいさつ+ONE運動」の幟旗の設置
- ・鬼っこ(若桜町のキャラクターの着ぐるみ)が保育園、幼稚園、小中学校を訪問しての啓発(登園、登校時間)

家庭でも親子読書、スキンシップ、家族一緒に食事をするなどを勧め、家族内でのコミュニケーションの機会を増やすよう呼びかけている。

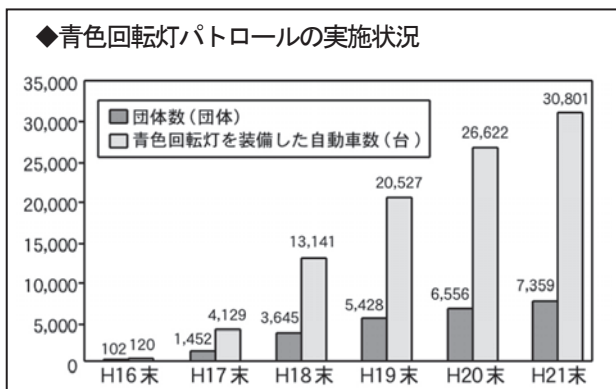
# 青色回転灯パトロール

## 青色回転灯パトロールとは

地域住民や民間団体、行政機関などによる自主防犯パトロール活動が活発化しているが、その多くは徒歩や自転車によるパトロールや子どもの見守り活動である。自動車によるパトロールが少ないのは、一般の自動車に回転灯を装備することが法令で禁止されているためである。そこで、平成16年12月から、一定の条件を満たす団体には、防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備することができるようになった。この、青色回転灯を装備した車両による防犯パトロールを、青色回転灯パトロール、あるいは青色防犯パトロールという。

東京都内では、青色回転灯パトロールが行われている地域の多くで、それ以外の地域よりも犯罪発生率が減少しているという検証結果が示されている。

青色回転灯を装備した防犯パトロール車両の数は、全国で約3万台(平成21年12月末)あり、前年比約1.15倍である。(警察庁調べ)



## 申請の対象となる団体

自主防犯パトロールを行う団体であり、次の1～4のいずれにも適合していると認められる団体ならば、申請手続きをすることができる。パトロール地域を管轄する警察署(生活安全課または刑事生活安全課)で申請し、警視庁の審査に合格すれば証明書と標章・パトロール実施者証等が交付される。

1 団体が次のいずれかに該当すること。

① 都道府県または市区町村

② 知事、警察本部長、警察署長、市区町村長から防犯活動の委嘱を受けた団体または委嘱を受けた者により構成される団体

③ 地域安全活動を目的として設立された公益法人、NPO法人、地方自治法の規定により市区町村長の認可を受けた自治会などの団体

④ ①から③のいずれかから防犯活動の委託を受けた者

2 実績・計画に照らし、継続的な自主防犯パトロールの実施が認められること。

3 青色防犯パトロール講習を受講するなどして、防犯パトロール中に予想される事案に適切に対応できると認められること。

4 青色防犯パトロールを適切な方法により実施することができるものと認められること。

## 各地の運用状況と声

### ●福島県・泉地区地域安全パトロール隊

運用に先立ち、青色防犯パトロール者講習会を積極的に受講して、青色回転灯装備車を保有するメンバーの私有車11台を有効に活用した地域安全パトロールを実施している。

### ●大阪府・豊中青色パトロールおかつぴき隊

広範囲に及ぶ豊中警察管内では車両によるパトロールが有効なため、団体で2台を運用、メンバーが交替で日夜、青色防犯パトロールを展開している。ガソリン代については防犯協会各支部から支援を受けているが、活動が頻繁になればなるほど燃費の問題が浮上する。

### ●徳島県・ブルー・パトロール“HIT”(青パト・ヒット)

会員の有志20名の私有車両を青色回転灯防犯活動車両に指定し、各支部ごとに当番表を作成して運用している。定期的な青色防犯パトロール以外にも、青パト・ヒットのシンボルマークが入ったマグネットシートを作成し、会員は同シートを私有車両のボディに貼付して走行している。

(警察庁「自主防犯ボランティア活動支援サイト」より)

# アダルト・サイト

## アダルト・サイトとは

アダルト・サイトとは、主に男性向けの性的な内容を含む画像や映像、音声などを提供する**成人向け Web サイト**のことである。インターネットには、このような青少年の健全な育成にとって有害な情報も多く発信されてる。

アダルト・サイトは成人に利用を限定しているものが多いが、公的な証明などによって厳密に成人を識別しているところは少なく、子どもが簡単に成人向けの情報にアクセスできるなど課題も多い。

## アダルト・サイトの問題点

アダルト・サイトは通常、会員制サイトと非会員制サイトに分けることができる。

会員制サイトは、クレジットカードや銀行振り込み、プリペイドカードなどで一定の金額を支払い、一定期間の視聴が行えるようになっている。非会員制サイトは、サイト内に広告を表示し、それからの収入で運営するようになっている。

日本では、法令に基づいて閲覧前に成人向けサイトであることを公示することが定められており、閲覧者が自ら年齢認証を行ってから閲覧するようになっている。年齢認証の方法は、Web ページに年齢を問うボタンが設置されているという単純なものや、電子メールを運営者に送信することでIDとパスワードを取得し、その上で閲覧するものがある。会員制サイトでは、クレジットカードで成人認証を行うものなどもある。非会員制のサイトでは、成人向けコンテンツを視聴する際に、厳密な年齢認証を行っているサイトは少なく、視聴料を徴収する会員制サイトでもコンビニからの支払いでも可能であるため、いくら18歳未満の者の視聴を禁止しても年齢を詐称することが可能であり、健全な青少年の育成という趣旨に反する利用がなされる場合がある。

また、日本では過激な性描写が含まれるコンテンツの提供は法律で制限されており、場合によっては公然わいせつ物陳列罪や児童ポルノ禁止法違反など

に問われることがある。このため、画像や動画を海外サーバーにアップロードするケースも多い。この際、国内から海外のサーバーにアップしても日本の法律が適用されるので、国内で違法とされる画像や動画を海外現地より海外のサーバーにアップロードして国内の法律の適用を免れるケースもしばしば見られる。したがって、無修正の日本人向け有料アダルト・サイトが海外で運営されていることが多い。

有害情報のアクセスだけではなく、アダルト・サイト周辺には利用料をめぐって、アダルト・サイトを装いカード番号を詐取する悪質なサイトが古くから後を絶たず、近年では**ワンクリック詐欺**(→p.102)など新たな問題も起きている。

また、会員制の場合、氏名や住所、メールアドレスなどの**個人情報**(→p.31)が名簿業者に流出したり、出会い系サイトに勝手に登録されたりするなど、個人情報が漏洩する事例も多く見られる。

さらに、アダルト・サイトを閲覧することで悪質なウイルスやワームなどに感染したり、ブラウザクラッシャーやマインドクラッシャーなどの被害にあったりすることもある。

このように、アダルト・サイトには様々な危険が潜んでいるので、なるべくこのようなサイトには近づかない方が無難である。



# アフターケア

## アフターケアとは

「アフターケア」とは、犯罪に巻き込まれた後の(after)被害者に対する世話(care)のことで、心身の痛手を軽減し、早期立ち直りを図るための措置をいう。子どもが安心感を取り戻せるような環境づくりや、専門的な診療も含まれる。

犯罪被害を受けた子どもが、保護者や教師に言い出せず、1人で抱え込んでしまうケースは多い。特に、性犯罪などでは、子ども自身に被害の認識がなくて1人で混乱していたり、たとえ認識があったとしても、自分が悪いことをしたような気になって逆に怒られるのではないかと心配したりしている場合もある。そのため、保護者は普段から子どもの様子をよく見ていて、いつもと様子が違うときは、保護者の方から話をするきっかけを与えてやると、子どもも言い出しやすくなる。

### ◆事件や犯罪の被害にあった子どもにみられる反応

- ・ 事件や事故の場面が頭に浮かんで不安になる。
- ・ 悪夢を見るかもという境新から寝ることができない。
- ・ 食欲がなくなる、または増加する。
- ・ 外出をしたがらない。
- ・ 友達や他の人と関わりたいがらない。
- ・ 赤ちゃんがえり（退行）して、甘える。
- ・ 集中力が低下し、落ち着きがなくなる。
- ・ 反抗的、攻撃的になる。
- ・ できごとに関する遊びや話を繰り返す。

## 被害を受けた子どもへの対応のしかた

犯罪被害により精神的ショックを受けている子どもに対し、問い詰めて強引に聞き出そうとしたり、ヒステリックな対応をとったりすることは禁物である。無理に被害体験を聞き出すことは、子どもの「心の傷」を悪化させる恐れがある。子どもに安心感を与え、子どもが話しやすい環境をつくることが第一である。

### ◆正確に聞き出すための言葉のかけ方

起こってしまった出来事に、大人が限られた情報しか得ていない場合には、大人の言葉のかけ方によって、子どもに事実と異なる報告を誘導してしまうなどの研究報告が数多くある。

子どもの話を異なった方向へ誘導する言葉のかけ方には、「Aですか」「Bではないですか」など「はい/いいえ」で答える閉ざされた質問、同じ質問をくり返すこと、質問する人が中立でない等が指摘されている。つまり、「〇〇されたの？」や「△△だったの？」といった質問のしかたをすると、実際にはそうでなくても、子どもの記憶が変わってしまう可能性がある。

子どもの話を誘導しないためには「いつ?」「だれ?」など、答えが限定されない開かれた質問（open-ended question）を用いること。質問の繰り返しをできるだけ避けること、中立の立場・受容的な態度で尋ねること、また、何より大人が感情的な揺れを子どもに見せないことが有効といえる。そして、子どもの言うことを全面的に信じる態度を示すこと、そして、子どもが悪いのではないことを、言葉や態度で伝えることも重要だと言われている。

日ごろは親や保育者に足場を組んでもらうような会話をたっぷりして、子ども自身が話すことで伝わったと思える経験を1つでも積み重ねておくことである。（「幼い子どもを犯罪から守る～命つなぐ防犯教育～」北大路書房刊より）

## 専門医の治療を受ける

子どもの体に外傷がなくても、病院へ行って診断してもらうのがよい。性犯罪の場合は、性感染症のかかっている危険性もあるので、できれば同性の医師がいる病院を選ぶ。精神的なショックが残る場合が多いので、状況に応じて心療内科を受診することも考える。

また、自分の子どもが犯罪被害にあったら、親もショックを受ける。なかなか立ち直れない場合は、被害者支援の団体に相談する。

### ●主な支援機関・団体

<http://www8.cao.go.jp/hanzai/soudan/kikan/kikan.html>

# 安全・安心まちづくり

## 犯罪対策閣僚会議における安全・安心まちづくり

戦後長い間、年間 140 万件前後で推移していた刑法犯の認知件数が、平成 14 年に約 285 万件と 7 年連続で戦後最多を記録し、刑法犯検挙率は過去最低の水準となった。これをきっかけに、政府は平成 15 年 9 月から、内閣総理大臣が主宰し、全閣僚を構成員とする「犯罪対策閣僚会議」を開催している。そして平成 15 年 12 月、この「犯罪対策閣僚会議」において、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が決定した。この行動計画の骨子として、「**地域連帯の再生と安全で安心なまちづくりの実現**」が挙げられた。

上記の行動計画を基に、平成 17 年 6 月、犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の合同会議において、「**安全・安心なまちづくり全国展開プラン**」及び都市再生プロジェクト「**防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築**」が決定され、両者を調和させて推進していくこととなり、警察庁及び都道府県警察も、これらの取り組みに積極的に参画している。

このような流れの中で、「安全・安心なまちづくり」というキーワードが全国的に浸透していった。

## 各関係省庁の「安全・安心まちづくり」関連施策

### 警察庁→「空き交番」の解消

「空き交番」(警察官の不在が常態化している交番)は平成 16 年時点で全国の交番の約 30%に当たる 1925 か所あり、凶悪犯罪の増加など治安状況の悪化に伴い、不安を訴える住民の声が高まっていた。

そこで警察庁は、すべての都道府県警察において、警察官の増員配置や交番の統廃合などを進めるなど、空き交番を解消するための 3 か年計画を実施し、計画通り平成 19 年 4 月 26 日には、全国の空き交番がゼロとなったことが発表された。具体的な解消策は以下の通りである。

- 警察庁は交番勤務の警察官を増員するよう各都道府県警に指示。その結果、4400 人増員。(現役の

増員以外にも、警察官 OB も積極的に活用。OB を交番相談員として交番に配置するケースは全国で約 2700 人から約 5600 人に倍増。)

- 交番の統廃合や官舎を兼ねた駐在所への転換。全国の交番数は 5%減の 6185 か所になったが、1 か所当たりの警察官配置を充実させた。

(平成 19 年 4 月 26 日共同通信の記事より)

### 文部科学省→学校の安全対策の推進

平成 17 年度から、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備するため、各学校の巡回指導等を行うスクールガード・リーダーを全国に配置するとともに、実践的な取り組みを実施するモデル地域の指定等を行う「**地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業**」を実施している。

### 総務省→頑張る地方応援プログラム

総務省では、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税等の支援措置を講じる「**頑張る地方応援プログラム**」を平成 19 年度からスタートさせている。その公募の際のカテゴリが 10 あり、そのうちの 9 番目が「安全・安心なまちづくりプロジェクト」となっている。→**頑張る地方応援プログラム**(総務省ホームページ内)

<http://www.soumu.go.jp/ganbaru/index.html>

### 各地域の「安全・安心まちづくり」関連施策例

- 地域における安全・安心まちづくり条例などの生活安全条例の制定や指針の策定
- 安全・安心まちづくり協議会やプロジェクトの結成・実施
- 行政・警察・企業間における安全・安心まちづくりに関連した覚書や協定の締結

# 安全管理員

## 放課後子ども教室推進事業の経緯

文部科学省では、平成16年度から18年度まで緊急3ヵ年計画として、「地域子ども教室推進事業」を実施していたが、平成19年度からは「地域子ども教室推進事業」の国の支援の仕組みや内容を変更して、「放課後子ども教室推進事業」として実施している。

具体的には、小学校の余裕教室等を活用し、地域の多様な人々の参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施している。事業の主な実施主体は市町村となっており、国は各地域での取り組みに対して補助をしている。

これと並行して、子どもが犠牲となる犯罪・凶悪事件が相次いで発生し社会問題化したことや、子どもを取り巻く家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、平成18年5月に「放課後子どもプラン」が創設された。「放課後子どもプラン」は、地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するものである。

### ◆関連サイト

#### ○放課後子どもプラン ホームページ

<http://www.houkago-plan.go.jp/index.html>

#### →放課後子ども教室推進事業

<http://www.houkago-plan.go.jp/houkago/index.html>

## 安全管理員とは

平成18年度までの「地域子ども教室推進事業」では、PTA関係者、退職教員、大学生、青少年・社会教育団体関係者など、地域住民の多くがボランティアとして参加し、安全管理面に配慮しながら、子どもたちを見守り、その中で様々な活動が展開されていた。

これに対し、平成19年度からの「放課後子ども

教室推進事業」においては、地域の方々に協力を呼びかける中で、さらに具体的に役割が示されている。その役割は、「コーディネーター」「安全管理員」「学習アドバイザー」の三役で、いずれも有償ボランティアである。（報酬金額は地域により異なる）

三役の中の「安全管理員」は、文字通り子どもたちの安全管理を図る役割を担っている。具体的には、放課後子ども教室における学習活動、スポーツや文化芸術などの体験活動、地域の大人や異年齢の子どもとの交流活動、様々な遊びの活動などに、子どもたちが安全に参加できるよう配慮することが、安全管理員の仕事である。

## 安全管理員研修会の事例

「安全管理員」が、その役割をきちんと果たすことができるように、安全管理員を対象とした研修会が各地域で実施されている。

その主体は教育委員会であることが多い。なお、内容は、以下のようなものである。

○放課後子ども教室の現場の状況（現状把握）と

課題抽出をするワークショップ形式の研修会

○KYT（危険予知トレーニング）の実践

○救急救命講習

（三角巾の使い方、心肺蘇生、AED講習など）

○情報交換・情報共有・事例発表会

○専門家の講義

（放課後子ども教室推進事業の意義や、子どもの居場所の環境づくりについてなど）

## 安全管理員になりたい場合

安全管理員を引き受けてみたいという場合は、最寄りの市区町村役場や教育委員会に問い合わせるとよい。また、市区町村によってはホームページ等に募集内容が掲載されているので参考にするとよい。

# 安全教育

## 安全教育の考え方

学校における安全教育は、下記の3つの分野において、子どもが自らの行動や身のまわりに存在する様々な危険をコントロールし、安全に行動できるようにすることを目的としている。教育課程の各教科・科目、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の中に位置づけ、それぞれの特質に応じて適切に実施されるべきものである。

- ① **生活安全** …日常生活で起こる事故・事件の発生原因と安全確保の方法について学ぶ。
- ② **交通安全** …様々な交通場面における危険と安全な交通の方法について学ぶ。
- ③ **災害安全** …様々な災害にかかわる危険と安全確保の方法について学ぶ。

### ◆新しい小学校学習指導要領(平成20年告知)

#### 第1章 総則

3 ……安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質において適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

## 家庭での安全教育

安全なはずの「家の中」でも、子どもが危険な目にあう可能性はある。災害だけでなく、宅配業者を装った強姦未遂などの犯罪に巻き込まれるケースもあり、子どもの留守番中に親の不在を確かめてから侵入する手口が多い。子どもを留守番させるときは、次のようなときの対応を家庭でよく話し合っておくことが大切である。

- 電話やインターホンが鳴ったとき。

(対応例) どうしても応対の必要がある場合は、「親は今、手が離せません」と言って保護者の不在

を知らせないようにする。

- 留守宅に1人で帰らせるとき。

(対応例) 鍵は見えないようにして持たせ、家に入ったらずぐに鍵をかけ、ドアチェーンをする。

- 地震や火事が起きたとき。

(対応例) 連絡先、連絡方法、避難場所をあらかじめ決めておく。

## 取り組みの事例

### 防犯教育／千葉県船橋市

小学校2年生を対象に防犯教育用の冊子「ふなっこのぼうはん」を作成。内容は「子どもが安心して生活するために守ること」「イカのおすしをおぼえよう」「安全マップの作り方」「防犯ブザーの使い方」などで、保護者への啓発も含まれている。

また、防犯教育用冊子を映像化し、小学校1年生を対象にビデオ版「ふなっこのぼうはん」を制作。平成19年3月に各小学校へ配付し、平成19年度からビデオを使用した防犯教育を始めている。

### 交通安全教育／神奈川県

高校生自身が主体となり、学校・家庭・地域が相互に協力連携しつつ支援していく「高校生の、高校生による、高校生のための交通安全運動」である「かながわ新運動」を平成2年より実施している。具体的な取り組みは、次の通り。

- ・交通安全委員会・交通安全集会などへの参加
- ・ヤングライダースクール(二輪車安全運転講習会)への参加
- ・地区交通安全高校生大会への参加

### 防災教育／兵庫県立舞子高等学校

阪神・淡路大震災の被災地にある兵庫県立舞子高等学校では、2年間の研究・準備期間を経て、平成14年4月に環境防災科が本格的にスタートした。科目は「災害と人間」「環境と科学」「社会環境と防災」「自然環境と防災」など。年に5回、学期末に行う避難訓練に防災教育をドッキングさせるなど、「教育」を「防災」の中心にすえている。

# 安全マップ

## 安全マップとは

安全マップとは、犯罪を行おうとする者に犯罪の機会を与えないことによって犯罪を防止しようとする考え方(犯罪機会論という)に基づき、犯罪が起りやすい「入りやすい場所」と「見えにくい場所」を記した地図のことである。

子ども自身がフィールドワーク\*を経験し、子ども自身が地図にまとめることで、子どもは危険な場所を避けたり、注意力を向上させたりする必要性を強く感じるようになる。

ただし、安全マップは、不審者が出没した場所、犯罪が発生した場所を表示した地図ではないので、それらと区別する必要がある。

(\*フィールドワーク:テーマに即した場所を訪れ、インタビューやアンケート調査、写真撮影、資料の収集等を行い、現地ならではの成果を求める活動をいう。)

## 犯罪の起りやすい場所

犯罪の起りやすい場所とは、「領域性が低い場所(入りやすい場所)」と「監視性が低い場所(見えにくい場所)」である。したがって、安全マップを作成する際には、この2つの視点から地域社会を点検、診断する必要がある。

物理的な要因として、どこからでも入れる公園は領域性が低い場所であり、植栽が多く遊具が見えない公園は監視性の低い場所といえる。

また、心理的な要因として、落書きがあったり、ゴミが散乱していたり、窓ガラスが割れて放置されていたりする場所は、住民の関心が薄いという点で領域性も監視性も低い場所といえる。

## 安全マップの作成手順

マップは、概ね次のような手順で作成する。

- ① 判断基準を子どもに示す…領域性の低い場所、監視性の低い場所の具体例を事前に示す。
- ② フィールドワーク…通学路や、放課後に寄りたり遊んだりする場所についてチェックする。
- ③ マップの作成…危険な場所の写真を貼ったり、危険な理由を書き込んだりする。「入りやすい」

「見えにくい」といったキーワードをしるしたシールを貼るようにすると効果的である。

- ④ 発表会の開催…展示会、コンテスト等を通じて、知識の定着を図る。地域住民へのアピールにもつながり、地域の防犯意識も高まる。

## 安全マップづくりからまちづくり

安全マップにより、単にまちの現状を点検するだけにとどまらず、それを実際のまちづくりにつなげている以下のような例もある。

- 世田谷区太子堂2・3丁目地区で行われた「太子堂歩こう会」及び子ども向けの「太子堂オリエンテーリング」の主催は、同地区のまちづくり協議会で、参加者が設定されたコースをグループごとに歩き、その結果を「よい点」「悪い点」「まちのイメージ」に分けて記入し、地図にまとめた。その後、同地区で行われた「緑の点検会」や「ブロック堀点検会」の結果をもとに、地区のまちづくり計画案をまとめ、世田谷区に提案。世田谷区は、その計画案を踏まえて、同協議会と協働して公園や道路の整備等を進めた。
- 春日井市安全なまちづくり協議会・安全都市研究部会の「通学路診断マニュアル」は、交通安全だけでなく、防犯や防災などの視点も加えたもので、その取り組みの延長として、春日井市安全・安心まちづくり女性フォーラム実行委員会が子どもたちやPTA、町内会、老人会などの参加を得て、防犯・防災・交通安全・環境の観点から、危険な箇所などを地図に落とした「安全マップ」の作成を始め、全小学校区の「安全マップ」を作成し市に提言している。春日井市の場合、マップ作りをただの安全点検にとどめずに、実際に通学路の環境改善に取り組んでいることや、作成した安全マップを市教育委員会で加工・整理し全ての小学生や町内会などに配布している等、行政と地域が連携し活動を行っていることがポイントとしてあげられる。

# いかのおすし

## 「いかのおすし」とは

「いかのおすし」とは、子どもが知らない人に声をかけられたときに、被害にあわないようにするための行動を示した、警視庁の考案による防犯標語である。インパクトがあり、子どもも覚えやすい。

- 「いか」=いかない(知らない人について行かない)
- 「の」=のらない(知らない人の車に乗らない)
- 「お」=おおごえをあげる(「助けて!」と大声をあげる)
- 「す」=すぐに逃げる
- 「し」=しらせる(周囲の大人に知らせる)

事故・事件から子どもを守るためには、学校関係者や保護者、地域の協力は不可欠である。その上で、子ども自ら「自分の身は自分で守る」ことを意識させ、身につけさせることも必要である。この点からも、「いかのおすし」を行動に移すことができるように指導する。

なお、「いかない」には、危ないところへは行かない、「のらない」には、知らない人の誘いにのらないという内容も含まれる。また、「しらせる」には、どんな人、どっちに逃げた、どんな車かなども大切な要件となる。

## 不審者による声かけの例と指導例

**「いかない」**…公園で遊んでいると、知らない人が話しかけてきた。

お菓子を買ってあげるよ。  
新しいゲームがあるから、一緒に遊ぼう。  
あっちの公園のほうが楽しいから行こうよ。

- ・「どこかに行こう」と言われても、絶対に行ってはダメ。
- ・知っている人でも「家の人に聞いてから」と言う。
- ・何回も誘われたら、すぐその人から離れる。
- ・追いかけて来たら、近くの家やお店に逃げる。

**「のらない」**…学校の帰り道、車に乗った知らない人が話しかけてきた。

お母さんが怪我をして病院に入院したから迎えに来たよ。  
駅に行く道が分からないから、車に乗って教えてくれるかな。  
雨が降っているから、家まで送ってあげるよ。

- ・知らない人の車には絶対乗らない。
- ・車に近づくのも危ない。
- ・道を聞かれたら、近くの人に頼む。
- ・追いかけてきたら、近くのお店や家に急いで逃げる。

## 「大声を出す」「すぐににげる」「知らせる」

- …知らない人に連れて行かれそうになった。
- ・体をつかまれたりしたら、大きな声で「助けて」と言う。
- ・防犯ブザーも鳴らす。
- ・危ないときは、すぐに近くのお店や家、交番などに逃げる。
- ・家に帰ったら、お父さんやお母さんに知らせる。

## その他の指導例

- ・登下校はみんなです。1人になったときは、人がたくさんいる道を歩く。
- ・公園や広場では、1人で遊ばないようにする。
- ・人がいないところには絶対に行かない。
- ・遊びに行くときは、家の人に、だれとどこで遊ぶのか、何時に帰るのかを言う。

(神奈川県横須賀市役所ホームページより)

## 「いかのおすし」テーマソング

「いかのおすし」を覚えてもらうために、子どもたちのために曲をつくり、いろんな施設で活躍中のkirakiraが歌にした。歌や踊りで子どもたちが楽しく身につけられるようにと、各地での取り組みが広がってきている。次のアドレスにアクセスすると、「いかのおすし」の歌、振り付け、話、紙芝居を視聴することができる。

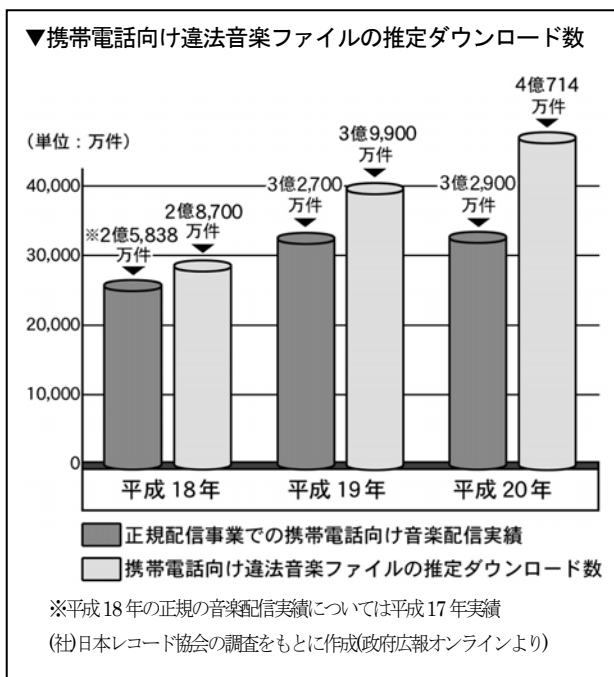
<http://kirakiland.web.infoseek.co.jp/page005.html>

# 違法サイト

## 著作権侵害のインターネット配信

著作権者の了解を得ないで、音楽や映像を配信する違法サイトが増えており、違法サイトと知りながらダウンロードする利用者も多い。

特に、若者を中心として多くの人たちが利用している携帯電話の音楽ダウンロードでは、合法的に配信しているサイトからのダウンロード数より、著作権を侵害して配信する違法サイトからのダウンロード数の方が多くなっている。



## 改正著作権法

平成22年1月1日から施行された改正著作権法では、著作権を侵害した配信だと知りながら権利者に無断で音楽や映像をダウンロードすることは、個人的に楽しむ目的であっても、違法(権利侵害)であるとされた。

違反した人に対する罰則は設けられていないが、ダウンロード行為について、明らかに違法配信であると知って行っていたり、それを誇示していたりするような悪質な場合は、著作権等をもつ人が権利侵害として民事訴訟を起こすことができるようになった。

## エルマーク

正規の配信サイトを安心して利用できるようにするため、業界の自主的な取り組みとして、正規の配信サイトを示す「エルマーク」の普及が行われている。

このマークは、レコード会社・映像製作会社との契約によってコンテンツを配信しているパソコン向けサイトや携帯電話向けサイトなど、音楽・映像配信事業者数の92%以上(218社の配信事業者、1144サイト：平成20年7月現在)に表示されている。



## 犯罪となる違法サイトの利用

インターネットを通じて多くの人たちが、音楽や映像を気軽に楽しめるような環境をつくっていくためには、1人1人が著作権に対する意識を高め、ルールを守っていくことが求められる。違法サイトを利用し、安易にダウンロードしたりコピーしたりしないようにすることが重要である。

### ◆著作権法違反の最近の事件例

#### ・音楽著作物を無許可配信

被疑者は、自宅パソコンからファイル共有ソフト「Share」を用いて、著作権者等の許諾を受けていない音楽を不特定多数のインターネット利用者が閲覧できるようにし、著作権を侵害。(平成21年11月)

#### ・映画やドラマをネット上で無許可配信

被疑者は、著作権者の許可を受けずに、平成20年11月29日から平成21年2月6日までの間、自宅パソコンからファイル共有ソフト等を使用して映画やドラマをインターネット上に無断で流出した。

(平成21年8月)(警視庁ウェブサイトより)

また、違法ダウンロードを理由とした損害賠償などの名目で、支払い請求が送りつけられる場合など、架空請求や振り込め詐欺などの可能性が指摘されている。そのような場合は、すぐに支払わず、文化庁著作権課や権利者団体の相談窓口にお問い合わせするなど、内容をよく確認することが必要である。

# インターネットカフェ

## インターネットカフェとは

インターネットカフェは、インターネットにアクセスできるパソコンを有料で利用できる施設のことです。従来からある漫画喫茶などと複合化している店舗も多い。平成22年3月現在で登録店舗数は全国で2,848軒あり、ブロードバンド化などにより快適にインターネットができることなどから利用する人が増加している。

しかし、パソコンを不特定多数で利用するため、利用した痕跡がパソコン内に残ることもあり、以下のような「ID、パスワード」等の個人情報を送信する利用は、できるかぎり避けたい。

- ・ネットバンキングの利用
- ・メールの送受信
- ・クレジットカードによる買い物
- ・インターネット・オークションの利用など

そのほか、被害にあわないためにも、利用後にログインしたサイト（Webメールなど）は確実にログアウトする、ゴミ箱の削除する（空になっているか確認する）などの措置をして、十分に用心することが大切である。

## その他の問題点

パソコンの利用方法以外にも、様々な問題点が指摘されている。店舗の構造上、死角が多いため、盗難や置き引きが発生することがある。また、青少年のたまり場となりやすい、家出少年、少女が半ば定住地としていることもある。さらに、閉鎖的な空間に大勢の人間が長時間滞在するため、インフルエンザなどの感染症が蔓延する危険性もある。

### 【インターネットカフェで起きた事件】

平成22年3月、大阪市の地下1階のインターネットカフェから「シャワー室から人が出てこない」と119番通報があった。大阪府警によると私立大2年の男性(24)がタオルで首をつり自殺をしていた。消防局の隊員がシャワー室近くで微量の硫化水素を検知、客ら約140人を避難させた。付近は繁華街で、一時騒然となった。

## 地方公共団体の取り組み

各自治体では、青少年のたまり場となりやすいインターネットカフェ、漫画喫茶等の施設について、事業者に対して青少年による深夜の立入制限に関する自主的規制を促進している。

### ・東京都の取り組み

平成16年7月1日からインターネットカフェ、漫画喫茶等の施設は、青少年の深夜立入制限施設として規制対象となっており、違反事業者に対して罰則を課している。都では、青少年の健全な育成に関する条例に基づき、地域の力を活用した協力員制度を設けるなど、有害環境から青少年を守る取り組みを推進している。

また、条例17条の2第6項に基づき、深夜ボウリング場、カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェ等へ警察職員を含む立ち入り調査を実施している。

## 「日本複合カフェ協会」の取り組み

漫画喫茶やインターネットカフェ等を営む複合カフェ事業者を代表する唯一の業界団体として、青少年の犯罪及び非行の防止、その他防犯・防災対策等に努めるとともに、業務の適正化並びに業界の健全な発展を図り、複合カフェ業界としてのさらなる社会的責任を果たしていくことを目的としてガイドラインを制定している。

### ◆店舗運営ガイドライン◆

- ・店舗運営…会員制度の採用、防犯カメラなどの設置など。
- ・青少年対策…年齢の確認、利用時間の制限、薬物・可燃物・危険物の持込み禁止など。
- ・インターネットのセキュリティ確保及びネットワーク利用犯罪の防止…著作物の無許諾利用行為の禁止、セキュリティ対策など。
- ・個人情報の取り扱い…個人情報の保護、プライバシーへの配慮など。

(平成15年9月1日より施行。一部抜粋)



# インターネット・ホットラインセンター

## インターネット・ホットラインセンターとは

日本におけるインターネット上の違法・有害情報（児童ポルノや規制薬物の広告等の違法情報や、犯罪を引き起こす原因となるような公序良俗に反する情報）の通報受付窓口で、インターネットホットラインの国際ネットワークであるINHOPLEの正会員である。警察庁から財団法人インターネット協会への業務委託という形態で、平成18年6月1日から運用を開始している。

## ホットラインセンター設置の背景

インターネット上には膨大な量の情報が流通しており、海外のサーバーに蔵置されているものやコンテンツ自体のコピー、改ざん、削除などが容易にできるものも多い。こうした中で違法・有害情報に対応するには、サイバーパトロール(→p.39)による違法情報の発信者の取り締まり、受信側による情報のフィルタリング(→p.79)や、プロバイダ及び電子掲示板の管理者による違法・有害情報に対する送信防止措置などに加えて、広くインターネット利用者から違法・有害情報に関する情報を収集することが必要である。

また、違法情報を警察に通報する際には氏名・住所等を明らかにする必要があるため、通報に消極的になることも想定されることから、ポータルサイト(<http://www.internethotline.jp>)で一般からの通報を広く受け付け、通報された情報を分析して適切に対処するホットラインセンターの設置に至った。

## ホットラインセンターの役割

### 警察への情報提供

インターネット上での流通が刑罰法規に違反する疑いがある情報、犯罪関連情報（禁制品の販売に関する情報等）や自殺関連情報等について警察に情報提供する。

### プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する対応依頼

違法・有害情報のうち一定の範囲の情報について、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して削除や

送信防止措置などの対応を依頼する。

### 関係機関等への情報提供

人権侵害、知的財産権侵害などに関連する通報については、専門的な対応を行っている関係機関・団体に対して情報提供をする。例えば、名誉毀損、プライバシー侵害情報については法務省人権擁護機関などに、知的財産権侵害情報については各権利者団体などに情報提供する。

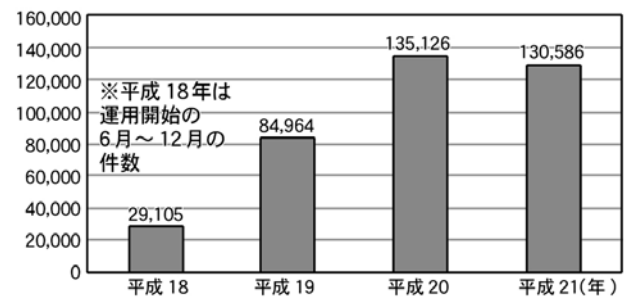
### フィルタリング事業者に対する情報提供

ホットラインセンターで集積した違法・有害情報のデータベースについて、フィルタリング事業者に対し、定期的に情報提供をする。

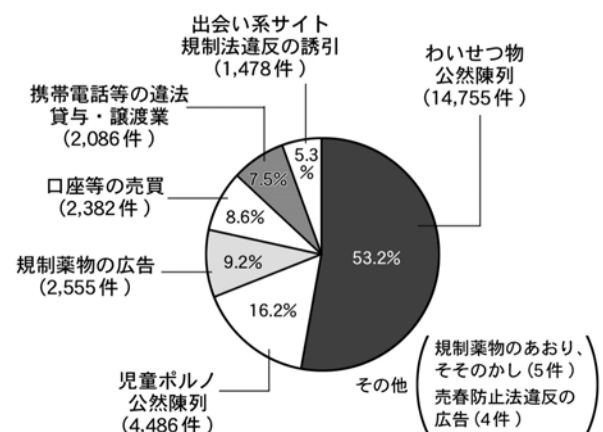
## 運用状況

平成21年には、1年間で130,586件の通報を受理、分析の結果、総件数は140,391件となった。そのうちの19.8%にあたる27,751件が違法情報と判断された。そのうちの19.5%は、海外のサーバーに蔵置された情報であった。

▼通報受理件数の推移



▼平成21年度の違法情報の内訳



# オンラインゲーム

## オンラインゲームとは

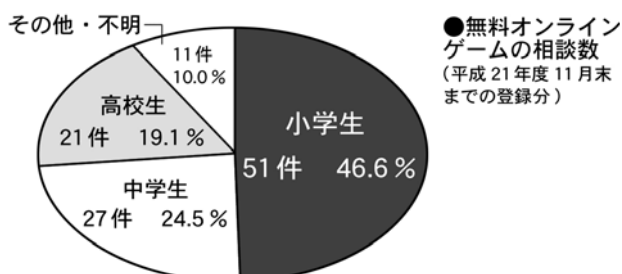
「オンラインゲーム」とはインターネット回線に接続してプレイするゲームの総称で、「ネットゲーム」とも呼ばれる。不特定多数の人と同時進行で楽しむのが特徴で、サービス全体の登録会員数は、約3,000万人ともいわれる。インターネットカフェ(→p. 16)と提携して、店内でもプレイできるようにしているゲーム制作会社・運営会社も多い。

### ◆オンラインゲームの始め方

- ① ゲームタイトルごと、もしくはゲーム会社ごとに会員登録をして、IDとパスワードを取得する。
- ② 料金を支払う。  
【課金の種類】
  - ・月額定額制 ……基本料金のみ課金
  - ・アイテム課金制 ……アイテム購入時のみ料金発生。  
基本料金は無料。
  - ・従量課金 ……プレイ時間によって課金※上記の課金方法が複数組み合わせられているゲームもある。  
【支払い方法】  
クレジットカード、銀行振り込み、電子マネー、ISP決済(ゲーム会社提携のプロバイダへの支払い)など。
- ③ システムやデータを携帯電話やパソコンに保存。
- ④ 取得したIDとパスワードを入力してログインし、ゲームをスタートさせる。

## オンラインゲームをめぐるトラブル

独立行政法人・国民生活センターによると、平成21年度に全国の消費生活センターに寄せられたオンラインゲームに関する相談は654件。そのうち約4割(273件)が、無料をうたったオンラインゲーム(無料オンラインゲーム)の相談である。そのうち、20歳未満の相談は110件(40.3%)あり、小学生が51件と半数近くを占める。



テレビや雑誌、ネット上の広告では「無料」ばかりが強調され、有料コンテンツが含まれていることをユーザーが十分に認識できるように表示されていない。「無料」とうたったゲームサイトにアクセスしたとたん、高額な請求をされる場合もある。

また、子どもがゲーム内などで知り合った人から「ゲームで利用できるポイントをあげる」などと誘われ、メールや掲示板等で個人情報(名前や住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、口座番号等)を教えたという事例もある。個人情報を教えてしまった後に相手と連絡が取れなくなったり、登録した覚えがないにもかかわらず、ゲームサイトからの請求メールや出会い系サイトから勧誘メールが執ように届いたりすることもある。

このように、オンラインゲームでは子どもがらみの犯罪が多発しており、子どもが加害者になるケースもある。アイテム欲しさに不正アクセスをしたり、そうして得たアイテムを転売したりする子どももいるので、十分な注意が必要である。

### ◆オンラインゲーム利用の際の注意点

- ・無料をうたっているオンラインゲームでも、ゲームやアバター(自分の分身として画面上に登場するキャラクターのことで、髪型や服装、装飾品、背景などのアイテムを選んで、オリジナルのキャラクターを作成できるようになっている場合もある。)で使うアイテムが有料である場合も多く、また、利用に際しては通信費がかかる。
- ・サイト等で知り合った人から、無料でゲームができるなどと教えられても安易にアクセスしない。
- ・ゲームサイトで知り合った人などに不用意に個人情報を教えないこと。
- ・トラブルにあった場合は、消費生活センターなどに相談する。

【消費者ホットライン：0570-064-370】  
ガイダンスにより、住まいの地域の市区町村、もしくは都道府県の消費生活センターや消費生活相談窓口を案内。詳細は、消費者庁のHPを参照。

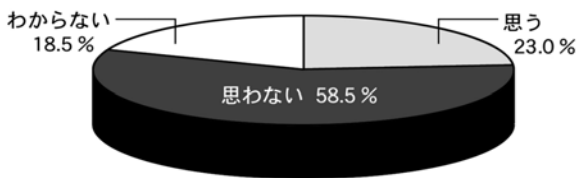
[http://www.caa.go.jp/region/pdf/100107hotline\\_2.pdf](http://www.caa.go.jp/region/pdf/100107hotline_2.pdf)

# 回避能力

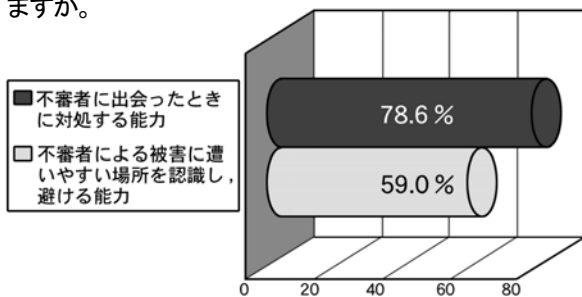
## 子どもに足りない回避能力とは

広島県の「子どもの犯罪被害防止対策プロジェクトチーム」が行った、子どもの危険回避能力に関する次のような調査結果がある。調査対象者は、小学校長、PTA関係者、地域活動者である。

① あなたの地域の子どもたちは全般的に不審者から身を守る能力を身につけていると思いますか。



② 「不審者から身を守る能力を身につけているとは思わない」と回答した方は、何が身につけていないと思いますか。



以上の結果から、不審者に出会ったときの対処方法だけでなく、子どもが不審者に出会いやすい危険な場所を避けるなど、自ら身を守る能力を身につけることが必要だとしている。

## 子ども自身の回避能力が身を守るカギ

いざというときに子どもを守るのは、子ども自身の危険回避能力である。したがって、普段から訓練をくり返したり、防犯シミュレーションを行ったりしておくことが重要になる。

### ●不審者に出会ったときの対処能力

『声かけ事案』(→p. 29)にもあるように、「大声を出して逃げる」「防犯ブザーやホイッスルをためらわず鳴らす」「近くの人や店、家に助けを求める」「知らない人に声をかけられたら大人に知らせる」といったように対応するよう徹底指導する。

また、『いかのおすし』や(→p. 14)『防犯標語』(→p. 92)にあるような、「つみきおに」「いいゆだな」「5つの約束」などの標語を繰り返し教え、習慣づけることにより、子ども自らが身を守る方法を習得できるようにすることが大切である。

「知らない人について行かない」では、子どもに伝わらない (セコム株式会社ホームページより)

例えば、いつも遊んでいる公園でよく見かけるおじさんは、顔を見たことがあるから、子どもは「知っている人」だと認識している。このことから、「知らない人について行ってはダメ!」という教え方では不十分であることがわかる。

単に「知らない人」といっても、子どもは「どの段階から知らない人なのか」を区別できない。子どもに教えるときは、「あなたが名前を知らない人」「その人がどんな人なのかよく知らない人」「お父さんお母さんが知らない人」などというように、「知らない人」をはっきり定義する。

### ●被害にあいやすい場所を認識し避ける能力

『ヒヤリハット』(→p. 77)にあるヒヤリハットマップや『安全マップ』(→p. 13)を子ども自らが作成し、人気がないような危険な場所を事前に避ける能力を身につけさせる。

また、「子ども110番の家」(→p. 36)や「防犯ステーション」の場所を確認しておくことも必要である。

### 防犯ブザーを使いこなす

防犯ブザーの普及率はかなり高まってきている。しかし、持っているだけでは意味がなく、使い方を練習して、実践的な活用法を身につけておく。普段利用するときは、次の3点に注意する。

- 手の届くところに身につける。
- 使い方を絶えず練習しておく。
- 電池の交換を忘れずに行う。

防犯ブザーは、子どもが不審者を信用したときや人気の少ない道路などでは効果を発揮しない。この点からも、そのような危険を回避する子ども自身の能力を養成しておくことが不可欠である。

# 学校裏サイト

## 学校裏サイトとは

「学校裏サイト」とは、小学校・中学校・高校に通う児童生徒たちが、学校の公式サイトとは別に、同じ学校に通う生徒間での交流や情報交換を目的に立ち上げた非公式なサイトを指す。子ども同士が自由に書き込める掲示板を使って、学校行事や授業内容などについて情報交換を行っている。

## 学校裏サイトの特徴

- ・設定したパスワードを子ども同士が口コミで教え合っていて、部外者が簡単に見ることができなくなっている。
- ・携帯電話からのアクセスしかできないようになっていたりするため、裏サイトの存在を確認することが難しい状況にあり、学校や保護者が知らないところで運営されている。

## 学校裏サイトの問題点

- ・匿名やハンドルネーム（インターネット上で用いる別名）で書き込むことができるので、無責任に相手の実名を挙げるなどして、個人の悪口や根拠のないうわさや、住所や電話番号などの個人情報まで書き込んだりしている。
- ・上記の悪口などを見たクラスメイトによって、ネット上のいじめが実際のいじめに発展し、転校を余儀なくされたり、不登校や自殺に追い込まれたりといったケースも起きている。

### ◆学校裏サイトに関連した事件

神戸の私立高校で飛び降り自殺した3年の男子生徒が、同級生の少年から現金を要求されていた恐喝未遂事件で、学校裏サイトの掲示板に、生徒の下半身の写真が掲載されていたことが分かった。このサイトは既に閉鎖されているが、兵庫県警は、逮捕された少年を含む同級生らのグループが写真の掲載に関与した疑いもあるとみて調べている。写真を見た友人が「これはいじめやぞ」と言うと、この生徒は「罰ゲームやから」と答えたという。

(平成19年9月19日/共同通信の記事より)

## 被害を最小限に抑える

もし、子どもが学校裏サイトのトラブルにあっていたら、サイトのアクセス方法を子どもに確認し、親が実際に見てみる。生徒たちは無料のレンタル(掲示板)サービスを利用していることがほとんどなので、問題があればレンタルサービスの運営会社に削除依頼を行う。また、実態を学校に知らせるとともに、名誉毀損罪や侮辱罪にあたると思われる場合は、下記の機関などに相談する。

### ・インターネットホットライン連絡会

<http://www.iajapan.org/hotline/>

### ・都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

### ・子どもの人権110番

電話：0120-007-110

(全国共通フリーダイヤル・無料)

平日午前8時30分から午後5時15分まで

また、下記のような「学校裏サイト」のリンク集を利用して検索することもできる。

### 「学校裏サイト」チェッカー

【ホームページアドレス】<http://schecker.jp/>

全国の「学校裏サイト」を簡単に検索・閲覧でき、仲間内での誹謗中傷など、学校間のトラブルを抑える手助けとなるサイト。上記サイトからリンクの閉鎖もできるので、発見した場合には「問い合わせフォーム」より問い合わせしてみる。

## 「情報モラル」を教える

家庭では、子どもたちの携帯電話の利用実態を十分に把握し、携帯電話の必要性・危険性についてしっかりと話し合う。子どもの携帯電話には、フィルタリング(→p.79)を必ず設定し、学校裏サイトにはアクセスできなくする。

また、誰かを傷つけるような書き込みはしない、わいせつな写真を貼り付けないといった「情報モラル」(→p.47)を、家庭や学校できちんと教えることが重要である。

# 学校警察連絡協議会

## 学校警察連絡協議会とは

学校警察連絡協議会は、学校と警察の緊密な連携によって相互に協力し、児童生徒の健全育成を図ることを目的としている。各警察署管内の小中学校長、中学校長、高等学校長、その他の学校長、各生徒指導担当教諭、警察職員等で構成されており、総会および協議会は通常毎年1回開催され、さらに必要に応じて開催される。

## 学校警察連絡協議会の歴史

昭和38年に警察庁と文部省からそれぞれ出された通達・通知に基づき、全国の警察署や市町村その他の区域ごとに、学校警察連絡協議会や補導連絡会等の組織が設けられた。

平成9年には、改めて学校と警察との連携の強化について警察庁と文部省からそれぞれ通達・通知が出され、少年の非行防止に加え、被害防止も念頭に置いた具体的措置に係る協議およびその実施等が推進されている。

平成21年4月現在で、警察署の管轄区域や市区町村の区域を単位に、全都道府県で約2500の学校警察連絡協議会が設けられている。(平成21年度警察白書より)

## 主な役割

昭和56年度の警察白書によれば、学校警察連絡協議会の役割は、次の通りである。

- ・学校と警察による非行防止活動の経験や資料の交換
- ・具体的な非行防止対策の検討
- ・学校と警察の協力による街頭補導活動等

また、通学路などにおける子どもの犯罪被害を防止するための諸対策として、警察と教育委員会および学校等との連携については、学校・警察連絡協議会の場を活用するほか、**学校警察連絡制度**などの学校と警察との相互連絡の枠組みや**スクールサポーター**(→ p. 51)などの制度を活用して、情報の共有化と共通認識の醸成を図っている。

## 各地の活動事例

### ●東京

警視庁は平成20年6月、児童・生徒の非行防止と健全育成を図ることを目的に、各方面別に学校警察連絡協議会を開いた。公立学校と警察署・本部関係所属が、少年非行の実態と非行防止対策「学校内における問題行動の取り扱いとその対応」「携帯電話等のもたらす弊害から子供を守る対策」「少年相談事例から見た少年の特性・心理」などの方面別に協議、意見交換し、相互の緊密な連携を図った。

(日刊警察ニュースより)

### ●兵庫県川西市

平成22年2月、川西市青少年センター研修室で、第3回学校・警察・センター連絡協議会が開かれ、警察等関係機関から青少年問題の現状についての報告と、小中学校の先生による実践発表が行われた。

その後の研修会では、伊丹市学校支援アドバイザーによる「自他の生命を尊重する心をはぐくむために」と題する講演が行われた。子どもの言葉に積極的に耳を傾ける姿勢を持つこと、厳しさの中に温かさを持つこと、礼をもって対応することなど、青少年を育む立場として大切なことが再確認された。

(川西市教育委員会教育支援質・青少年センターのホームページより)

### ◆学校・警察連絡制度◆

この制度は、検挙または補導した非行少年等の行った非行概要を、少年の在籍する学校に連絡することにより、教育現場における指導に反映させ、再非行防止及び健全育成、並びに関連する非行等による被害防止拡大防止を図ろうというもの。

文部科学省などが平成14年に通知を出したことで、制度の導入が本格化した。現在は、全都道府県で導入されている。

この制度をめぐるには、教育界から「子どもの人権軽視やプライバシー侵害につながる危険性がある」「情報管理がどこまで担保されるか不明」などの慎重論も出ている。

# 学校施設の防犯

## 文部科学省の取り組み

文部科学省では、平成14年から学校安全の充実に取り組む「子ども安心プロジェクト」を推進している。これを受けて、学校施設の防犯対策の在り方を総合的に提言した「学校施設の防犯対策について」（平成14年11月）を策定するとともに、平成15年8月と平成16年1月に「学校施設整備指針」を改訂し、学校施設の防犯対策に関する規定の充実を図っている。

また、「学校施設整備指針」における防犯対策に関する規定について分かりやすく解説した手引書として「学校施設の防犯対策に関する調査研究報告書」（平成16年9月）を作成し、周知を図っている。

### ◆学校施設の防犯が推進される要因となった事件

- 平成11年…京都市立日野小学校の校庭内において、小学2年生が不審者に包丁で殺害される。
  - 平成13年…大阪教育大学附属池田小学校に包丁を持って侵入した男が1、2年生の教室に乱入し、児童8人死亡、教師を含む15人が重軽傷となる。
  - 平成15年…宇治市立宇治小学校で、給食中の小学校1年生の教室に男が侵入し、児童2名が傷害。
  - 平成17年…寝屋川市中央小学校で17歳の少年が教員1人を殺害、教員2人に傷害を与える。
- 警察庁統計資料によれば、平成20年度の学校における刑法犯罪件数は35,226件で、平成16年に比べて約80%に減少しているが、依然として高い水準である。

## 学校施設における防犯対策の視点

防犯環境設計（物理的環境設計による犯罪防止の手法で、接近・侵入の制御、視認性の確保、領域性の強化の3点が主な基本原則）の考え方を踏まえ、次の対策を計画的に講じることが重要である。

### ① 来訪者を確認できる施設設計

外部からの来訪者を確認でき、不審者の侵入を抑止する。門の設置場所や構造に留意すること、正門や通用門を見通せる位置に職員室や事務室等の管理諸室を配置すること、外部からの出入り

を的確に管理するために来訪者応対用の受付を設置することが重要である。

### ② 視認性や領域性を重視した施設計画

学校施設の防犯性を高めるため、敷地内や建物内及び外部からの見通しが確保され、死角となる場所がなくなるように計画する。さらに、どの範囲を何によってどう守るかという領域性に留意することが必要。門・囲障の設置や防犯監視システムの導入等により、物理的かつ視覚的にも守るべき範囲を明確化する計画が望ましい。

### ③ 通報システムの各教室等への導入

不審者の侵入防止だけではなく、万が一侵入された場合の対応も不可欠。緊急事態発生時に、校内各教室・スペース、校長室、職員室、事務室相互間や、警察、消防への連絡等を迅速に行うための通報システムを各学校へ導入する。

（「学校施設の防犯対策に関する調査研究報告書」より）

## 自治体の取り組みの例

### ●京都市

所管する学校の防犯対策整備を計画的に推進。具体例として、防犯カメラ等の機器整備の計画的な実施、「花と緑のグリーンベルト」による視認性の確保、住民ぐるみでの地域の安全管理の推進、防犯用緊急連絡インターホンの設置などが挙げられる。

### ●東京都杉並区

区全体の総合安全対策を策定する一方で、学校ごとに独自性を考慮して対応。安全点検と継続的な整備を実施している。

### ●愛媛県砥部町

全小中学校・幼稚園に、無線式・有線式を併用した来訪者監視システムを導入した。

### ●秋田市

市立小学校において、登校後出入口を1箇所に限定して警備員を配置。また、職員室から直接確認できない通用口にセンサー、インターホン等を設置した。

# 環境浄化

## 環境浄化とは

「環境浄化」とは、各都道府県の**青少年保護育成条例**や**青少年健全育成条例**に基づき、青少年を有害な情報や環境から守る取り組みをいう。有害図書などの取り締まりが中心だが、違反屋外広告物の撤去や清掃活動、美化活動なども含まれる。

ちなみに、岩手県「青少年のための環境浄化に関する条例」や茨城県「青少年のための環境整備条例」のように、条例の名称に「環境浄化」とか「環境整備」という言葉を使っている県もある。

### 参考 山梨県・青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（平成18年改正，19年施行）

（目的）

第1条 この条例は、青少年の保護育成を図るため、これを阻害するおそれのある行為を防止し、その環境を浄化することを目的とする。

（県民の責務）

第2条 すべて県民は、常に青少年が健全に育成されるように努めるとともに、これを阻害するおそれのある環境から青少年を保護しなければならない。

2 保護者は、その監護する青少年を健全に育成することが自らの責務であることを強く自覚して、健やかな成長にふさわしい環境の中で監護し、及び教育するように努めなければならない。

3 地域住民及び学校の関係者その他青少年の育成に携わるものは、その活動又は職務を通じて、相互に協力して青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第2条の2 物品の製造又は販売を業とする者、役務の提供を業とする者その他の事業を営む者は、その事業活動に関して、社会的責任を自覚し、自ら又は相互に協力して青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護するように努めなければならない。

## 自治体の活動事例

都道府県の条例を受けて、市区町村では地域の実情に応じた環境浄化活動を行っている。

## ●兵庫県姫路市

青少年に有害な社会環境を点検し、その除去と改善に向けて、少年補導委員会とともに次のような活動をしている。

### 1 環境浄化対策会議

それぞれの地域や社会で問題になっている内容等について、少年補導委員会の各ブロックや環境浄化部で研修を行っている。これまで、「青少年愛護条例」「出会い系サイト」「携帯電話やインターネットの危険性」などがテーマにされた。

### 2 環境実態調査（図書类等収納自販機調査）

図書类等自動販売機、ビデオレンタル店、カラオケハウス店舗、インターネットカフェ・まんが喫茶店などの店舗数を把握するとともに、青少年の利用について、店舗と情報交換を行っている。特に有害図書类等自販機については、平成18年に改正及び施行された「青少年愛護条例」のもと、姫路市内の4台を最後に、県下全廃を達成した。

### 3 有害図書類回収活動

有害図書类等を回収するポスト（白ポスト）を管理している。姫路駅前などに設置されていて、校区の少年補導委員が回収及び焼却処分を行う。

## ●東京都北区

「東京都青少年の健全な育成に関する条例」を受け、有害図書等を収納する自動販売機等に新たに義務づけられた措置状況（青少年が観覧できず、かつ、購入等ができないような措置）を把握するため、毎年、実態調査を実施している。

書店・古書店・コンビニエンスストア等における青少年に好ましくない図書の販売状況や区分陳列等の状況については、東京都から委嘱を受けた「東京都青少年健全育成協力員」が調査をしている。

また、青少年地区協議会では、地域環境浄化活動の一環として、自宅ポストに貼り付ける「青少年に有害なビラ・チラシお断りステッカー」を作成・無料配布している。

# 危機管理マニュアル

## 学校における危機管理

学校における危機管理とは、児童生徒・教職員の生命、学校に対する信頼、日常の教育活動を守るために、危機を予知・回避するとともに、事件・事故発生時には、被害を最小限度に抑える取り組みといえる。事件・事故発生時の教職員等の対応をあらかじめ定め、円滑な活動ができるように、各学校で危機管理マニュアルを作ることが重要である。

多くの教育委員会では、平成7年の阪神・淡路大震災を契機に**学校防災マニュアル**を作成した。さらに、平成13年の大阪教育大学教育学部附属池田小学校の事件を大きなきっかけとして、従来の防災中心のマニュアルに防犯も加えた**学校危機管理マニュアル**が作成された。

## 文部科学省の取り組み

文部科学省では、各学校のマニュアル作成の参考となるように、平成14年12月に「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」を作成し、全国の教育委員会や学校に配付している。平成20年には、このマニュアルを改訂し、「**学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー**」を作成した。各学校が、地域の実情に応じた危機管理マニュアルを作成する際の参考となるように「学校独自の危機

管理マニュアルの作成について」を追加したり、地域ボランティア等との連携の観点から、記述内容を充実させたりしている。

## 学校独自の危機管理マニュアル

学校独自の危機管理マニュアルの作成について、文部科学省は、次の4つの作成上の留意点を示している。特に原案の段階で、警察の指導を仰ぐことがマニュアルの実効性を高める上で有効である。

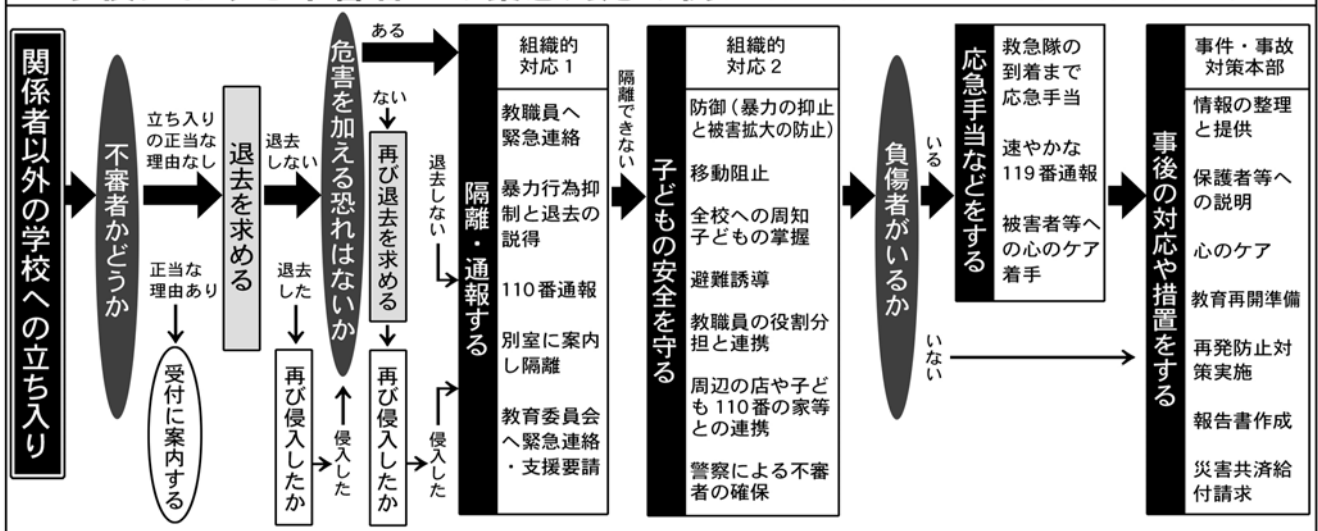
- ・文部科学省、各自治体等が作成したマニュアル等を参考にする。
- ・警察や防犯協会等の資料や助言を参考にする。
- ・各学校の特性・実態に応じたものとする。
- ・具体的で誰にでもわかるような明確な内容や表現とする。

また、学校独自の課題も明記しておくといよい。

### (例) 「本校の課題」

- 1 火災や地震を想定し、低学年が逃げやすいよう、下の階に低学年の教室を配置をしているので、不審者侵入の場合は、危険度が増す。
- 2 体育館の裏は、死角になりやすい。
- 3 地域社会の人間関係が希薄であり、学校に対する保護者の関心も薄い。(京都府教育委員会「学校独自の危機管理マニュアルの作成について」より)

## 学校における不審者への緊急対応の例(「学校の危機管理マニュアル」文部科学省より抜粋)





# 危険箇所

## 危険箇所とは

危険箇所とは、犯罪の起こりやすい場所である。犯罪の起こりやすい場所とは、『安全マップ』(→p.13)にあるように、「領域性が低い場所(入りやすい場所)」と「監視性が低い場所(見えにくい場所)」である。入りやすい場所は「近づきやすく逃げやすい場所」、見えにくい場所は「地域の人の目がない場所、届きにくい場所」ともいえる。

「近づきやすく逃げやすい場所」とは、誰でもどこからでも入れる公園や管理人のいない駐車場などである。

「地域の人の目がない場所、届きにくい場所」とは、樹木が生い茂っていて人目がさえぎられる公園、高い塀が続いていて見通しの悪い道路や街灯の少ない道路などがあたる。

## 危険な通学路、道路

### ① 歩道と車道の区別のない道は気をつける

歩道と車道の区別のない道路は、歩いてでも、自転車や自動車に乗ってでも近づくことができる。つまり、「近づきやすい場所」である。交差点の手前、電柱のある場所、道路の反対側が壁や塀、川等になっている、そちら側に身を避けるのが困難な場所は要注意である。反対側が壁のようにになっている場所では、危険を回避する行動が取りにくいので、犯行場所になりやすい。

### ② 明るい道路も気をつける

明かりが不連続に灯っている場所、自動販売機のように明かりが「点」のように光っている場所は、その明かりの外側は暗さが強調される。このため、犯罪者がとても好む場所である。

### ③ 家が凸凹に出入りしている道路も要注意

家と家の壁の連なりを「壁面線(家並み)」という。道路の壁面線にあるわずかな凸凹は視線をさえぎるだけでなく、夜間には思いがけない暗がりをつくる。この暗がりには、人が潜むには十分で、危険な道路といえる。

### ④ 大切にされていない道路は危ない

空き缶が散乱していたり、ビニール袋が空中を舞っていたりする道路は、ここを大事にしている人はいないという感じがあふれている。周辺の住民から愛されていない道路といえる。つまり、「地域の目がない場所、届きにくい場所」である。また、『割れ窓理論』(→p.101)にも通じ、ますます環境が悪化する可能性が高い場所といえる。

## 路上の安全点検のポイント

路上の安全点検を行う際は、以下のようなポイントに注目して行うとよい。

### 路上の安全点検のポイント

- 車道と歩道の感覚が狭い、ガードレール等が設置されておらず、車道と歩道の分離が不十分である。
- 細い道や裏道が多く見通しが悪い。
- 街路樹の手入れされていなかったり、不法投棄がある等、管理がなされていない。
- 住宅からの視線を遮蔽する樹木や塀などが続いている
- 国道等大きな道路への抜け道がある。
- 昼夜を通して暗い道である。

# 警察白書

## 警察白書の内容

警察白書は、日本における警察活動に対して、広く国民の理解を得るために警察庁が毎年刊行している白書である。その時代の社会背景と、犯罪発生の状況や動向などの実態、警察が講じている様々な対策や取り組みを知ることができる。

また、毎年「特集」があり、近年の特集は、「平成17年 / 世界一安全な道路交通を目指して」「平成18年 / 安全・安心なインターネット社会を目指して」「平成19年 / 暴力団の資金獲得活動との対決」「平成20年 / 変革を続ける刑事警察」「平成21年 / 日常生活を脅かす犯罪への取組み」などとなっている。

平成21年の警察白書における特集では、「振り込め詐欺」を中心とした「悪質商法」「食品偽装問題」など、日常生活において気づかぬうちに巻き込まれてしまう可能性のある犯罪についての現状と、それに対する警察の取組みについて記述されている。

このほか、トピックスやコラムも充実しており、現場で活躍する警察職員の手記なども掲載されている。

## 警察白書の入手方法

毎年だいたい7～8月頃に刊行されている。

### 書店で注文する

一般の書店やインターネット書店でも注文することが可能である。

なお、平成21年度版は大型本(26.8×20.8×1.6 cm) 222ページで、定価は1800円である。

(出版社：ぎょうせい)



### インターネット上で閲覧する

警察庁のホームページで、過去(昭和48年～)の警察白書のすべてを閲覧することができる。

<http://www.npa.go.jp/hakusyo/index.htm>

## 統計資料

警察白書には数多くの統計資料も掲載されているが、毎年の警察白書にまとめられる前に、警察庁のホームページ上で統計資料のみを閲覧することもできる。

○統計(警察庁)

<http://www.npa.go.jp/toukei/index.htm>

毎年半期ごとに犯罪情勢に関する統計が発表されるほか、1年ごとに「刑法犯認知・検挙状況について」の統計資料も発表されている。

### ◆インターネットで閲覧できる警察の統計資料の例

- ・犯罪情勢
- ・自殺の概要資料
- ・風俗関係事犯等について
- ・生活経済事犯の検挙状況について
- ・人身取引事犯について
- ・少年非行等の概要(平成21年1～12月)
- ・刑法犯認知・検挙状況について
- ・子どもや女性を守るための匿名通報モデル事業の運用状況及び対象犯罪の拡充について
- ・少年の補導及び保護の概況
- ・家出の概要資料

## 警察白書に関連する白書

○犯罪白書(→p.75)

それぞれの時代における犯罪情勢と犯罪者処遇の実情の報告、及び、刑事政策上問題となっている事柄が紹介されている。

参考URL:

<http://hakusyo1.moj.go.jp/>

○犯罪被害者白書

毎年、内閣府が国会に提出する年次報告書。犯罪被害者等基本法の規定に基づき、政府が講じた犯罪被害者等のための施策等について知ることが出来る。

参考URL:

<http://www8.cao.go.jp/hanzai/whitepaper/index.html>

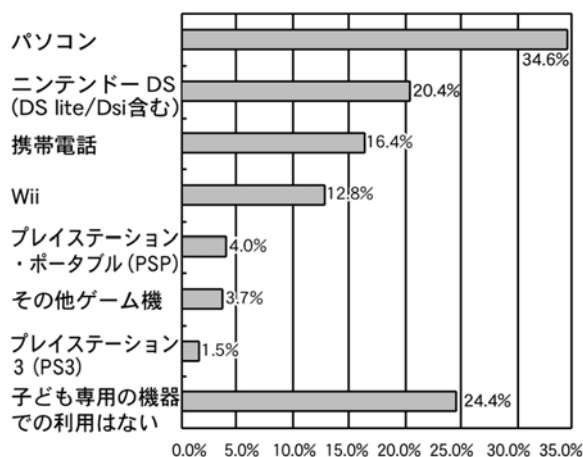
# 携帯ゲーム機器

## ネット接続ができる携帯ゲーム機器

携帯ゲーム機器とは、文字通り携帯可能な小型ゲーム機器のことで、カラー液晶画面を搭載し、ゲームソフトを用いて遊ぶ個人用コンピュータゲーム機器をいう。通信機能を持ち、インターネットのサイトを閲覧できるものも多い。

URL フィルタリング技術のネットスター株式会社の調査によると、子ども(小学3年生～高校生)のインターネット利用経験は、パソコンに次いでニンテンドーDS を使っているものが多いことがわかった。

### ◆子ども専用になっている機器でのインターネット利用経験 (複数回答可) 平成22年3月



また、ゲーム機の通信機能を利用したことがあり、「知らない人と遊んだことがある」のは、小学校低学年で 8.2%、小学校高学年は 16.6%、中学生は 20.7%いた。据え置き型ゲーム機と違い、携帯型ゲーム機は親の目が届きにくい。保護者の 70.9%が「子どものゲーム機でのネット接続に不安がある」と回答している。

しかし、一部のゲーム機はペアレントコントロール機能(「年齢制限」や「コンテンツ制限」など)を備えているにも関わらず、その機能を認知、利用している保護者は少ない。

#### ・ペアレントコントロール機能の保護者の利用率

「ニンテンドーDS」…5.1%

「プレイステーションポータブル (PSP)」…4.2%

## ゲーム機器のフィルタリングサービス

インターネットの世界には、違法サイト(→p.15)や出会い系サイト(→p.61)などの有害サイトも存在している。最近では、ゲームの攻略サイトに見せかける悪質サイトも増加し、子どもが意図していなくてもアクセスしてしまうことがある。

それらから子どもたちを守るために、ゲーム機器用のフィルタリングサービス(→p.79)もある。

### ●「i-フィルター」 デジタルアーツ(株)

インターネットアクセスを制御するソフトで、パソコンだけでなく、「ニンテンドーDS」や「プレイステーション・ポータブル」など計7種のゲーム機に対応する製品がある。(月額315円税込)

### ●「トレンドマイクロ キッズセーフティ/ウェブセーフティ」トレンドマイクロ(株)

「プレイステーション・ポータブル」や「プレイステーション3」に対応。有害サイトの閲覧を規制。(年額1980円税込)

## 携帯ゲーム機を使用した違法行為

子どもたちの有害サイト接続への不安だけでなく、「携帯ゲーム機器」でのモラルに違反した使用方法も問題になっている。

三陸河北新報社 2009年3月7日の記事によると、子どもたちが無線LAN機能のある「携帯ゲーム機」を使用して、他人のパソコンの無線LANからインターネットに接続し、いわゆる「ただ乗り」を行っているとして、気仙沼市内の一部の小中学校が保護者に注意喚起の文書を配布した。

他人のIDやパスワードを無断使用して接続した場合は違法(不正アクセス法)だが、「ただ乗り」はこの法に抵触しない。しかし、他人の無線LANを無断使用することで、身に覚えのない請求が所有者に届いたり、子どもたちが有害サイトにアクセスしたりする不安がある。

何よりモラル上の問題があり、学校では児童に、「第三者の電波を無断使用することは、他人の家のトイレを勝手に使うような行為」というたとえて説明して、「ただ乗り」をやめるように話したという。

# 交番相談員

## 交番相談員とは

交番相談員は、警察官 OB としての豊富な経験を生かし、地理案内をはじめ、落とし物、被害届等の取り扱いのほか、次のような業務を行う。

- ・住民の困りごとなど各種相談の聞き取りと助言。
- ・事件・事故現場における警察官への活動支援や被害者の救護活動。
- ・事故現場での被害者の救護活動。
- ・交通安全のための活動や幼稚園、学校周辺等のパトロール。



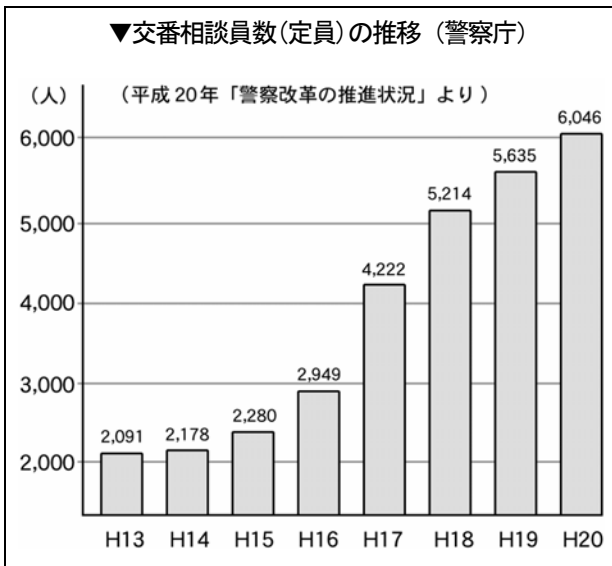
交番相談員の制服には、全国一律で桜の花をデザインした標章が付けられている。

## 制度整備の経緯

警察庁は平成 12 年の警察白書で、相談体制を強化するには、空き交番をできるだけ解消するとともに、相談業務を担当する警察職員の増配置や元警察職員等を非常勤の相談員に任命すべきであったとした。

さらに、平成 16 年から 3 年計画で、警察官の増員配置や交番の統廃合などを実施。現役の増員だけでなく、警察官 OB も積極的に活用した。平成 19 年 4 月には、平成 16 年当初 1,925 か所あった空き交番がすべて解消された。

平成 20 年には、交番相談員の増配置を推進するとともに、職務範囲の拡大に取り組む。



## 交番相談員の活動事例

### ・熊本県警／地域連携推進事業

熊本県警は、平成 20 年 4 月から犯罪抑止総合対策として「地域連携モデル事業」をスタートさせた。熊本市内の 4 小学校区をモデル校区に指定し、交番勤務の交番相談員を複数配置するとともに、防犯ボランティア等と警察とのパイプ役を担わせ、連携・協働しながら校区内の犯罪抑止・交通事故防止に取り組むもの。この結果、刑法犯認知件数、交通事故発生件数は前年比で減少した。平成 22 年 4 月からは「地域連携モデル事業」を「地域連携推進事業」として、推進校区を 8 小学区に拡大した。

### ・京都府警／いたわりテレホン活動

京都府警では、犯罪の被害者となりやすい一人暮らしの高齢者の自宅などに、交番相談員が交番から直接電話し、次のようなことを行う「いたわりテレホン活動」を実施している。

- ・身近に発生している犯罪や事故などの情報提供。
- ・被害などにあわないための防犯アドバイス。
- ・健康状態や掛かり付けの医療機関の把握。
- ・警察署や交番への連絡方法の案内。

### ◆不在対策機器の設置

空き交番の解消とともに、警察官や交番相談員が交番・駐在所にいない場合でも、来訪者が警察に用件を告げることができるように、不在対策機器の整備が進められている。受話器を上げただけで警察署とつながる電話、人の来訪をセンサーで感知して、警察署と音声で通話ができるようにする装置、来訪者が警察署の警察官の顔を見ながら用件を伝えることができるテレビ電話などがある。

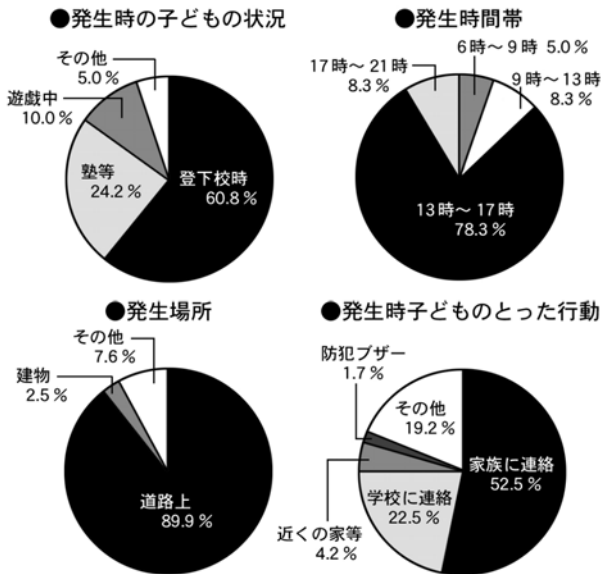
〈事例〉平成 18 年 2 月、言葉の不自由な女性が捜索願を出すため交番に来訪したが、警察官が不在だったので、交番に設置されているテレビ電話を利用して警察署の警察官に筆談で内容を伝えた。用件を把握した警察署では、直ちにパトロール中の交番勤務員に連絡し、速やかに捜索願を受理するなど適切に対応することができた。(高知)〈平成 18 年警察庁警察白書より〉

# 声かけ事案

## 声かけ事案とは

声かけ事案とは、18歳以下の男女に対して、犯罪行為に至らない前兆段階の「声をかける」「手を引く」「肩に手をかける」「後をつける」などの行為をいう。

## 声かけ事案の態様 (北海道警察ホームページより)



(13歳未満の子どもに対する事案・平成22年1月～3月 計120件)

このほか、被害者のうち女子児童・生徒が約8割、被害時に1人で行動していたのが8割、約6割が小学生以下の子どもが対象になっているという埼玉県警の報告がある。

### 〈事案が発生した場合の対応〉

- ・現場への早期臨場と子どもの保護及び不審者の発見・確保。
- ・学校、教育委員会などに対する声かけ事案発生情報等の電子メールによる配信。
- ・防犯ボランティア団体などと連携した通学路等に対するパトロール活動。
- ・学校、教育委員会などと連携した「子ども110番の家」「防犯ステーション」の周知活動や学校における防犯訓練の実施。
- ・アドレス登録している人の携帯電話やパソコンに、声かけ事案発生情報等の防犯メール(→p.88)による配信。

## 主な事例と対処方法

これまでの声かけ事案の例をみると、「お菓子を買ってあげる」「名前は？ お家はどこ？ 送ってあげる」「車に乗せてあげる」「お小遣いをあげる」などと甘言を用いて誘惑してくるケースが多い。

また、「お母さんが入院したから病院へ行こう」などと困惑させるケースや、腕やかばんをつかむ事案、卑猥な内容の声かけ等が見られる。

このような事案に対処するために、子どもには次のように対応するよう指導していく。

- ・大声を出して逃げる。
- ・防犯ブザーやホイッスルをためらわず鳴らす。
- ・近くの人や店、家に助けを求める。
- ・知らない人に声をかけられたら大人に知らせる。

また、通学路は決められた道を利用し、人気のない場所は1人で歩かない、近くの「子ども110番の家」「防犯ステーション」の場所を確認しておくことも必要である。保護者が一度通学路を点検し、どこが危険かをあらかじめ把握しておくことよい。

## 不審者情報

地域の住民や学校関係者から警察に寄せられた「声かけ」「つきまとい」「不審車両」「体接触」「痴漢」「露出」「写真撮影」等の不審者の情報のうち、地域の住民が注意、警戒を要する必要があるものをホームページ上に掲載している。

栃木県警では、不審者情報マップとして地図上の発生場所から、事案や不審者の特徴が調べられるようになっている。また、静岡県沼津市の場合は、不審者情報を、年月日、時刻、場所、性別・年齢、身長・体格、服装、髪型・帽子、装飾品、持ち物等、逃走方向、逃走方法、被害者の性別・年齢等、状態(登校中や帰宅中等)、状況(どのような行為を行われたか)の項目にわたって詳しく掲載している。

# 護身術

## 防犯のための護身術

犯罪被害にあわないためには、子ども自身の防犯能力を高めることも必要である。

身体的な武道の心得よりも、むしろ防犯への知識や知恵で犯罪被害を回避あるいは防衛する「知的護身術」を身につけることが大切である。

以下に記すのは、子どもが連れ去り等の被害にあいそうになったときの対策である。父親などが悪役になって子どもと実際に練習すると効果がある。

(『こどものあんぜんどくほん/太陽出版』より)

### 無視する、断る

不審な人が近づいてきて、何かをくれると声をかけてきても、相手のほうを見ないで断る。聞こえないふりをしてよい。

### 相手との距離をとる

相手が一步踏み込んでくることを考えて、腕の長さの2倍以上離れる。どれくらいの距離なら捕まえられるか、何度か試してみる。

### 走って逃げる

変だと思ったら、すぐに走って逃げる。「相手に失礼かも、自分の勘違いかも」などと考えずに、直感で判断すればよい。

### 大声を出す

危険を感じたら、「助けて!」「おまわりさん!」などと大声を出す。いざとなると声を出せないことはよくあるので、日ごろから腹から声を出す練習をしておく。

### しゃがんでから逃げる

抱きつかれそうになったら、地面に手をつくように勢いよくしゃがむ。そこから立ち上がりながらダッシュで逃げる。これは「タッチ&ゴー」と呼ばれる逃げ方で、大人との身長差を利用した有効な逃げ方である。

### 手を組んでしゃがむ

相手に抱きつかれたら、手首を捕まれないように両手を「お祈りの形」に組み、しゃがみこんで腕か

らぬける。そのあとはすぐに走って逃げる。

### 手をつかまれたら、ひねってほどく

つかまれた自分の手を相手の手の甲の方向へひねるようにしてふりほどく。外側からつかまれたら外側へ、内側からつかまれたら内側へひねる。とっさに行えるようになるまで練習する。



### 仰向けになって騒ぐ

どうやっても相手につかまりそうになったときの最終手段。寝転んで手足をばたばたさせて騒げば相手があきらめる可能性があるし、周囲の大人がその異変に気づくこともある。

#### ◆車に乗せられそうなときは…

自力で逃げるチャンスは、車に乗せられる瞬間までである。車に乗せられそうになったら、大声で拒否の言葉を叫び、帽子やかばん、靴などを路上に落として、少しでも手がかりを残す。

もしも車に乗せられてしまったら、それ以上犯人を刺激しないようにすることが大切である。車内で騒いだり、走っている車から飛び降りたりするのは非常に危険である。

## 自治体の事例

群馬県では、幼稚園、保育園、小中学校などを対象に、子ども向け防犯出前講座を開催している。群馬県治安回復対策室の職員(防犯設備士)と高崎警察署員、警備会社社員などが講師となり、誘拐・連れ去り防止や危険回避の知恵、簡単な護身術などについて1時間程度の講演をする。

また、高崎市のホームページでは、小学校中学年から高学年向けの簡単な護身術の一部(「腕をつかまれた場合」「後ろからつかまえられた場合」「相手が前から来た場合」)を映像で紹介している。

<http://www.city.takasaki.gunma.jp/soshiki/koutsu/simin/kodomo2.htm>

# 個人情報

## 個人情報とは

「個人情報」とは、個人を特定し識別できる手がかりとなる情報をいう。住所、氏名、年齢、性別、電話番号といった基本情報に加え、家族構成、学歴、職歴、勤務先、結婚歴、クレジット番号、年収なども含まれる。

中でも、社会的差別の原因となるような人種・民族、出身地・本籍地、思想・信教、精神及び身体障害、犯罪歴、政治運動・労働運動への参加状況や、個人の財産や債務の状況を示す個人信用情報などは、特に取り扱いに注意すべき情報として「センシティブ情報」と呼ばれる。

## 個人情報保護法

コンピュータの普及に伴い、個人情報がデジタルデータとして管理されるようになると、インターネットなどを介して個人情報が流出する危険性が必然的に高まっていく。プライバシーが侵害される恐れもあるため、個人情報の取り扱いに関心が高まり、法整備が進められてきた。そして、平成 15 年には個人情報保護法が成立し、平成 17 年には前面施行された。

### ◆個人情報保護法（抜粋）

#### （目的）

**第一条** この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

#### （定義）

**第二条** この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

## 情報漏洩の防止

個人情報保護法の施行後も、コンピュータウイルスに感染しやすいファイル共有ソフト（Winny や Share 等）を經由して情報漏洩するケースなどが増えており、個人情報の流出事故が跡を絶たない。大人はもちろん、子どもも個人情報の流失には十分に気をつけなければならない。

近年は、10 代の若者の間でプロフやブログが急速に広まり、保護者の知らない間に始めている子どももいる。また、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）やオンラインゲーム（→p. 18）の利用層も、低年齢化している。子どもがサイトに掲載した個人情報が原因でフィッシング（→p. 78）やネットいじめ（→p. 70）、ネット上の性犯罪者の標的になることがあるので、保護者はこれらのサイトに理解を深めるとともに、以下の点を子どもに注意させることが大切である。

- ・ネット上にフルネーム（特に名字）、連絡先、自宅の住所、電話番号、学校名、メールアドレス、年齢や生年月日、友人や親戚の名字など、個人情報は一切公表しない。
- ・自分や他人の写真（特に挑発的な写真）を掲載しない。なんでもないプリクラでも、アダルトサイトや出会い系サイトに転用されるケースがある。公開する画像に個人情報がわかるような点（背景や街路標識、自動車のナンバープレートなど）がないかを確認する。
- ・アンケート調査や懸賞募集のホームページやメールには、集めた個人情報を転売する悪質な業者もいるので慎重に対応する。
- ・インターネットカフェなどの共用のパソコンに残っているデータから、個人情報が漏れてしまう場合がある。ウェブメールを使用した後は、必ずログアウトする。また、ブラウザの履歴、キャッシュ、クッキーの削除、オートコンプリート機能の解除等の実行を忘れないようにする。

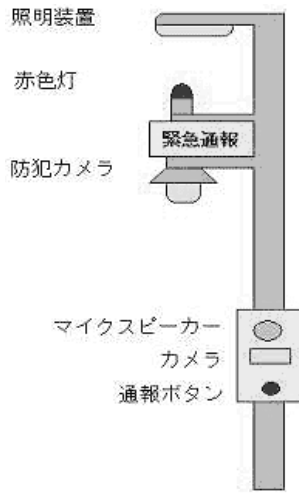
# 子ども緊急通報装置

## 子ども緊急通報装置とは

子ども緊急通報装置とは、事件・事故などの緊急時に通報ボタンを押すと、非常ベルが鳴り、赤色点滅灯が点滅して犯人を威嚇し、周りに異常な事態を知らせると同時に、直接管轄の警察署に対面カメラ付きインターホンを通じて映像と音声で通報できるシステムである。

また、スイッチは小学生が無理なく押せるように、地上から約80センチメートルに設けられていて、子どもからお年寄りまで簡単に安心して使うことができる。

警察庁が、平成14年度の国費事業である「子どもを守る緊急支援対策事業」の一環として、通学路や公園等で子どもが犯罪被害にあいにくい環境を作り出すため、各都道府県ごとに1通学区を指定して子ども緊急通報装置を7基ずつ設置。その後、各県警察が主体になって整備・運用が進められている。



(大阪府警察)

## 運用事例

### ・新潟県

新潟県では、新潟市立笹口小学校区に子ども緊急装置が設置され、平成15年4月から運用された。低学年児童でも覚えやすいように、「おまわりさん つうほう スイッチ」と表示されている。

### ・東京都

警視庁は、地域住民が安心して暮らせるまちづくり施策の一環として、都下9地域の道路・公園に109基のスーパー防犯灯と7基の子ども緊急通報装置を整備している。スーパー防犯灯は街頭緊急通報システムのことで、機能は子ども緊急通報装置とほぼ同じだが、監視カメラ(防犯カメラ)が付属しており、警察署のモニターに現場周辺の様子が映し出される仕組みになっている。子ども緊急通報装置は、対面カメラ(通報者撮影カメラ)を備えているが、監視カメラは備えていないものもある。

### ・大阪府

大阪府警察では、子どもが通学路や公園で犯罪にあうことを防ぐため、学校、自治体、地域住民と連携して、通学路や公園等の防犯設備の整備を推進している。平成15年4月1日に国立大阪教育大学教育学部附属池田小学校ほか5校の通学路に子ども緊急通報装置を設置し運用を開始した。

### 〈子ども緊急通報装置の活用方法〉

事件・事故などの緊急事態が発生。  
例えば、ひったくり・痴漢などの被害にあった、不審者が徘徊している、事件・事故を目撃したなど。

緊急通報ボタンを押す。

赤色灯が点灯し、ブザーが鳴り、周囲に緊急事態が発生したことを知らせる。

警察署のモニターに通報者の顔が映し出される。

インターホンで警察官と通話が可能。何があったのか落ち着いて話す。

警察官が現場へ急行するなどして、事件・事故の処理にあたる。

### 〈防犯ベル付き自動販売機〉

非常ボタンを押すと警報音が鳴り響く防犯ベル付き自動販売機が、南流山駅近くの民間駐車場前に設置された。防犯防止活動に取り組む「PFIジャパンインドネスリンク」、飲料メーカー、自動販売機オーナーの3者協力の下に設置されたもの。防犯ベル付き自動販売機の設置は、地元住民の協力が前提になる。警察への通報機能がないため、警報音が鳴った際には近隣住民に窓を開けて事件が起きていないか等を確認してもらう「地域ぐるみの防犯協力」が必要となる。千葉県下で2台目、全国では約200台が設置されている。

(千葉県・流山市ホームページより)



# 子ども女性安全対策班

## 子ども女性安全対策班の設置

近年、子どもや女性の犯罪被害が後を絶たない状況を重く見た警察庁は、平成21年度より警察官を増員すると共に、子どもと女性を性犯罪などの被害から守るための体制を強化している。

具体的には、子どもや女性に対する声かけやつきまといの行為者を見つけ出し、重大な性犯罪に発展するのを防ぐ専従チーム「子ども女性安全対策班」などの設置をするよう、警察庁から各都道府県警察本部に対して通達を出した。

この通達を受け、すべての都道府県警察本部に、「子ども女性安全対策班」が設置された。

## 設置の効果

平成21年10月の警察庁からの発表によると、同年4月から全国に設置された「子ども女性安全対策班」の約半年の活動によって、性犯罪の「前兆（公然わいせつ、卑猥な言動など）」で645人摘発したということである。このほか、摘発には至らなかった549人についても、誓約書を書かせるなどの指導や警告をした。

## 地域により異なる名称

「子ども女性安全対策班」は、都道府県によっては「子ども女性安全対策隊」「子ども女性安全対策専従班」「子どもと女性を守る特命捜査室」「J W A T（ジェイワット＝Juvenile and Woman Aegis Team）」などという名称となっているほか、様々な親しみやすい愛称などで呼ばれている。

<愛称をつけている警察>

- ・警視庁（東京） 「さくらポリス」
- ・北海道警察 「J W A T ほくと」
- ・静岡県警察 「特捜イーゼス」
- ・愛知県警察 「J w a t A I C H I」

## 活動事例

### ○警視庁「さくらポリス」

心理学を専門とする女性警察官、心理学以外に

もDNA鑑定を学び、性犯罪捜査員として指定を受けたプロの捜査員、少年事件などの捜査経験が豊富なベテラン捜査員などがメンバーとなっている。

事件現場付近の聞き込みや張り込みを集中的に行い、通学途中の女子高校生に対する連続痴漢事件や、帰宅時の女性を狙った公然わいせつ事件など、数多くの事件を解決している。

さくらポリスは発足1年で46人の男を逮捕する成果をあげ、「子ども・女性安全対策専従班」から、平成22年4月1日に「子ども・女性安全対策室」に格上げされた。

### ○静岡県警察「特捜イーゼス」

平成21年度に新設された「子ども・女性安全対策係」にあっては発足後1年が経過し、検挙・警告数では全国5位の実績を挙げた。本年4月1日からは対策室に格上げされ、通称「特捜イーゼス」と命名して積極的な活動を展開している。

なお、静岡県警は「県民を守る特捜3部隊」として、「街頭犯罪捜査係」（通称・特捜イーグル）、「子ども・女性安全対策室」（特捜イーゼス）、「鉄道警察隊特務係」（特捜イエロー）を設置している。

### ○島根県警察「子ども・女性安全対策隊」（J W A T）

女子トイレに侵入し、のぞきをした男を逮捕したり、自転車で下校中の女子高生に、車両でつきまとった男に指導・警告をしたり、女兒に声をかけて写真撮影し、住所や氏名を聞いた男に指導・警告をしたりするなど、強制わいせつや強姦などの性犯罪に至る前の時点で、逮捕・指導・警告をしている。

# 子どもの安全に係る関係機関

「子どもの安全」とは、一般的には不慮の事故なども含むが、ここでは、「犯罪からの子どもの安全」に特化した内容を記載する。

## 犯罪から子どもを守るための対策と関係省庁

平成13年6月に発生した「大阪教育大学教育学部附属池田小学校における児童及び教職員殺傷事件」、平成17年2月に発生した「大阪府寝屋川市立中央小学校における不審者が侵入及び教職員殺傷事件」、同年11月に発生した「広島市小学1年生女児殺害事件」、同年12月に発生した「栃木県今市市小学1年生女児殺害事件」と、子どもが被害にあう犯罪が連続して発生し、その都度、政府は子どもの安全に係る様々な対策を発表している。

その中核となっているのが、「犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議」である。この連絡会議は、内閣官房副長官補を議長とし、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の事務担当局長により構成されている。この会議において毎年「犯罪から子どもを守るための対策」がとりまとめられ、全閣僚から成る「犯罪対策閣僚会議」において改訂報告・承認されている。

参考資料：犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo/index.html>

「犯罪から子どもを守るための対策」に登場する省庁以外の機関

- ・学校警察連絡協議会
- ・母親クラブ・老人クラブ
- ・公民館・児童館・児童センター
- ・放課後児童クラブ（学童保育）
- ・ファミリーサポートセンター
- ・シルバー人材センター
- ・（独）科学技術振興機構
- ・（社）日本フランチャイズチェーン協会
- ・（社）日本PTA協議会
- ・児童相談所・児童擁護施設
- ・要保護児童対策地域協議会

## 地域で子どもを守るための連携機関

子どもを犯罪から守るための関係機関やその連携の形などは地域によって異なるが、ここでは、一般的な事例をもとに、地域における子どもを犯罪から守るための関係機関を列挙する。

### ○行政関連

都道府県庁レベルでは、「青少年・治安対策室」「くらし安全交通課」「県民生活課」などが子どもの安全に関わっており、市区町村レベルでは、「地域安全支援課」「生活安全課」などが該当する部署である。

### ○警察関連

各都道府県警察本部および各警察署の生活安全課が、子どもの防犯に関する相談窓口となっているほか、平成21年度からは警察庁からの通達により、各都道府県警察本部に「子ども女性安全対策班」の設置が推進されている。

その他、警察署内に事務局を構えていることが多い地域の「防犯協会」なども、警察と連携して子どもの防犯に深く関係している機関である。

### ○学校関連（PTAを含む）

教育委員会、学校教職員、PTA役員（特に校外委員）などが地域・行政・警察等と連携しながら、子どもの安全確保のための対策を実施している。

### ○地域住民・一般保護者（自主防犯ボランティア）

自治会が主体となって、子どもたちの見守りを実施したり、自治会の中に「防犯部」が存在しているケースも多い。また、「防犯まちづくり推進協議会」「社会福祉協議会」などが、防犯対策を率先している地域もある。

### ○その他、企業など

主に「子ども110番の家」の役割を担い、以下のような企業が参画している。

- ・コンビニエンスストア
- ・ガソリンスタンド
- ・タクシー会社
- ・新聞販売店 など

# 子どもの人権

## 子どもの人権と子どもの権利条約

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、前文で「極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在する……また、このような児童が特別な配慮を必要としている」と述べている。「子どもの人権」という言葉が人々の口にのぼるきっかけとなったのは、1989年に国連総会で採択された、この条約からといえるが、近年の子どもたちが関わる多様な事件や法改正、その是非をめぐる議論といったものも大きい。

### ◆子どもの権利条約

18歳未満のすべての子どもに最低限保障されるべき権利を包括的に規定した、法的拘束力のある国際文書である。国際人権規約(第21回国連総会で採択・1976年発効)が定める基本的人権を、子どもの視点から詳説。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定している。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効、日本は1994年(平成6年)に批准した。

## 新法の制定と法改正

国レベルでも、子どもに関わる重要な法律が次々に制定・改正されてきた。

- ・子どもを性被害や暴力から保護しなければならないという社会認識が高まったことから、**児童買春・児童ポルノ禁止法**(平成11年11月施行)や**児童虐待防止法**(平成12年11月施行)が制定されている。
- ・少年犯罪に対する懸念の高まりを受けて、平成12年11月に**少年法**が改正され、翌年4月から施行された。ただし、罪を犯した少年に対する厳しい対応が改正の基調なっているので、少年の立ち直り支援とは逆行するという批判もある。
- ・出会い系サイトを通して犯罪に巻き込まれる子どもが急増したことから、**出会い系サイト規正法**が平成14年9月から施行されている。

## 自治体における取り組み

自治体単位でも、子どもの権利を守るために積極的な取り組みが進められている。

### 子どもの権利保障のための条例の制定

先駆けとなった川崎市をはじめ、奈井江町(北海道)、小杉町(富山県)、多治見市(岐阜県)などが子どもの権利条例を定めている。いずれも子どもを権利の主体として認め、子どもの意見表明権・参加権なども規定した内容である。

### 総合的な子ども施策の策定

子育て支援に留まらず、子どもの権利保障を重視した総合施策を進める自治体も増えている。「大阪府子ども総合プラン」もその一例。京都市「京・子どもいきいきプラン」、国立市(東京都)では子どもたち自身による調査等にもとづいて「子ども総合計画」が策定された。

### 子どもの権利救済制度の創設

川西市(兵庫県)の「子どもの人権オンブズパーソン」をはじめ、岐南町(岐阜県)で「子どもの人権オンブズパーソン」、川崎市で「人権オンブズパーソン」、埼玉県で「子どもの権利擁護委員会」が設置されている。いずれも条例に基づいて設置されている機関で、一定の独立性・安定性を見込めることが特徴である。

### ◆子ども人権110番

「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、子どもをめぐる人権問題に対処するため、全国の法務局・地方法務局で「子ども人権110番」が開設されている。子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用電話相談窓口で、相談を受けるのは、人権擁護事務担当職員及び人権擁護委員(子どもの人権専門委員)。相談料は無料、秘密厳守で対応する。

ゼロゼロなのひやくとおぼん

電話番号：0120-007-110

受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分

# 子ども 110 番の家

## 「子ども 110 番の家」とは

「子ども 110 番の家」とは、地域の子どものための緊急避難場所、及び避難場所設置の取り組みを指す。

### 【参考】東京都江東区子ども 110 番の家事業実施要綱 第 2 条（定義）

- (1) **子ども 110 番の家** 子どもが不審者から避難する目的で訪れる、子ども 110 番の家協力者名簿に登録された住所にある建物
- (2) **協力者** 子ども 110 番の家に居住、勤務又は子ども 110 番の家を所有する者(法人を含む)で、協力者名簿に登録したもの
- (3) **子ども** 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者

### 第 3 条（協力者の役割）

- (1) 協力者は、子ども 110 番の家の見やすい場所に、子ども 110 番の家ステッカーを常に掲示するものとする。
- (2) 協力者は、子どもが助けを求めてきた場合に、子ども 110 番の家の中に入れ、子どもの安全を確保する。
- (3) 前号の場合において協力者は、子どもの状況を確認し、速やかに警察、学校、保護者等へ適切な連絡を行い、子どもの引き取りを依頼する。
- (4) 前号の場合において協力者は、子どもを引渡し後、当該事件の経過について地域振興部青少年課に報告する。  
(抜粋)

## 子ども 110 番のバス・タクシー

通学路の民家や商店だけでなく、バスやタクシーなどの車両が「子ども 110 番」の活動に取り組んでいる地域もある。

### 子ども 110 番のバス

ステッカーを車体の正面や側面に貼って、手を振るなど助けを求め子どもを車内に保護し、警察に連絡する。(ステッカーは関東バス。ほかに、網走バス、近江鉄道バス、掛川バスなど)



### 子ども 110 番のタクシー

東京の法人・個人タクシーは、警視庁と東京都の

協力のもとに、平成 18 年より「タクシー子ども 110 番」の取り組みを始めている。左右のリアピラーにステッカーを貼り、助けを求める子どもを車内に保護して事情を聞き、警察に通報する。ほかに、阪急タクシー、つばめタクシー(広島市)など。

## その他の「子ども 110 番」

### 子ども 110 番の駅

JR 西日本の取り組みで、「子ども 110 番の駅」のステッカーを見た子どもが駅に助けを求めにきた場合、子どもを保護し、子どもに代わって 110 番通報を行うなどの対応をとる。

### 理容子ども 110 番の店

全国の理容組合加盟店では、各種犯罪から緊急時に駆け込める場所として、理容子ども 110 番の店を実施している。

「チョコちゃんマーク」が目印。



### 子ども 110 番の工事現場

中国地方整備局広島国道事務所は、歩行者や周辺住民へ迷惑をかけることが多かった路上工事の現場を、子どもを見守り、保護する場所として提供することで、犯罪抑止効果による地域貢献、地域との連携強化等を目指している。

## ◆「子ども 110 番の家」最近の活用事例

(平成 20 年/岐阜県警)

- ・下半身露出男に追いかけられた女子中学生が「子ども 110 番の家」(酒店)に駆け込んだ。酒店では、男がいなくなるまで中学生を保護した。(各務原市)
- ・下校中、道路に座っていた男から「何年生? おいで、おいで」などと声をかけられ、不安を感じたので「子ども 110 番の家」に駆け込んだ。その家で女子中学生を保護し、学校等に連絡した。(瑞浪市)
- ・車に乗った男から「女子高生? 何年生?」と声をかけられ、腕をつかまれたが、駆けつけた知人に助けを求めるとともに隙を見て、近くの「子ども 110 番の家」に駆け込んだ。その家では女子高校生を保護し、警察に 110 番通報した。(大垣市)

# 子ども見守り活動

## 子ども見守り活動とは

子どもの安全を確保するため、一定の時間、一定の場所（学校周辺、通学路、公園など子どもが日常生活において行動する場所）にとどまるなどして周辺の子どもの見守る活動をいう。

子ども見守り活動に、決まった形はない。「掃除をしながら」「花に水をやりながら」「犬の散歩をしながら」など、日常的なことを子どもたちの活動時間帯に合わせるなど、少しの工夫で活動することができる。

## 見守り活動のポイント

神奈川県警の「子ども見守り活動マニュアル」には、次のようなことがポイントとして挙げられている。

- ・1人よりもできるだけ複数で。
- ・活動は目立つ服装で。（決められた腕章や帽子、ジャンパーのある人は着用する。）
- ・できるだけ毎日続ける。
- ・人通りの少ない場所で。
- ・時には場所を変えて。
- ・バランスの良い配置を。
- ・危険なことはしないで警察に通報を。（不審者などを発見したら、110番または最寄の警察署・交番へ。）

また、通学路などに不審者や不審車はいないかチェックすることも大切である。次のような人物は要注意である。

- ・車の中から子どもに声をかけている。
- ・携帯電話のカメラで子どもを撮影している。
- ・同じ場所を行ったり来たりしている。
- ・子どもたちに無差別に声をかけている。

## 活動事例

### ・茨城県築西市／小栗子どもを守る会

60歳以上のボランティアを中心に、自転車を引きながら子どもの集団下校に付き添い、全員の子どもの家まで見送ったら帰りは自転車に乗って帰る活動を行っている。不審者の出没がなくなるなどの成果をあげている。

### ・長野県生坂村／みまもり隊

「子どもの居場所づくり」を出発点に、地域住民のボランティアが日常生活の一部として、子どもたちを見守る活動を組み込んで継続的に実行。義務的な活動として日程・ルートを決めることはせずに、仕事、水田、ジョギング、犬の散歩に行く時など、各人が外出する都合に合わせて自由に活動している。

子ども見守りナビでは、各地の活動事例を紹介している。<http://www.mimamoru.jp>

## 支援事業

広島県警察では、「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の一環として、子どもの見守り活動を支援するため、平成22年度「子どもの見守り活動支援モデル事業」を実施している。

このモデル事業は、地域住民による子どもの見守り活動を行う団体を公募・選定し、積極的に支援するとともに、事業によって得られた検証データを今後の子どもの安全対策に反映させるものである。

モデル事業の実施団体には、活動支援物品として、腕章、ベスト、帽子、ホイッスルなどが支給される。

また、管轄の警察署が中心となって、地域安全情報を提供したり、研修会を行ったりして、子ども見守り活動に関する知識や技術の指導、助言などの各種支援を行う。

## 83運動

「83(ハチさん)運動」とは、子ども見守り活動の一種。子どもの登校する朝8時と下校する午後3時に、大人はなるべく外での用事、例えば、買い物や道路の掃除、玄関先の花の水やり、犬の散歩などをしながら子どもの存在に意識を向け、子どもを見守ることを生活の一部にしようという運動である。

これは、平成16、17年度東京都品川区立小学校PTA連合会が子どもの安全に関する様々な活動に取り組んできたことによって生まれた。現在は、有効な防犯活動として全国的な広がりを見せている。

# コミュニティサイト

## コミュニティサイトとは

コミュニティサイトとは、興味や関心を共有する人々がインターネット上に集まり、情報交換を行うコミュニケーションを中心とした Web サイトやインターネットサービスの総称である。

人が集まることで共同体＝コミュニティが生まれるが、インターネットを用いたコミュニケーションツールを使うことで地理的条件や時間、社会的立場など様々なしがらみや拘束を乗り越え、今までの対面的コミュニケーション中心の社会では考えられなかった多様なコミュニティが作られるようになった。

これらの共同体は、趣味や関心、余暇の過ごし方といった仕事以外のつながりだけでなく、同じ職業、同じ資格を目指す人たちのコミュニティサイト、レストランのロコミ情報の交流、さらには同じゲームソフトを使っている人たちやいわゆる出会い系サイトなどもコミュニティサイトの一種であり、その目的と種類や規模は多種多様である。

コミュニティサイトでは、メールや掲示板、チャット、ブログ、プロフ、ツイッターなど多様なコミュニケーションツールを利用して情報を交換・共有しているが、今後さらに様々なコミュニケーションツールやサービスが生まれる中で新たなコミュニティも形成されると予想できる。参加者が新しいメンバーを紹介して共同体を内部に形成するミクシーなどの SNS サービスや、利用者自身が自らの知見を集めて共同で編集するウィキペディアなども新しい形のコミュニティサイトの一種である。

## コミュニティサイトの問題点

学校や会社は実際にリアルな人が集まり、お互いの顔を見ながらコミュニケーションを行う対面的コミュニケーションの場となっている。

しかし、コミュニティサイトでは、このようなリアルなコミュニティとは異なり、あくまでもネットワーク上のツールを介した顔が見えない相手との交流であり、また自分の個人情報を相手に知られるこ

とも多くない。このため、コミュニティに一旦参加したくないと思えば、いつでもコミュニティを抜けることができる。このようなことから、コミュニティサイトでのつながりは基本的には希薄な関係と言える。

しかし、その一方で、コミュニティサイトは地理的条件や時間、社会的立場に拘束されず大きな母数の中から気の合う人を選ぶことが可能で、四六時中コミュニケーションを行うことができるため、中には家族以上の連帯意識や親密さを感じる者もいる。

学校や地域など実際の共同体とネット上のコミュニティとの違いや危うさに気づかないまま、子どもたちが安易にコミュニティサイトに参加することは危険である。コミュニティサイトにはネットワークの特性である匿名性(→p.66)やそれを悪用したなりすまし(→p.69)の危険があるからだ。

実際、コミュニティサイトで知り合い、ネット上での交流を続けるうちに相手の言うことをすべて信用するようになり、その相手から呼び出されて実際に会いに行ったために事件に巻き込まれることも起こっている。

実際の共同体とコミュニティサイトとの違いや、コミュニティサイトの危うさを子どもたちにしっかり指導することが求められる。

# サイバーパトロール

## サイバーパトロールとは

インターネット上で行うパトロールのことで、「ネットパトロール」ともいう。各都道府県警察、警察庁や文部科学省から委託された民間団体・法人などが、ネット上の違法情報や有害情報などを洗い出し、プロバイダへの削除要請など適切な対応をする。各都道府県警は違法行為を取り締まるための捜査を行い、被害者からの相談や情報提供も受け付ける。

### ◆サイバーパトロールによる検挙

平成20年6月10日、川崎署と県警少年捜査課は、同年3月に横浜市内のホテルで、当時高校2年の女子高生に現金約3万5000円を渡し、みだらな行為をしたとして、「児童買春・児童ポルノ禁止法違反容疑」で東京都武蔵村山市の会社員の男を逮捕。同署などがネットの違法情報を監視する「サイバーパトロール」で、女子高生の書き込みを発見し、事件が発覚した。

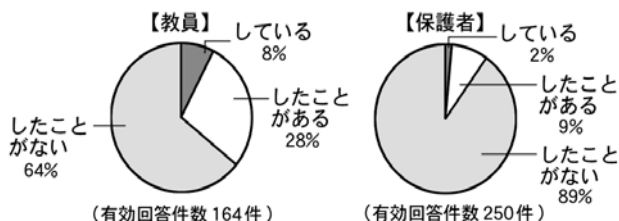
## サイバーパトロールの利用実態

教員・保護者への「ネットいじめ・学校裏サイト」に関するアンケート（株式会社ガイアックス平成21年9月15日結果発表）によると、教員は65%、保護者は14%がネット上のトラブルがあると認識。具体的には、次のようなものである。

- ・子どもの友人関係の中でのメールでのトラブル。
- ・匿名掲示板やプロフ（携帯電話の自己紹介サイト）での誹謗中傷による学校内いじめや学校間でのケンカの誘発。
- ・プロフなどでの（自分だけでなく）友人の個人情報の流出など。

しかし、トラブルがあると認知しているにもかかわらず、サイバーパトロールを活用した経験がある教員・保護者は少ない。

### ▼サイバーパトロールをしたことがありますか？



## 自治体のサイバーパトロール

### ・佐賀県／「県青少年有害情報対策実行委員会」

県や県警、学校など11団体で構成。平成21年8月スタート。不登校の生徒や引きこもりの若者に訪問型支援をしている「NPO 法人スチューデント・サポート・フェイス(SSF)」がパトロールを担う。

### ・長崎県／「長崎っ子のためのメディア環境協議会」

県や県警、携帯電話会社などで構成。平成21年9月にスタートした。専門の研修を受けた職員5人が交代で監視する。いじめや中傷などはサイト運営者に削除要請を行い、関係者が特定されれば、学校に連絡して指導を実施。犯罪予告などは県警にも通報する。

### ・神奈川県茅ヶ崎市

茅ヶ崎市教育委員会が、国の「ふるさと雇用再生特別交付金」で採用した臨時職員で構成。平成21年9月スタート。個人名を特定できるような書き込み、犯罪を誘発する恐れのある内容が確認された場合は、教育指導課や、小・中学校などとも連携し、速やかにサイト運営者に削除を依頼する。

## 法人・民間のサイバーパトロール

### ・NPO 法人 e-Lunch(イーランチ)／「ネットパトロール」

子どもの利用度が高い携帯専用サイト検索のために、携帯とパソコンの両面からという、独自の検索方法を導入。結果をまとめたレポートは週報か月報、緊急を要する場合は即時に学校へ報告する。

価格：初期導入費用 80,000円＋事務局費、検索専用携帯料金、検索費

問い合わせ：054-626-2100

(午前9:00～午後5:00 土日祝除く)

### ・株式会社ガイアックス／「スクールガーディアン」

独自に開発した学校裏サイト対策用ソフトを利用し、膨大なデータの中から効率的に学校裏サイトの抽出し、管理を行う。

価格：1回の対策につき1校10万円～

問い合わせ：0120-5464-77(フリーダイヤル)

# サイバー犯罪

## サイバー犯罪とは

「サイバー犯罪」とは、コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用した犯罪のことで、従来使われてきた「ハイテク犯罪」と同義語である。「サイバー犯罪」は、下記の3つの類型に区別されている。

### 1 コンピュータ・電磁的記録対象犯罪

サーバーコンピュータ内のホームページのデータを無断で書き換える(電子計算機損壊等業務妨害)、金融機関のオンライン端末を不正操作し、他人の講座から自分の講座に預金を移す(電子計算機使用詐欺)など。

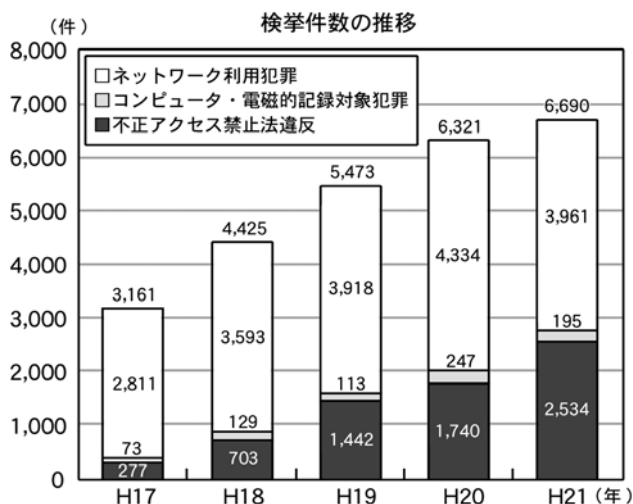
### 2 コンピュータネットワーク利用犯罪

ネットオークションでの詐欺、インターネットを利用したわいせつ画像の頒布など。

### 3 不正アクセス禁止法違反

- ・不正アクセス行為…他人のID・パスワード等の識別符号を無断で利用する行為やセキュリティ・ホールを攻撃し、ID・パスワードなどを入力しないでコンピュータに侵入する行為。
- ・不正アクセス助長行為…コンピュータを利用するためのID、パスワード等を、利用者に無断に教える行為。

警察庁によると、平成21年度中のサイバー犯罪の検挙件数6,690件のうち、ネットワーク利用犯罪が3,961件で、約6割を占めている。



## サイバー犯罪対策の強化

警察庁では、平成16年に情報技術犯罪対策課を設置し、都道府県警察が行うサイバー犯罪捜査に関する指導・調整を行っている。

都道府県警察では、サイバー犯罪対策に関する知識及び技能を有する捜査員等により構成されるサイバー犯罪対策プロジェクトを設置している。

## 子どもが狙われている

平成21年中のネットワーク利用犯罪のうち、「出会い系サイト規正法違反」「児童買春・児童ポルノ禁止法違反」「児童福祉法及び淫行条例違反」といった子どもが狙われた犯罪が約4割を占めた。

子どもに悪影響を及ぼし、犯罪に巻き込む恐れのある違法・有害情報にアクセスできないように、パソコン、携帯電話、携帯型ゲーム機器など、インターネットに接続できる機器にはフィルタリング(→p.79)の対策をすることが大切である。

また、インターネット上のトラブルに巻き込まれた場合は、下記のサイトや最寄りの警察署、サイバー犯罪相談窓口へ相談する。

- ・警察庁「インターネット安全・安心相談」

(<http://www.npa.go.jp/cybersafety/>)



# 里親制度

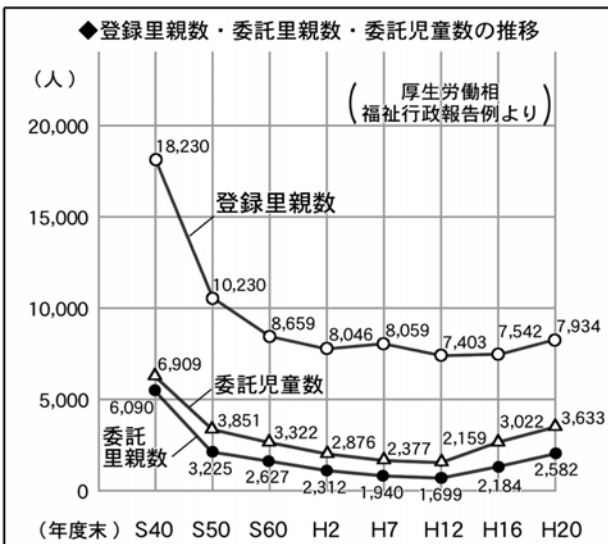
## 里親制度とは

様々な事情により家庭で生活できなくなった子どもたちを、乳児院や児童養護施設ではなく、自らの家庭に迎えて養育していくのが**里親**である。

**里親制度**は昭和 23 年施行の**児童福祉法**に基づいて設けられた制度で、平成 17 年に改正された同法第 6 条の 3 では「里親とは、保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(要保護児童)を養育することを希望する者であって、都道府県知事(指定都市においては市長)が相当と認める者をいう」と定められている。

つまり、要保護児童の養育を、都道府県(指定都市・児童相談所設置市を含む)が里親に委託する制度が里親制度である。

子どもが健全に成長するためには、できる限り家庭的な環境の中で養育されることが必要である。特に、虐待など家庭での養育に欠ける子どもを非行に走らせることなく、温かい愛情と正しい理解のある家庭の中で養育する里親制度は極めて有意義な制度であり、その拡充が求められている。



## 里親の種類

里親には、次の4つの種類がある。平成 14 年の厚生労働省令で、親族里親と専門里親が新たに創設された。

**養育里親** 実親が育てられるようになるまでの一定の期間、あるいは子どもが社会的に自立できるようになるまで、育てる里親。将来にわたって親が養育していくことが難しく、養子縁組が望まれる子どもの場合は、養子縁組を前提とし、養子縁組完了まで、養育里親として養育する。

**短期里親** 1年以内の期間を定めて養育する里親(必要と認められるときは期間を更新できる。)

**専門里親** 2年以内の期間を定めて、虐待を受けた経験があるなどの子どもで家庭的な援助を必要とする子どもを養育する里親。(必要と認められるときは期間を更新できる。)里親として3年以上の養育を経験があるか、児童福祉事業に3年間以上従事し、専門里親研修を修了することが必要。

**親族里親** 両親や現に子どもを育てていた者が、死亡、行方不明などの事情により、養育できなくなった場合、その子どもの三親等内の親族が養育する里親。

里親の登録窓口は各都道府県の**児童相談所**で、社会福祉審議会で里親として相当と判断されると認定される。里子を委託された里親には、生活費、里親手当のほか、学校教育費、里子の医療費などが公費として支給される。親族里親には里親手当はない。養子縁組をした場合は、里子委託は解除され、公費支給も打ち切られる。

### ●財団法人 全国里親会の活動

〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-857

(TEL) 03-3404-2024

- ・全国里親大会の開催
- ・全国8地区別里親研修会の開催
- ・里親会機関紙「里親だより」の発行
- ・里親促進事業の実施
- ・里親賠償責任保険の実施

などを通して里親制度の普及活動をしている。

各都道府県・指定都市里親会(64里親会)が実質的に支部的機能を果たしている。

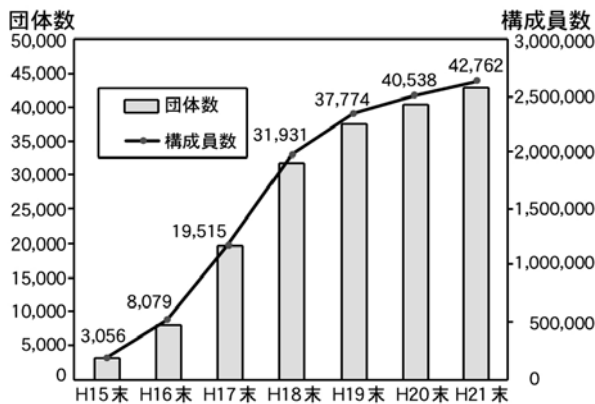
# 自主防犯活動

## 犯罪を抑止する自主防犯活動

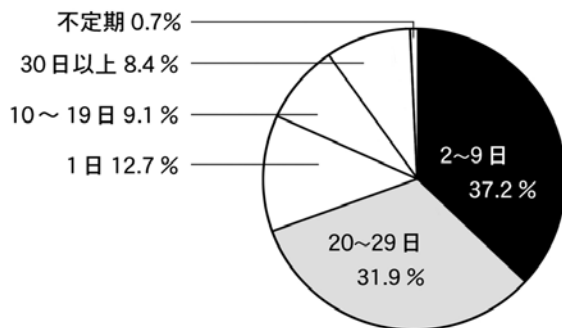
防犯ボランティア団体などの活動が各地で活発に行われ、地域での犯罪抑止と安全で安心なまちづくりに大きく貢献している。団体数・構成員数も年々増加している。平成21年12月末時点における団体数は42,762団体、構成員数は2,629,278人である。

### 防犯ボランティア団体の状況(平成21年12月)

#### ① 団体数・構成員数の推移



#### ② 1か月の平均的な活動日数



#### ③ 主な活動内容(複数回答)

- ・徒歩による防犯パトロール (35,421 団体, 82.8%)
- ・通学路における子どもの保護・誘導 (33,156 団体, 77.5%)
- ・危険箇所の点検 (17,301 団体, 40.5%)

#### ④ 合同活動の状況(複数回答)

- ・警察と合同活動を実施している団体 (19,723 団体, 46.1%)
- ・防犯協会と合同活動を実施している団体 (10,647 団体, 24.9%)
- ・自治体と合同活動を実施している団体 (6,352 団体, 14.9%)

(警察庁・自主防犯支援サイトより抜粋)

## 防犯ボランティア活動活性化のための支援

### ・防犯サミット【千葉】

県知事部局、県警、千葉市等の自治体が連携し、自主防犯活動の活性化とレベルアップを図るため、活動事例の発表や市町村担当者等との意見交換を行う「地域防犯サミット」を県内3地域で実施。その総括として「千葉県防犯サミット中央大会」を開催。

### ・学生防犯ボランティア登録制度【京都】

府警が、学生の街という特色を生かし、若年層の犯罪被害の防止と規範意識の向上を図るため、学生防犯ボランティア登録制度(ロックモンキーズ)を創設し、物品支援等を実施。平成21年末現在、25大学93人が登録している。

## 各地のユニークな団体

### ・秋田/よこてレインボーパトロール隊

平成16年7月、横手市内で高齢者や子どもを対象とした犯罪が多発していたことから、日常の業務を通じて管内のパトロールが容易な事業者が連携して結成。新聞配達、牛乳配達、ヤクルト配達、赤帽、電気検針員、水道検針員、運転代行等7分野の業者で、構成員は約400名。業種によって業務時間が異なるので、終日巡回活動が行われている。

### ・東京/ご近所付き合い広目隊

平成15年3月にNHK「難問解決、ご近所の底力」に空き巣被害多発地区として32名出演したのをきっかけに結成。杉並区馬橋地区全域の様々な団体や個人に声かけをして、現在の構成員は200名以上。地域を6地区に分け、毎日約1時間防犯パトロールをしながら挨拶を交わし、ゴミ拾い、違反広告物除去、放置自転車撤去、地区内の防犯防火環境美化に努めている。

### ・香川/香川子ども見守り隊 ～守るんジャー～

構成員は、四国学院大学の学生で50名以上。小学生が殺傷される事件をきっかけに、平成18年結成。小学生が下校する時間に合わせ、週4回パトロールを実施している。

# 児童買春

## 児童買春とは

児童買春・児童ポルノ禁止法（児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律）では，次のように定義されている。

### 第2条（定義）

- ① この法律において「児童」とは，18歳に満たない者をいう。
- ② この法律において「児童買春」とは，次の各号に掲げる者に対し，対償を供与し，又はその供与の約束をして，当該児童に対し，性交等（性交若しくは性交類似行為をし，又は自己の性的好奇心を満たす目的で，児童の性器等（性器，肛門又は乳首をいう。）を触り，若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。）をすることをいう。
  - 1 児童
  - 2 児童に対する性交等の周旋をした者
  - 3 児童の保護者（親権を行う者，後見人その他の者で，児童を現に監護するものをいう。）又は児童をその支配下に置いている者

児童買春・児童ポルノ禁止法の罰則規定は厳しく，以下のようになっている。

児童買春すること	5年以下の懲役または300万円以下の罰金
児童買春を周旋・勧誘すること	5年以下の懲役または500万円以下の罰金
児童買春の周旋・勧誘を業として行うこと	7年以下の懲役及び1000万円以下の罰金

児童の年齢を知らなかったとして処罰を免れることはできない。国外で犯した行為についても適用される。また，心身に有害な影響を受けた児童の保護についての行政機関の責任や，氏名など児童が当事者と察知できるような情報を放送・出版することの禁止なども定められている。児童買春・児童ポルノ禁止法には，児童に対する処罰はないが，「出会い系サイト規正法」では，買春を出会い系サイトで勧誘すると，大人でも児童でも処罰の対象になる。

## 国際問題としての児童買春

1970年代から，先進国の男性が開発途上国に行き，児童買春をすることが国際的な問題となった。

日本でも，東南アジアへの買春ツアーが国際的な批判を浴び，国会などで問題となった。

このような情勢の中，国連はユネスコやユニセフが中心となって，児童買春の廃絶を目指し，「子どもの権利条約」の選択議定書（条約本体からは独立した国際文書として作成される規定）である「児童の売買，児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を採択。日本は平成17年に批准した。この選択議定書には，「児童買春とは，報酬その他の対償のために，児童を性的な行為に使用すること（外務省訳）」とある。

## 淫行条例

以前は，淫行条例で児童買春行為が処罰されていた。淫行条例とは，各都道府県で定めている青少年保護育成条例や青少年健全育成条例の中にある，青少年との淫行を規制する条文の総称である。

児童買春・児童ポルノ禁止法が施行されてからは，同法律の条文にあてはまる買春行為については同法律のみが適用され，それ以外の金銭等の対価の供与がない淫行については淫行条例が適用される。

### 参考 神奈川県青少年保護育成条例

- 第19条 何人も，青少年に対し，みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。
- 2 何人も，青少年に対し，前項の行為を教え，又は見せてはならない。
- 3 第1項に規定する「みだらな性行為」とは，健全な常識を有する一般社会人からみて，結婚を前提としない単に欲望を満たすためにのみ行う性交をいい，同項に規定する「わいせつな行為」とは，いたずらに性欲を刺激し，又は興奮させ，かつ，健全な常識を有する一般社会人に対し，性的しゅう恥けん悪の情をおこさせる行為をいう。

## 援助交際

主に女子中高生が金銭目的で交際相手を出会い系サイト等で募集し，性行為の相手をするをさす。売買春する双方が罪の意識を薄めるために，この言葉が使われるようになったのが実情である。

# 児童館

## 児童館の概要

児童館は、児童福祉法第 40 条に規定される児童厚生施設の 1 つで、厚生労働省によって発表された「平成 20 年社会福祉施設等調査報告」によると、全国の児童館設置数は 4,689 か所となっている。その運営主体のほとんどは都道府県や市区町村の公営であるが、一部は社会福祉法人などの民営である。

児童館の対象は、18 歳未満のすべての児童とされているが、実際は概ね 3 歳以上の幼児、学童が対象となっている。

事業内容は、「児童の健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的とした事業」とされており、具体的には、「遊びを通じての集団的・個別的指導」「母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長」「放課後児童の育成・指導」「子育て家庭への相談」等が実施されている。

## 児童館種別と、地域による名称の違い

児童館は 47 都道府県すべてに存在しているが、児童館が存在しない市区町村もある。名称も「～児童館」「～こどもセンター」など、地域によって様々である。特に、大型児童館は、「ビッグバン（大阪府）」「子ども総合科学館（栃木県）」など、独自の名称となっている。

種別は、以下の 6 種類である。

### ① 小型児童館

設置数は全国で最も多く、小地域を対象として、児童の健全育成に関する総合的な機能を有するもの。

### ② 児童センター

小型児童館の機能に加えて、運動、遊びを通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有するもの。

### ③ 大型児童館 A 型

児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を

有するもの。

### ④ 大型児童館 B 型

小型児童館の機能に加えて、自然の中で児童を宿泊させ、野外活動が行える機能を有するもので、平成 22 年 5 月現在、全国で 3 件のみの設置となっている。（茨城県立児童センター「こどもの城」、新潟県立「こども自然王国」、姫路市宿泊型児童館「星の子館」）

### ⑤ 大型児童館 C 型

広域を対象として、劇場・ギャラリー・屋内プール・コンピュータプレイルーム・歴史科学資料展示室・宿泊研修室・児童遊園等が適宜附設され、多様な児童のニーズに総合的に対応できる体制にあるもので、平成 22 年 5 月現在では全国で 1 件のみの設置となっている。（東京都「こどもの城」）

### ⑥ その他の児童館

## 児童館と地域防犯

児童館では学童保育を実施しているところも多く、そういった地域では、学校から直接に児童館に向かう子どもたちを、地域防犯ボランティアたちが見守っている。

地域安全マップづくりのイベントを児童館が主催し、地域の子どもたちと自主防犯ボランティアたちが参加したという事例も多数あるほか、児童館が保護者を対象とした防犯講座なども実施する場合、乳幼児の保育を児童館で引き受け、シルバーボランティアがその手伝いをしてくれるという地域もある。このように、地域防犯においては、児童館と地域のボランティアたちとの連携も重要であると言える。

また、学校同様に不審者侵入の可能性も考えられるため、防犯カメラの設置、通報システムの整備、児童館職員に対する防犯研修など、児童館の防犯対策の充実も求められている。

# 児童ポルノ

## 児童ポルノとは

児童買春・児童ポルノ禁止法の第二条第3項では、児童ポルノは次のように定義されている。

この法律において、「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを言う。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

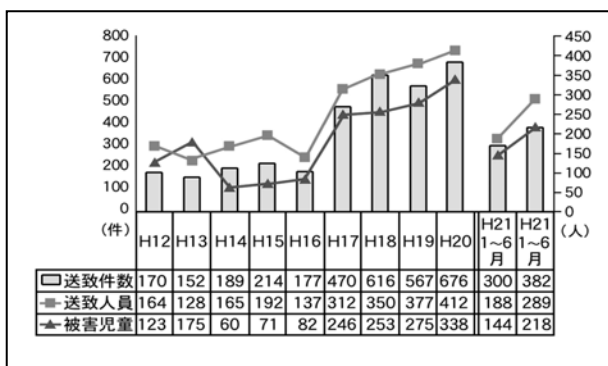
- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

\*児童とは「18歳に満たない者」をさす。

国際社会においても児童ポルノは深刻な問題となっており、日本は平成17年に「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を批准している。

## 深刻化する被害状況

平成21年には、情勢が急激に深刻化している。平成20年上半期と21年上半期を比べると、被害児童は50%以上増加している。（警察庁調べ）



児童が児童ポルノ製造の被害にあう場合には、無理やり撮影されてしまう以外にも、インターネットのサイトで知り合った人にだまされたり脅されたりして、自分の裸を撮影して携帯メールで相手に送

信してしまうといった場合も多く見られる。同性のふりをして裸の写真を交換しようと言ってきたり、気軽にやり取りしていた掲示板やメールでの発言を学校や友人にばらすと脅して裸の写真を送らせようとしたりする手口もある。

児童ポルノは、その画像がいったんインターネット上に流出すれば、たとえ被害を受けた児童自身が保護されたとしても、画像のコピーがくり返されて回収することが大変難しくなる。さらには、ファイル共有ソフトを利用して、国境を越えて児童ポルノを交換していた事件もある。

【事例】ブラジル連邦警察及びドイツ警察から ICPO を通じ、ファイル共有ソフト「eMule」を利用して児童ポルノを共有するネットワークが存在し、日本からのアクセスもあるとの情報提供を受け、捜査した結果、平成20年11月から21年2月にかけて、国内から同ネットワークにアクセスしていた会社員(37歳)ら8人を児童買春・児童ポルノ禁止法違反(児童ポルノ提供目的所持)で検挙した埼玉。

## 児童ポルノ対策

警察庁では、平成21年6月、児童ポルノの根絶に向けた総合的な対策を推進するため、「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」を策定。画像分析班を設置するなど取り締まりを強化すると同時に、流通防止対策や被害児童の支援に努めている。

また、同時期に、児童ポルノの流通防止に取り組む民間団体や学識経験者からなる児童ポルノ流通防止協議会が発足した。児童ポルノに関する情報をリスト化し、対策実施者へ提供する「児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体」の設置に向けて協議している。

### ●インターネット上で児童ポルノを発見したら…

最寄りの警察署またはインターネット・ホットラインセンター(<http://www.internethotline.jp/>)まで。

### ●児童ポルノの提供・製造・公然陳列等の事件情報は…

最寄りの警察署または子どもや女性を守るための匿名通報モデル事業(<http://www.tokumei.or.jp/>)まで。

# 少年警察ボランティア

## 少年警察ボランティアの役割

少年警察ボランティアとは、少年補導員、少年警察協助手員、少年指導委員等の総称であり、地域における少年の非行防止や少年の保護を図るための活動の中心的な役割を担う人々を指す。それぞれの役割は以下の通りである。

### 少年補導員 (警察本部長などからの委嘱)

地域における少年の街頭補導活動、有害環境浄化活動など。

### 少年警察協助手員 (警察本部長などからの委嘱)

暴走族などの非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談など。

### 少年指導委員 (都道府県公安委員会からの委嘱)

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づき、少年を有害な風俗環境の影響から守るための補導活動及び、風俗営業者への助言・指導など。

なお、上記に挙げた名称は主なものであり、地域によって様々な名称で活躍している。

## 活動内容

具体的な活動内容は、大きく5つに分類できる。

### 街頭補導活動

街頭などの公共の場において、少年の不良行為などに対し、助言や指導を行う。

### 相談活動

少年やその保護者などから相談を受け、それに対して助言や指導を行う。

### 少年の活動機会の提供と居場所づくり

スポーツ活動や社会奉仕活動への参加を少年たちに呼びかける他、少年たちの居場所づくりを推進する。

### 被害少年支援

専門家らと連携しながら、被害を受けた少年の精神的苦痛が癒されるように、継続的な支援を行う。

### 広報啓発活動

パンフレット配布やイベント開催などにより、地域防犯や非行防止活動を推進する。

## 関連機関

### 社団法人 全国少年警察ボランティア協会

<http://zenshokyo.ecs.or.jp/>

〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-8-2

山京半蔵門パレス 303号

TEL : 03-3239-4970 FAX : 03-3556-1133

この協会は、少年の非行防止対策が急務となった昭和 30 年代後半から全国に誕生した少年補導員が中心となり、昭和 55 年に全国組織の任意団体として設立され、その後誕生した少年警察協助手員、少年指導委員とともに相互の連携を図るための組織として、平成 5 年に社団法人として認可されたもので、平成 19 年に名称が「社団法人 全国少年警察ボランティア協会」に変更された。

### 少年サポートセンター

少年サポートセンターは、警察本部少年課内にある警察の組織で、少年対策担当の警察官と少年補導職員が中心となって、少年や保護者から非行や犯罪被害等に関する相談を受け、継続的な補導や支援活動を行っている。

### ヤング・テレホン・コーナー (少年相談コーナー)

全国の都道府県警察には、子どもの問題で悩む保護者や、悩みを抱えている子どもたちからの相談を受ける直通電話が設置されている。(名称は地域によって異なる。)そこでは、相談員として少年補導職員が適切な助言を行っている。

## 参考サイト

### 少年警察ボランティア紹介ページ (警察庁)

<http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen37/index.html>

少年警察ボランティアの意義、委嘱の内容に関する詳細、主な活動の場、全国の活動事例など、少年警察ボランティアについて詳しく理解することができるサイト。

# 情報モラル

## 「情報モラル」とは

「情報モラル」という言葉は、日本で作られた造語である。この言葉が使われ始める前には、「コンピュータ倫理」や「情報倫理」、「ネチケット（ネットとエチケットを組み合わせた合成語）」といった言葉が使われていた。

文部科学省が「情報モラル」を公式に使い始めたため、「情報モラル」という言葉が一般化した。文部科学省で初めて「情報モラル」が使われたのは平成8年の中教審第一次答申であるが、その際、情報倫理やネチケットなどの倫理的な内容に加え、危険回避やセキュリティの必要性など情報安全教育も含めた幅のある言葉として使われた。

そして、平成12年3月の高等学校学習指導要領解説情報編で「情報モラル」が「**情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度**」と定義され、現在でもこの定義が使われている。このような経緯から、「情報モラル」という言葉には「相手を思いやる気持ち」や「自分の言動（発信）に責任を持つ」などの倫理的な態度（心を磨く領域）に加えて、個人情報の保護や「なりすまし」(→p.69)の危険から身を守るなど情報安全の考え方（知恵を磨く領域）も含まれていると考えてよい。

## 「情報モラル」がなぜ求められるのか

情報モラルはすべての国民に求められる基本的なスキルであり、このようになった背景には、社会の情報化の進展が挙げられる。

情報社会の到来とともに、従来の日常モラルでは解決できない新たな課題や、より慎重な判断を要する局面が起るようになった。「新情報教育に関する手引き」（平成14年）では、「技術開発の進歩のスピードが急速なために、既存の法律や社会制度では想定されていなかった新たな場面に直面する機会が増えている。このような状況の下で社会の一員として適正に活動していくためには、既存のルールやマナーを理解することに加えて、新たな場面に

新しいルールやマナーの在り方などを考えていける力を養う必要がある」としている。

## 学校教育における「情報モラル」の指導

情報モラルは「情報活用能力」の3観点（「情報活用の実践力」、「情報の科学的理解」、「情報社会に参画する態度」）の中の「**情報社会に参画する態度**」に主に位置づけられているが、平成20年に公示された小・中学校の新しい学習指導要領の総則や道徳、その他の教科や領域には、情報モラルを積極的に指導することが明記されている。つまり、学校におけるすべての教育活動で積極的に「情報モラル」を指導することが求められるようになったのである。

情報モラルには、情報機器を介したコミュニケーションの際に「相手を思いやる気持ち」を大切にしたり、メールや掲示板を使って情報を発信する際に自分の発信内容に責任を持ったりするなどの倫理（心を磨く）を育てることが求められる。

また、情報社会における情報の特性やコミュニケーションに対する理解を土台に、個人情報を保護したり、なりすましの危険から身を守ったりするなど情報に対して安全に向き合う能力（知恵を磨く）の育成も求められている。これら、（心を磨く）領域と（知恵を磨く）の2つの領域を相互に関連させながら、「情報社会を生きる上での正しい判断力」を身に付けさせなければならない。

そして、それらの判断力をよりどころにして、よりよい情報社会の創出をめざす実践的な力を育てることが情報モラルの目標である。それらの力は情報活用能力の重要な柱の1つとなり、ひいては、新しい学力観である「生きる力」の一角を占める大切な能力なのである。

# 心的外傷

## 心的外傷とは

心的外傷とは、一般に「トラウマ」と呼ばれ、日本では、阪神淡路大震災の後、心理的な衝撃やその後の影響を「心の傷」と呼んだり、それに対する支援を「心のケア」といったりすることが多くなった。

トラウマというときには、まず、生命の危険を感じるほどの危機的な経験をしたことが含まれる。また、被害場面を目撃することもトラウマになる。加えて、そうした経験をしたときに、強い恐怖感や、無力感を覚えた場合にもトラウマになる。

子どもの場合であれば、交通事故にあう、もしくは目撃をする。殺傷事件にあったり、事件や自殺等を目撃したりする。性暴力を受ける、身体的・精神的虐待やネグレクトを受ける。深刻ないじめ被害、両親のDVの目撃などが身近な例として挙げられる。

## 子どものダメージの度合いの判断

生活場面で見られる、睡眠や食事、学校、遊び、外出などのいろいろな変化からダメージの度合いを判断する。また、生活態度として、大人につきまったり、逆に引きこもったり、集中力が下がったりすることがある。退行といわれる幼児返りにより、おねしょが再発したり、わがままに見える行動が増えたりする。これらは、周囲の大人がサポートすれば反応や症状は軽減してくる。

しかし、1か月以上たっても軽減しない場合や強まっている場合は、専門的なケアが必要になる。

## いろいろな要因によるケアのしかた

### ●犯罪の種類によるケア

交通事故などでは、外出恐怖や事故現場を通れなくなる（回避症状）が起こりやすくなるので注意が必要。虐待やいじめ・リンチなどの対人暴力被害の場合は、恐怖に加え、人に対する不信感が強まる。性暴力の場合は、被害の事実を他者に打ち明けにくく、1人でつらさを抱え込んでしまいがちになる。このように、被害によって子どもがどんなつらさをもっているかを理解して関わるのが大切である。

### ●子どもの性格等に応じたケア

ふだん快活な子は、本当はつらくても、周囲の期待にそって振舞うかもしれない。逆におとなしい子は、静かな態度でいたとしても、気持ちを整理しようとしているのかもしれない。子どものペースや、やり方を尊重し、そのときどきの状態に合わせた対応を検討していくことが大切である。

### ●犯罪後の時間の経過によるケア

被害後1か月くらいはストレス反応が強く出る。多くの子どもが不眠になり、腹痛や頭痛等の身体的不調を訴えたり、落ち着きをなくしがちになる。こうした心身の偏重や行動の変化は、自然であることを子どもに伝え、安心させてあげながら、過度に心配せずに様子を見守っていくことが重要である。

## 被害を受けたことを話したがる子への対応

原則として、被害体験を無理に話させる必要はない。子どもの話を聞き出すのではなく、子どもが話し出すのを待つ姿勢が求められる。また、言葉で話さなくても、絵や文章などで被害を表現してくることもある。

一方、警察の事情聴取や病院での診察では、子どもが話さざるを得ない場面がある。このときは、何のために話すのか、どんなふうに関わるのか、また、話すことのデメリットも伝えた上で、子ども自身に納得してもらうことが大切である。

子どものトラウマの専門家である藤森和美氏は、親などへのアドバイスとして次の5点をあげている。

- ① しっかり子どもと向き合い、接触を多くして子どもの感情表現を促す。
- ② 安心させる。過去の体験と現在の違いを強調。見捨てられない安心感。罪悪感を理解して、本人のせいではないことを理解させる。
- ③ できるだけ子どもの活動を確保する。
- ④ 遊びや手伝い等を積極的にほめる。
- ⑤ 子どもが耐えられる環境を確保する。

（「幼い子どもを犯罪から守る」北大路書房刊より）



# スクールガード・リーダー

## スクールガード

スクールガードとは、あらかじめ各小学校に登録した地域住民が、学校内を巡回したり、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行ったりする学校安全ボランティアを指す。

## スクールガード・リーダー

スクールガード・リーダーとは、各自治体の教育委員会から委嘱された防犯の専門家(警察官 OB や民間警備会社の社員など)で、地域学校安全指導員ともいう。主な任務は、次の通り。

- ・各小学校の警備のポイントの指摘。
- ・定期的に各学校を巡回したうえでの安全体制の評価、指導・助言。
- ・スクールガードに対する警備上のポイントや不審者対応等についての具体的な指導。
- ・通学路における危険な場所の問題点についての具体的な指導。

### 参考 川崎市地域安全指導員実施要綱(抜粋)

第3条 (職務内容) スクールガード・リーダーは、次に掲げる職務を遂行するものとする。

- (1) 教育委員会が指定する区域内の学校の定期的な巡回指導
- (2) 学校内の防犯対策(事故発生時の緊急対応、地域や関係機関との連携等)に関わる指導・助言
- (3) スクールガードの指導育成
- (4) スクールガード・リーダー連絡協議会への参加

2 前項に掲げる職務の時間は、概ね次のとおりとする。ただし、派遣先の学校の実情にそぐわない場合は、教育委員会ならびに教育委員会が指定する区域内に設置する推進委員会及びスクールガード・リーダーに委嘱された者として協議し、決定する。

- (1) 職務期間 学校の課業日を原則とする。ただし、学校の休業期間中に指導の必要が発生する場合は、この限りでない。
- (2) 職務時間 半日単位で1回3時間程度、1日あたり2回を基本とする。

第5条 (費用) スクールガード・リーダーの謝礼金は、第3条第2項に定める条件について、1回あたり5,000円と定めるものとする。

## スクールガード・リーダーの拡充

文部科学省では、地域社会全体で子どもの安全を見守る環境の整備を図る「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の実施、学校における防犯教室の開催を支援するための、教職員や警察官等防犯教室の講師に対する講習会の実施など、各種施策を行い、学校安全の充実にハード・ソフト両面から取り組む「子ども安心プロジェクト」を推進してきた。

平成21年度には、このプロジェクトをさらに充実させ、スクールガード・リーダーを前年の2,880人から3,264人に拡充することとした。これは、小学校におけるスクールガード・リーダーを5校に1人程度の割合で配置することを目指すためのもので、全国の小学校等の巡回・指導が実施されることとしている。

### ◆スクールガード・リーダー配置[5か年の計画]

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
2,880人	3,264人	3,648人	4,096人	4,544人

## 活動状況・事例

### ・北海道

平成19年度は、全道91地域で116人のスクールガード・リーダーの委嘱を行い、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を行った。平成20年度は、106地域において127人のスクールガード・リーダーを委嘱した。また、学校や通学路で子どもたちを見守るスクールガードを養成するための講習会を、15地域で開催した。

### ・東広島市

平成19年10月より、広島県教育委員会から委嘱を受けたスクールガード・リーダーによる東広島市立の各幼稚園及び小学校の巡回訪問指導が始まっている。20年度は、警察OB4名による巡回訪問指導を年に2回実施している。子どもたちへの防犯指導の内容は、暗くなる前に帰宅することや、防犯標語の「いかのおすし」、防犯ブザーの使い方など。

# スクールカウンセラー

## スクールカウンセラーとは

スクールカウンセラーとは、児童生徒の不登校や校内での様々な問題行動等の対応に当たり、専門的な心理学的知識を活用して心理相談業務に従事する心理職専門家をいう。

文部科学省による支援事業「**スクールカウンセラー活用事業補助**」(平成13年)により、スクールカウンセラー配置・派遣校は現在、全国1万校を超え、平成20度からは全公立学校への配置・派遣も計画的に進められている。

### 【参考】スクールカウンセラー活用事業補助(抜粋)

#### 〈職務内容〉

- ア 児童生徒へのカウンセリング
- イ 教職員に対する助言・援助
- ウ 保護者に対する助言・援助

#### 〈資格要件〉

「スクールカウンセラー」

- (1) 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- (2) 精神科医
- (3) 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授または講師(常時勤務をする者に限る)の職にある者またはあった者

「スクールカウンセラーに準ずる者」

- (1) 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- (2) 大学もしくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- (3) 医師で、心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

#### 〈勤務形態〉

非常勤で週8～12時間(必要な場合は30時間までの勤務も可)

\*ほかに、64都道府県・指定都市の24時間電話相談支援などについて定められている。

## 活動事例・成果と課題

山口県柳井市立柳井南中学校では、平成15年度からスクールカウンセラーを派遣する事業が始まる。年35週、週1回、1回あたり8時間勤務で、課題のある生徒や不登校生徒及び保護者への対応や援助・支援、学校生活への対応について、アドバイス等をした。

### 〈成果〉

- ・生徒が、自ら学校生活の悩みなどをスクールカウンセラーに相談することを通して、不登校の傾向をもつ生徒はいるものの、長期にわたり欠席する生徒はいない。
- ・良い人間関係の築き方について、専門的な立場から子どもに直接語りかけることによって、その後の子ども同士の関係が良くなった。

### 〈課題〉

- ・年間35週という限られた回数の中で、カウンセリングを受けようとしても、時間的な問題あり、相談の機会を失ってしまうこと。
- ・年度当初のPTA総会でスクールカウンセラーの紹介や職務内容について紹介をしているが、教師側の働きかけがないと自分から相談する保護者が少ない。

## スクールアドバイザー

スクールカウンセラーと同様に、学校で心理相談業務に従事する専門家に**スクールアドバイザー**がある。スクールカウンセラーが文部科学省中心の事業として開始されたのに対して、スクールアドバイザーは各地方自治体や教育委員会中心の事業として行われており、全ての都道府県で展開されているとは限らない。

スクールアドバイザーは、悩みや心配ごとのある児童生徒の相談を受けたり、保護者の方との相談を行ったりしている。また、学校の生徒指導に関する助言等を行い、生徒指導に関して家庭や地域とパイプ的な役割を果たしている。

# スクールサポーター

## スクールサポーターとは

スクールサポーターとは、警察署と学校・地域のパイプ役として、少年の非行防止や児童等の安全確保対策に従事する警察署の再雇用職員または専門知識を有する人材をいう。

平成 21 年度の警察白書によれば、41 都道府県で約 500 人が配置されている。(平成 21 年 4 月現在)

**参考** 愛知県警察スクールサポーター運用要綱(抜粋)  
(平成 19 年)

### 第 2 身分等

スクールサポーターは、愛知県警察嘱託員等要綱の制定に規定する嘱託員とし、その運用については、嘱託員要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第 3 任務

スクールサポーターは、少年の非行防止及び立直り支援、学校等における児童及び生徒の安全確保等を行い、もって児童等を非行及び犯罪被害から守ることを任務とする。

## スクールサポーターの活動内容

スクールサポーターの主要な活動内容は、次の通りである。

### 少年の非行防止・立ち直り支援

- ・学校への訪問、指導助言
- ・街頭補導活動 ・有害環境等の浄化

### 学校等における児童等の安全点検

- ・学校の施設や設備の点検および助言
- ・学校周辺のパトロール
- ・防犯ボランティア団体との連携

### 非行・犯罪被害防止教育の支援

- ・防犯教室 ・学校への不審者侵入訓練
- ・非行防止教室 ・薬物乱用防止教室

### 地域安全情報の把握と提供

- ・子どもを対象とした犯罪、不審者等に関する情報の把握
- ・把握した情報の、学校や地域住民等への積極的な提供

- ・非行等問題行動に関する情報の把握と学校警察連絡協議会等への情報提供

## 各地の活動事例

### ●秋田県

平成 19 年 4 月から、県内 5 警察署においてスクールサポーターが、子どもを非行や犯罪の被害から守る活動を行っている。

基本的な任務以外にも、少年が多く利用するコンビニエンスストア、ゲームセンター、書店などを訪問し、スクールサポーター制度の説明、少年の健全育成に関する今後の協力依頼などを行っている。

また、スクールガード(→p.49)養成講習会への派遣依頼を受け、児童等の安全確保という共通の目的を持つスクールガードに、見守り活動のポイントの助言や護身術の実技指導等を行っている。

### ●埼玉県

スクールサポーターの派遣によって、生徒指導の方針が徹底されるなど、生徒指導体制が確立しつつあり、学校関係者には、「スクールサポーターは非行化が進んでいる学校を変える原動力になる」と高く評価されている。

平成 21 年度には、中学校の夏休み期間を利用し、過去に非行等を犯した生徒や問題行動のある生徒の立ち直り支援を図るため、スクールサポーターが少年指導委員等と連携し、就業体験を行わせることにより、働くことの重要性や自分の将来について考える機会を与えた。

### ●岡山県

スクールサポーターが、パトロール隊、PTA、スクールガード・リーダー等と連携し、通学路等の見守り活動や学校等における防犯教室、防犯訓練の指導に当たっている。

平成 20 年には、宝くじ協会から岡山県に 26 台の青色回転灯(→p.7)付きのスクールサポーターカーが寄付され、岡山県 22 か所の警察署に配置された。

# スクールゾーン

## スクールゾーンとは

歩行者と車両(自転車を除く)の通行を分けて、通学通園時の幼児・児童の安全を図ることを目的に設定されている。

通常は、登下校の時間帯に設定されており、範囲は小学校や幼稚園などを中心とした半径約500メートルである。歩行者の通行実態や道路の構造、地域住民の意見を総合的に判断して、車両の通行禁止、一方通行、一時停止、速度規制等の交通規制を実施している。規制の内容は各自治体によって差がある。電柱や道路等に示されたスクールゾーン標識の補助標識によって規制



内容が表示され、その内容で実際の規制が行われる。

また、違反者には罰則を課している自治体もある。

〈北海道小樽市の場合〉

時間帯は、地域の道路環境により違いがある。スクールゾーンを走行すると次のような罰則がある。

規制時間内に走行すると、違反点数2、反則金(普通車の場合)7000円が課せられる。

また、道路交通法の罰則規定では、3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金となっている。

規制時間内に走行できる車両は、

- 1 警察署長の許可を受けた車
- 2 緊急自動車、道路維持作業車などの車

## スクールゾーンの法的根拠

「交通安全対策基本法第二十四条(交通安全業務計画)」には、「指定行政機関の長は、交通安全基本計画に基づき、その所轄事務に関し、毎年度、交通安全業務計画を作成しなければならない」とあり、これにより、文部科学省が立案して決定した。

また、「平成14年度文部科学省交通安全業務計画について」の「安全な道路交通環境づくりの促進」の項に、「通学通園中の交通事故を防止するため、学校及び教育委員会は、通学通園路を定期的に点検し、その結果に応じて適切な措置をとるとともに、警察、道路管理者等の関係機関に対し、通学通園路の交通安全施設等の重点的な整備、スクール・ゾーンの設定等学校周辺の交通規制の拡大等について働きかけること」とある。この、学校及び教育委員会の働きかけにより、警察や道路管理者が協議して道路交通法上の規制をかける。

## スクールゾーンの現状と課題

●千葉県船橋市立海神小学校周辺の通学路に保護者が立ち、スクールゾーンを守っている。午前7時から8時半まで、許可車両以外は通行できない。違反者には普通車で7千円の反則金が科される。だが、車両進入禁止の標識にもかかわらず、車が入ってくる。京葉道路・船橋インターへの抜け道になっているからだ。車両進入禁止の標識を出し、通行許可証の有無を確かめ、許可証のない運転手には迂回図を手渡す。船橋署員が応援に来る日は、何も言わなくても迂回してくれるという。通学路の監視は5つの小学校で続けている。(asahi.comより抜粋)

●平成19年自動車通行止めのさいたま市のスクールゾーンで集団登校中の男児が車にはねられて死亡した。逮捕された男は「裏道として使うこともあった」と話しており、ここでも通学路が渋滞の抜け道となっていることが判明した。

## スクールゾーン内危険ブロック塀等除去

宮城県名取市、白石市や松島町、岩手県石巻市などのように、スクールゾーン内の通学路に面した危険なブロック塀等を除去する場合、その費用の一部について、一定額を補助する制度を設けている自治体がある。通学時の児童の安全を確保するため、この制度を活用し、早急に危険ブロック塀等の解消に取り組んでいる。

# スクールバス

## スクールバスの運行形態

学校と児童生徒が住んでいる住宅地域や、学校と最寄りの鉄道駅の間を結ぶ形で運行される。教員などを除いて生徒児童以外の利用は基本的にできない。運行時刻や経路、停車地も原則としてその学校の関係者しか知らされない。

## スクールバス導入の実態

文部科学省では、平成20年、通学路における事件事故が発生する中、地域の実情に合わせスクールバス（路線バスの活用を含む）の活用が登下校の安全確保のための1つの有効な手段であることから、国内の小中学校及び諸外国におけるスクールバスの実態を調査し、今後の地方公共団体における検討の参考とするため、「国内におけるスクールバスの活用状況等調査報告」及び「諸外国におけるスクールバスの活用状況」をとりまとめた。

国内の活用状況等調査報告によると、62.7パーセント（1,132自治体）の市区町村においてスクールバスを導入しており、導入自治体の82パーセント（929自治体）が専用スクールバスを活用、55パーセント（624自治体）が路線バス等を活用し、それぞれの特徴を踏まえた運行を行っている。（両者の併用を含む。）

ところが、スクールバスを活用している児童生徒は約18万人（全小中学生数の約1.7パーセント）に過ぎない。これは、スクールバスの利用目的が、安全対策が含まれてはいるものの、主として遠距離通学への対応であり、このことが導入している自治体数と利用する子どもの数のずれになっていると考えられる。

また、個別の事例調査の結果も踏まえ、学識経験者の聴取などにより、次の方向性が提起された。

### ① 多様なバス等の活用が有効

地域の状況に合わせて、専用バス、路線バス、タクシー等様々な手段の特徴を踏まえて検討し、児童生徒の安全を確保することが有効。

### ② 「地域で支える」という意識の醸成が必要

スクールバスについても、ボランティア、地域住民や企業など「地域ぐるみ」の協力を得た運用が必要。

### ③ 乗降場所等における安全・安心への配慮が必要

幹線道路を児童生徒が横断しないような停留所の設定、安全な待機所の設置等について関係者と協力しつつ対応することが必要。

### ④ 総合的な交通体系の中で検討を行うことが必要

市町村における総合的な交通体系と整合性を図った円滑なスクールバスの導入、実施が必要。

## スクールバス導入による登下校の安全確保

### ●新潟県加茂市の取り組み

市立の小学校と中学校の児童生徒を対象に、昭和46年から遠距離通学区域用としてスクールバスを導入。その後、遠距離通学用の増車に取り組み、平成16年度までには、15台に増やした。

平成16年11月に、奈良市で女儿誘拐殺害事件が発生したことを機に、加茂市は、登下校時に児童生徒の安全を見守るスクールガード組織の整備に加え、スクールバスによる通学区域を拡大するとともに、平成17年4月からは、新たに9台のバスを増車し、計24台によるバス通学体制を整備した。

新規スクールバスの導入に際しては、

① 児童生徒1人1人の自宅を住宅地図上で確認し、降車後、自宅までの距離が短くなるよう停留所の位置を決定する。

② 保護者の要望を反映し、下校時のみや、日没の早くなる秋季・冬季のみの利用を可能にする。

③ 下校時の運行は、下校時刻の違いや日々の行事などに対応するため、運行回数を弾力化する。

④ 保護者に、バス到着時刻を承知してもらうため、出発時刻表を各学校に配付・周知する。

これらのように、児童生徒の実情や保護者の要望に沿った運行経路・方法をとるとともに、児童生徒の安全確保に積極的に取り組んでいる。

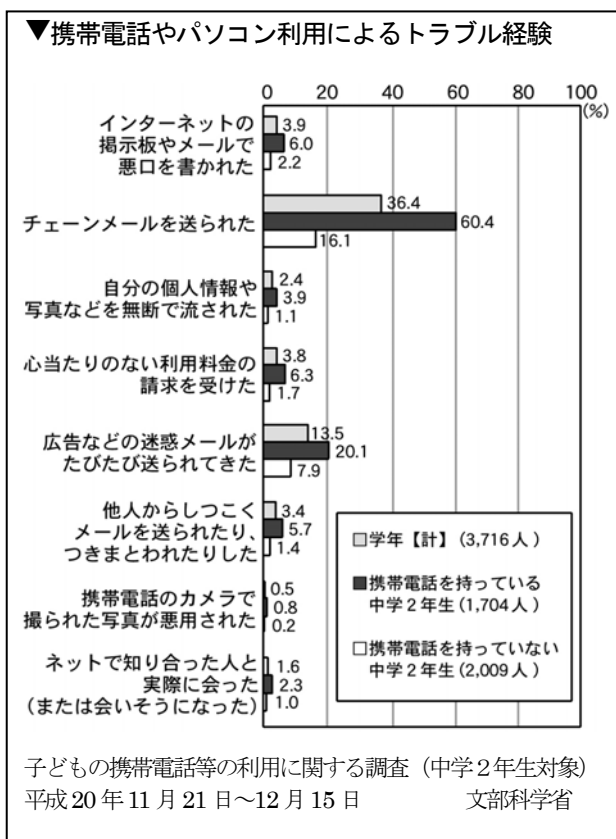
# 青少年インターネット環境整備法

## 青少年インターネット環境整備法の目的

「青少年インターネット環境整備法」とは、平成21年4月1日から施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」のことを指す。

下のグラフからもわかるように、子どもたちが違法サイト(→p.15) や出会い系サイト(→p.61)などにアクセスしたり、個人情報を書き込んだりして、トラブルや犯罪に巻き込まれる危険が増えている。このような社会環境から、次の3つを柱として、18歳未満の子どもを有害情報から守る目的でこの法律が定められた。

- ① 青少年にインターネットを適切に活用する能力を習得させる。
- ② フィルタリング(→p.79)の普及促進などにより青少年の有害情報の閲覧機会を最小化する。
- ③ 民間の関係者の自主的・主体的な取り組みを政府が支援する。



この法律により、インターネット関係事業者には、有害情報へのアクセスを制限するフィルタリングの提供などが義務化され、保護者に対しては、18歳未満の子どもに適切にインターネットを利用させる責務などが課されることとなった。

## 「フィルタリング」で有害情報の閲覧を不可に

フィルタリングとは、インターネット上の子どもたちに見せたくない有害サイトを一定の基準に基づき選別し、画面に表示しないように制限する機能である。現在、提供されているフィルタリングには、次の3つの方式がある。

### ① ホワイトリスト方式

子どもにとって安全と思われるサイトのみアクセスでき、それ以外のサイトへはアクセスを制限する。

### ② ブラックリスト方式

出会い系サイトやアダルトサイトなど、有害な特定カテゴリのサイトへのアクセスを制限する。

### ③ 利用時間制限

子どもが1人で夜中にアクセスできないよう、夜間から早朝にかけてすべてのサイトへのアクセスを停止させる。

## ◆携帯電話会社のフィルタリング機能(平成22年3月現在)

### 【NTTドコモ】

#### キッズiモードフィルタ

グラビアサイトやコミュニティサイトなどを除いたiモードメニューサイトに限り閲覧可能。

#### iモードフィルタ

出会い系サイト、違法サイトなどへのアクセスはできない。

### 【au】

#### EZ安心アクセスサービス(カスタマイズコース)

子どもの成長に合わせて、制限内容をアレンジすることができる。

#### アクセスサービス(接続先限定コース)

審査基準をクリアした公式サイトのみ閲覧が可能。

### 【ソフトバンク】

#### Yahooキッズ(主に小学生向け)

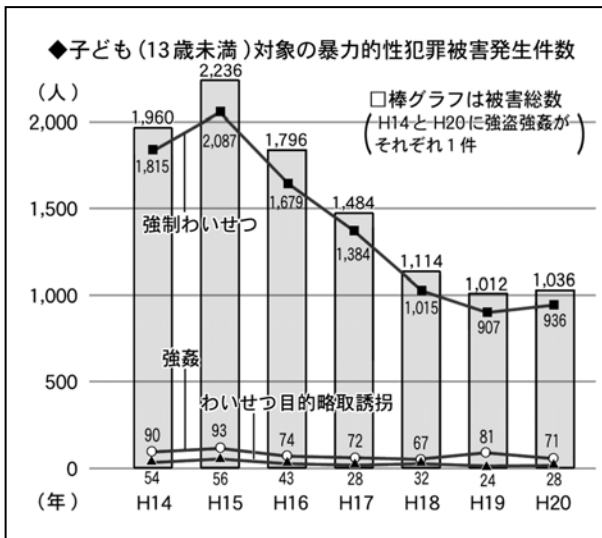
子ども向けの安全なサイトのみ閲覧可能。

# 性犯罪

## 性犯罪の種類と発生件数

性犯罪は大きく分けて、強姦、強制わいせつ、強盗強姦、わいせつ目的略取・誘拐といった暴力的性犯罪と、公然わいせつ、わいせつ物頒布などの非暴力的性犯罪がある。

これらのうちで、子どもに深刻な被害を与えるのは暴力的性犯罪であり、毎年、強制わいせつの件数が群を抜いて多い。被害者の中には未就学児童も含まれ、男児も例年約3～4%被害にあっている。



## ○就学別の犯罪被害件数(平成21年上期)

区分	強姦	強制わいせつ	公然わいせつ
被害件数	676	3,053	418
少年計	283	1,572	199
未就学	0	26	2
小学生	20	344	27
中学生	46	210	56
その他少年	217	992	114

強制わいせつ事件には、通りすがりに抱きついて逃走するといった比較的軽微なものから、被害者の心身に深刻なダメージを与えるものまで、幅広い行為が含まれる。そのため、強制わいせつ事件の多さは、子どもや保護者、地域住民にとって注意すべき問題である。

また、性犯罪は他の犯罪に比べて警察に通報され

る場合が少なく、被害者の数は実際にはもっと多い。親族や知人が犯人の場合は、より通報しにくいという状況があることも留意しておく必要がある。

## 発生状況

幼児および小学生を対象とした性犯罪(強盗強姦、強姦、強制わいせつ、公然わいせつ)の発生の実態が『幼い子どもを犯罪から守る/北大路書房』で詳しく紹介されている。

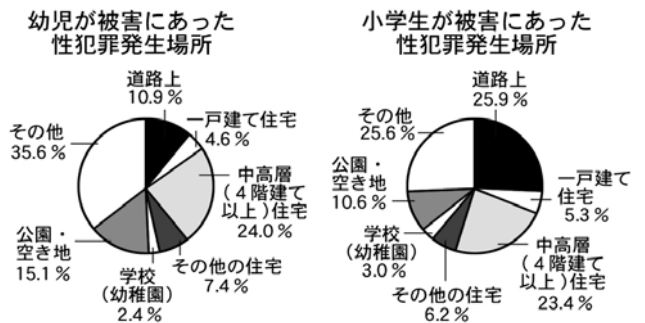
### ・発生時期

全体的に11月から2月の寒い時期には件数が少ない。幼児の場合、3月と8月が多く、小学生の場合は夏休み期間期間である8月は少ない。

発生時間帯は、「15時～18時」の時間帯が最も多く、次に「12時～15時」で、お昼から夕方までの発生が全体の6割から7割を占めている。これは、子どもが自宅や幼稚園、学校などの施設外にいる時間帯でないと犯人が子どもに接触しづらいためだと考えられる。

### ・発生場所

幼児、小学生ともに住宅での被害が多いが、小学生の場合は道路上での被害も多い。また、幼児の場合、「その他」の約3分の1を「商店」が占め、保護者と同行しているときでも、被害にあう可能性があることを示している。



### ▲幼児・小学生対象の性犯罪の発生場所

以上のようなことから、幼児・小学生を対象とする性犯罪では、季節・時間帯・発生場所などはいずれもが被害者側の要因に依存しているであろうと結論付けられている。

# セーフコミュニティ

## セーフコミュニティとは

セーフコミュニティとは、「ケガや事故など日常生活のなかで人々の健康を阻害する要因は、予防することができる」という理念によって、安全なまちづくりを進めているコミュニティ（地域社会）のことを指す。この取り組みは、1970年代後半のスウェーデンから始まったと言われており、1989年9月にストックホルムで開催された、「第一回事故・傷害予防に関する世界会議」において、「セーフコミュニティ」の概念が宣言されている。

現在は、「WHO 地域の安全向上のための協働センター」(WHO Collaborating Centre on Community Safety Promotion 略称:WHO CSP協働センター)がこれを世界的に推進しており、同センターが提示する6つの指針をクリアした時点で「セーフコミュニティ申請書」を提出することができ、審査を経て認証される、国際的な認証システムとなっている。

### ◆セーフコミュニティのための<6つの指針>

1. コミュニティにおいて、セーフティ・プロモーション(※1)に関連するセクションの垣根を越えた組織が設置され、それらの協働のための施設がある。
2. 全ての性別、年齢、環境、状況をカバーする長期的にわたる継続的なプログラムを実施する。
3. ハイリスクグループ(※2)と環境に焦点を当てたプログラム、及び弱者とされるグループを対象とした安全性を高めるためのプログラムを実施する。
4. 傷害が発生する頻度とその原因を記録するプログラムがある。
5. プログラム、プロセス、そして変化による影響をアセスメントするための評価基準がある。
6. 国内及び国際的なセーフ・コミュニティネットワークへ継続的に参加する。

※1 セーフティ・プロモーションとは、セーフコミュニティを目指すために、地域社会が部門や職種の垣根を越えて協働し、科学的な評価を基に予防しようとする取組のこと。

※2 ハイリスクグループとは、ある病気にかかりやすい、危険性の高い、特定の人たち。例えば、肺がんにおいては、ヘビースモーカー（中毒的な喫煙者）がハイリスクグループであると言える。

## セーフコミュニティ・コーディネータ

国や地域の実情に応じたセーフコミュニティ活動推進のため、WHO CSP 協働センターは、セーフコミュニティ認証センターと協働で各国にセーフコミュニティ・コーディネータを配置している。セーフコミュニティ・コーディネータの役割は、WHO CSP 協働センター及び認証センターと連携しつつ、自治体等がセーフコミュニティ活動に取り組み、推進するための支援やアドバイスを行うことである。

日本における公認セーフコミュニティ・コーディネータは、2008年3月に任命された白石陽子氏（株式会社マチュールライフ研究所 所属）が唯一である。（2010年4月現在）

### ◆関連団体

#### 日本セーフティプロモーション学会 (JssP)

- ・事務局  
〒602-0895 京都市上京区清和院口寺東入の中御霊町410  
京都府立医科大学医学部看護学科
- ・電話(FAX):075-212-5439
- ・Eメール:misaka@cmt.kpu-m.ac.jp
- ・セーフコミュニティの総合的なホームページ  
<http://www.safetyprom.com/>

#### 株式会社マチュールライフ研究所

- ・<http://www.mature-life.jp/>
- ・「セーフコミュニティ」に関する質問、お問い合わせはコーディネータまで。  
セーフコミュニティ・コーディネータ（日本担当）  
白石陽子（Eメール:yokomature@cyberoz.net）  
電話：06-6940-1335 FAX：06-6940-1336

## 日本国内の認証都市

セーフコミュニティの認証は1989年から始まり、2010年3月現在、世界で179都市が認証を取得している。日本では、2008年に亀岡市（京都府）が国内で初めて認証され、2009年に十和田市（青森県）が認証されている。また、厚木市（神奈川県）、横浜市栄区（神奈川県）なども、「セーフコミュニティ」認証取得を目指して具体的な取り組みを推進しており、厚木市は2010年3月に申請書提出を完了させた。



# 地域安全安心ステーション

## 「地域安全安心ステーション」モデル事業とは

平成16年6月、警察庁は、『「犯罪に強い地域社会」再生プラン』を策定した。このプランは、市町村や消防と連携しながら地域住民の行う自主防犯活動を支援し、地域社会の治安回復を目指すための総合的な施策である。

これにより、平成17年度から、地域住民が活動拠点を設置して行う自主防犯活動を、警察が消防・学校・市区町村と連携して支援する「地域安全安心ステーションモデル事業」が実施されており、毎年多くの地区(平成21年3月現在800地区)が選定され、支援を受けている。支援の目的は、地域における自主防犯活動の活性化と拡大を図ることであり、支援の具体的内容は、地域安全情報の提供・防犯講習・防犯訓練・警察との合同パトロールの実施・防犯パトロール用品の無償貸与等である。

## ○類似事業：地域安全安心ステーション事業

名称は非常によく似ているが、「地域安全安心ステーション事業」が警察庁主体であるのに対し、「地域安全安心ステーション事業」は総務省消防庁が主体となっている。その機能は「地域における防災活動拠点として、自主防災組織相互の連携、及び関係団体とのネットワーク化を目的とするもの」であり、警察庁の事業内容とは異なる。ただし、両事業とも警察庁と消防庁が連携・協力して推進している。

## 事業実施地区として選定・支援を受けるには

事業実施地区は、都道府県警察の推薦に基づき、警察庁が選定する。各都道府県警察は、事業実施地区の推薦に当たり、公募を実施する。公募は、例年2月頃に、警察庁から各都道府県警察を通じ、ホームページやチラシ等により実施される。事業への参加を希望する場合は、警察庁や各都道府県警のホームページをチェックするか、最寄りの警察署の生活安全課に問い合わせるとよい。

選定基準としては、1小学校区程度の範囲を原則とし、地域住民のコミュニティとして継続的な活動

が見込まれる単位であることや、候補地区内において、自主防犯活動に用いる資機材を保管し、自主防犯活動に取り組む地域住民が集合できるなど、自主防犯活動の拠点となる地域安全安心ステーションとして活用可能な施設(公民館、消防団拠点等公的施設、空き家、空き店舗等のほか、利用可能な交番・駐在所のコミュニティルーム等)を確保(地域住民・ボランティア団体が管理)していることなど、いくつかの基準が挙げられている。これら詳細についても、最寄りの警察署への問い合わせが必要である。

## ◆地域安全安心ステーション

### 安全・安心のための自主的活動の拠点としての機能

- ① 安全安心パトロールの活動拠点
  - ・公民館、消防団拠点等を活用した施設設備
  - ・自主防犯活動用資機材等の優先配備
- ② 安全安心情報の集約・発信拠点
  - ・安全安心マップの作成
  - ・安全安心情報の電子掲示板の運営
  - ・防犯協会の設置
- ③ 安全安心のための自主防犯活動の参加拡大拠点
  - ・地域住民が気軽に参加できる支援
  - ・各種講習会、防犯指導等の利用、参加の拡大  
(「警察庁 自主防犯ボランティア活動支援サイト」より)

## 「地域安全安心ステーション」推進事業の効果

警察庁は、平成22年3月に「地域安全安心ステーション」推進事業に関する意識調査の結果を発表している。これによると、「地域安全安心ステーション」を拠点に活動している団体の構成員は、活動に参加することで、「知り合いが増えた」「感謝されるようになった」など、地域との関係が強くなったと感じている人が多いことがわかっている。

また、これに対し周辺住民の多くが、防犯ボランティア活動は「不審者の出没減少」「子どもたちの安全確保」等に効果があると考えており、活動を高く評価しているという結果となっている。

# 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

## 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」とは

文部科学省では、学校安全の充実にハード・ソフトの両面から総合的に取り組む「子ども安心プロジェクト」を平成14年から推進している。その一環として、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、安全で安心できる学校を確立するために、平成17年度より「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を実施している。文部科学白書（平成17年版）によると、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」は以下の3つの内容が柱となっている。

- ① 学校で巡回・警備等に従事する学校安全ボランティア（スクールガード）の養成・研修
- ② 防犯の専門家や警察官OBなどの協力の下、地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）による各学校の巡回指導と評価
- ③ モデル地域における実践的な取り組み

なお、文部科学省では、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」等のソフト面からの取り組みとともに、「地域ぐるみの学校施設防犯・安全点検支援事業」等のハード面からの取り組みも実施している。

## 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の推進

「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の具体的な支援の内容には、学校安全に関する先導的な取り組みを行うための経費として、防犯情報の共有システムの整備経費、通学路安全マップの作成経費、各種講習会の開催経費等の支援が挙げられている。

なお、各種講習会とは、学校内外の見守り等を行う学校安全ボランティア（スクールガード）養成・研修のため、最新の情報、不審者を発見した場合の具体的な対応方法など実践的な事例等を学ぶことができる「スクールガード養成講習会」等が該当する。

また、「スクールガード・リーダーによる巡回、学校や学校安全ボランティアに対する警備のポイント等の指導、学校安全ボランティアの養成のほか、新たに、各地域における子どもの見守り活動に対する支援を行う」とし、スクールガード・リーダーを

小学校5校に1人設置することを目標としている。

## 子ども安心プロジェクトの充実

平成21年度までの予算案においては、「子ども安心プロジェクトの拡充」となっていたが、平成22年度の予算案においては「子ども安心プロジェクトの充実」となっており、予算額も増えている。具体的な事業内容としては、「地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集の作成」が挙げられている。先導的な取り組みを集めた実践事例集を作成・配布することで、より実効性のある地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進することにつながるとされている。

## 地域の事例について

先導的な取り組みを全国的に集めた実践事例集については、先述の通り、平成22年度中に文部科学省が作成予定ではあるが、地域ごとの報告書は、多くの地域において既に作成されている。自分の地域、もしくは近隣地域において報告書が作成されているかどうか、もし作成されている場合は、それを入手することが可能かどうか、地元の教育委員会に問い合わせをしてみるとよい。

### ◆ネット上で閲覧できる参考事例

○山口県 学校安全・体育課

「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」

主な事業内容と成果

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50500/riskmanage/tiikigurumi.html>

○京都市教育委員会

平成20年度「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」報告書

地域ぐるみの安心・安全 ～子どもたちをとりまくネットワークづくり～ 桃山南小学校の事例など

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000079/79540/houkoku.pdf>

○広島市 子どもの安全対策推進本部

平成19年度「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」研究報告書

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/000000000000/1208303147490/>

# チャット

## 「チャット」とは

「チャット」とは英語で「おしゃべり」のことで、コンピュータや携帯端末を用いて、ネットワーク上の相手と会話を楽しむコミュニケーションツールの1つである。

従来では、文字ベースでコミュニケーションをリアルタイムに行うツールを指していたが、ネットワークの通信速度が向上したため、文字だけでなく様々な情報を相互に送り合うことができるようになり、チャットの種類も増えてきている。文字を用いたものを標準的なチャットとすると、音声を用いたものを**ボイスチャット**、映像を用いたものを**ライブチャット**と呼ぶ。相互に描画ウインドを開き、相手が描いている絵をリアルタイムで見ながら文字で会話ができるお絵かきチャットも存在している。

このように、チャットとはリアルタイムでネットワーク上の相手と様々なメディアを用いてコミュニケーションを行うツールであると考えてよい。

最近では、Java アプレットなどで実装された Web ブラウザで利用できる **Web チャット** も一般的になってきている。

チャットに参加するには、まず仮想的な空間に入室することから始める。これは「チャットルーム」や「部屋」などと呼ばれ、ネット上には多くのチャットルームが存在する。チャットルームは誰でも入れるオープンなもの、限られた顔見知りの仲間だけで利用するものがある。通常は、ハンドルネーム（ニックネーム）を自分で決めて入室（ログイン）することになる。

チャットルームに入室すると、参加者の発言が発言者名、発言内容、発言時刻などとともに1行ずつ表示される。掲示板などと異なり、誰かが発言すると他の参加者の画面にすぐに反映され、リアルタイムにやり取りが行なわれる。発言者名としてハンドルネームが表示され、顔文字や絵文字を付け加えたり、それぞれの参加者が選んだ自分のキャラクター

であるアバターが表示されたりする。

ツイッターは相互に交流するチャットではないが、リアルタイムに近い「つぶやき」を交流し合うことができるので、チャット感覚の掲示板である。

また、最近ではチャットだけを楽しむのではなく、ゲームに関するサイトにチャットが設けられていてゲームの攻略法を話し合ったり、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）にチャットルームがあり、そこでリアルタイムのおしゃべりをしたりするなど、**コミュニティサイト**（→p.38）の1つのツールとして使われる場合が増えてきている。

## 「チャット」の問題点

「チャット」はリアルタイムでネットワーク上の相手と交流するので、思わず個人情報が相手に知られることがある。

また、短い文章のやりとりが中心となるので、お互いの意思疎通がうまくいかない場合もある。文字のやりとりだけなので、相手の表情が見えないため、相手の感情を逆撫でするような発言をしたり、逆に相手の何でもない発言に対して過敏に反応し感情的になったりする場合もある。

さらに、ネットワークは相手の顔が見えない**匿名性**（→p.66）があるので、チャットで知り合った相手と長い時間交流することですっかり相手を信用して、実際に会いに行ってみると、チャット上で認識していた人とまったく異なる人格である場合もある。実際、チャットで知り合った人に会いに行くと乱暴されるなどの事件も多数報道されている。

このような被害にあわないためには、チャット上で知り合った人と実際に会ったり、気を許して個人情報を漏らしたりしないように日頃から注意することが大切である。

# 出会い系喫茶

## 出会い系喫茶とは

「出会い系喫茶」とは、男女が直接顔を合わせて会話する場を提供する会員制の店舗である。平成 21 年 5 月末で、全国 13 都道府県で 98 店舗が把握されており、その数は増加している。

### ●出会い系喫茶の一例●

【女性】入店無料。女性用の部屋で、雑誌を読んだりインターネット利用したりすることで、お菓子やジュースが食べ放題・飲み放題。男性から指名された場合、別の部屋で数分程度会話をしなければならない。

【男性】入会金 (5000 円) のほか、入店料 (1 時間 1000 円) を支払い、入店後、マジックミラー越しに女性用の部屋にいる好みの女性を探す。店に指名料 (10 分 1000 円) を支払って、指名した女性と別の部屋で数分程度会話ができる。

会話の後、双方が合意すれば、男性が店にお金を支払って (5000 円)、店外デートをすることもできる。デートの内容は、飲食やカラオケから援助交際まで様々である。(各料金は店舗によって異なる。)

## 児童買春などの温床になる恐れ

「出会い系喫茶」は、店舗外における売春や児童買春に結びつきやすく、かつ、店舗内の個室等でそれらの行為が行われることも懸念される。実際に、出会い系喫茶の利用を契機とした児童買春の検挙件数は増加傾向にある。

### ◆出会い系喫茶の利用を契機とした性犯罪事件の検挙数

	児童買春		児童ポルノ		淫行条例	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
平成 19 年	19	14	3	0	4	3
平成 20 年	27	28	0	0	6	6

(平成 21 年 7 月 31 日 風俗行政研究会)

さらに、児童買春を企図する男性客も多いと思われる中、女子児童が店舗内に自由に立ち入ることができるという営業実態は、青少年の健全な育成に多大な悪影響を与えるものと考えられる。

## 店舗型性風俗特殊営業として位置づけへ

「出会い系喫茶」には従業員による接待がないため、風営法による全国一律の規制対象となっていない。

児童買春の温床として問題視されてきたテレホンクラブ、ツーショットダイヤル及び出会い系サイトに対する規制が設けられ、これらを利用した児童買春が困難になっていると認められる。そのため、いまだに法規制の及んでいない「出会い系喫茶」が急激に全国に拡散し、児童買春の温床として問題化する恐れがある。

警察では、関係法令を活用した取り締まりに努めるとともに、営業者に対して、18 歳未満の者の営業所への立ち入り制限などの自主規制をとるように働きかけている。

また、平成 20 年末ごろから一部の府県において、青少年保護育成条例の改正により「出会い系喫茶」営業に対する規制を導入する動きがみられる。

### ◆愛知県の「出会い系喫茶」に対する規制

(平成 21 年 7 月 1 日施行)

愛知県では「出会い系喫茶」を利用した 18 歳未満の青少年が性犯罪に巻き込まれる事件が多発。

- ・平成 19 年…16 件
- ・平成 20 年…10 件
- ・平成 21 年…6 件 (3 月末まで)

青少年の保護を図るため、「出会い系喫茶」へ青少年を入場させることを禁止するなど愛知県青少年保護育成条例の改正を行い、「出会い系喫茶」に対する規制を強化することになった。

## 出会い系喫茶の実態の把握

「遊ぶお金が欲しい」「入店無料だから」「暇だったから」などの理由で、青少年が「出会い系喫茶」を利用すると、上記の通り、犯罪被害に巻き込まれてしまうことがある。

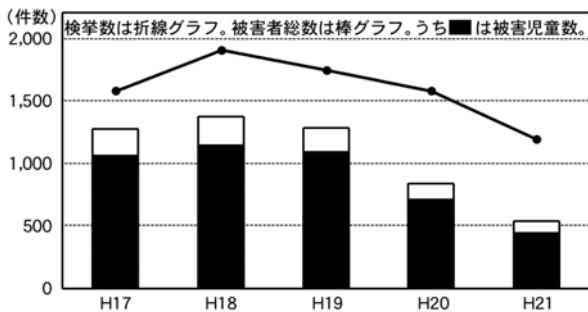
出会い系喫茶の実態を考えて、青少年が「出会い系喫茶」を利用しないように、周囲の大人が十分注意することが重要である。

# 出会い系サイト

## 出会い系サイトとは

「出会い系サイト」とは、インターネット上で異性交際に関する情報を提供しているウェブサイトのことである。携帯電話からも簡単に利用できるため、好奇心からアクセスする子どもも多い。

出会い系サイト規正法の改正などにより、事件の検挙数は減少しているものの、平成 21 年中の被害者総数は 548 人にのぼり、そのうちの 57%が女子中高生であった。(平成 22 年警察庁・広報資料より)



	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年
検挙数	1,581	1,915	1,753	1,592	1,203
被害者総数	1,267	1,387	1,297	852	548
被害児童数	1,061	1,153	1,100	742	453

検挙件数 1,203 件のうち、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が 398 件と最も多い。また、出会い系サイトのアクセス手段として携帯電話を使用した被害児童は、453 人中 450 人で、99.3%を占める。

## ◆出会い系サイトに関する事件検挙事例

### 【児童福祉法違反】

出会い系サイトを通じて知り合った女子児童に売春させる目的で、出会い系サイトを利用して遊客を誘い、申し込みをしてきた遊客と性交させ、女子児童に淫行させた。(平成 21 年 4 月・神奈川)

### 【児童買春・児童ポルノ法違反禁止反, 強要未遂】

出会い系サイトを通じて知り合った女子児童をホテルに連れ込み性交するとともに、女子児童のわいせつな姿態を携帯電話のカメラで撮影し、今後も交際を継続するよう脅迫した。(平成 21 年 11 月・和歌山)

### 【出会い系サイト規制法違反】

出会い系サイトに援助交際を申し出る内容を書き込み、大人を児童との性交等の相手方となるように誘引した。(平成 21 年 9 月・茨城)

## 出会い系サイト規正法

出会い系サイトの利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童(18 歳未満の少年少女)を保護し、児童の健全な育成に資することを目的に、「出会い系サイト規制法」が平成 15 年に制定された。

しかし、出会い系サイトの利用に起因した犯罪が依然として多発していたため、出会い系サイト事業者に対する規制の強化と児童による利用防止措置の強化を図るため、平成 20 年に同法の一部が改正された。これにより、事業者に届出制が導入され、児童が異性を誘う書き込みや大人が異性の児童を誘う書き込みが禁止された。

## 保護者の責務

自分の子どもが、どのようにインターネットや携帯電話を使っているのか、保護者が関心を持つことが大切である。出会い系サイト規制法では、保護者の責務について次のような趣旨を規定している。

### ◆出会い系サイト規制法第 4 条(保護者の責務)

児童の保護者は、フィルタリングサービスやフィルタリングソフトを利用するなどして児童がインターネット異性紹介事業(出会い系サイト)を利用することを防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。\*フィルタリングは p. 79 参照。

さらに、家庭では子どもたちに次の「3つの NO!」を徹底させることが重要である。

- ・見ない!…携帯に届いた「出会い系サイト」への勧誘メールは見ない。
- ・(もし見ても)書き込まない!…「匿名だから安心」と思って一度書き込みをすると、相手はあらゆる誘い文句で誘惑してくる。軽い気持ちで書き込まない。
- ・(もし書き込んで)絶対会わない!…やり取りをしていくと、相手のことがわかった気になって「会ってみようかな」と思いがちだが、それこそが相手の狙いである。「会うこと=危険なこと」と肝に銘じ、絶対に会わないようにする。

# デジタル万引き

## 「デジタル万引き」とは

「デジタル万引き」とは、書店やコンビニエンスストアなどに陳列されている書籍や雑誌の写真や記事をデジタルカメラで撮影し、商品を購入するのではなく、**商品に記載された情報のみを取得する行為**である。ここで注意すべきは「万引き」と名付けられているが、この行為は窃盗ではなく、違法性を主張することはできないということである。

そもそも「デジタル万引き」という言葉は、平成15年に、日本雑誌協会と電気通信事業者協会が書店の客のマナーに訴えるキャンペーンとして「カメラ付携帯電話などを使って情報を記録することはご遠慮ください」とするポスターを作成した際に用いられた造語である。

手軽に撮影できるデジタルカメラを使って、対価を支払うことなく情報のみを入手する行為を、商品自体を盗む行為である「万引き」になぞらえたもので、通常の窃盗に準ずるものと印象づけて止めさせようと命名された。違法とする根拠が不明確であるにもかかわらず、カメラで書籍を撮影し個人の用に供する行為をあたかも犯罪行為であるかのように印象づけているとの指摘もあり、現在は日本雑誌協会自ら「誤解のある表現」として使用しないよう自粛を呼びかけている。

## デジタル万引きの問題点

デジタル万引きは、商品を持ち去る行為ではないため、窃盗罪には該当しない。著作権法30条1項では、私的使用目的の範囲内で著作物を複製する場合には、例外的に著作権が制限され、著作権者はその複製を禁止できないとしている。

しかし、デジタル万引きに違法性がないとはいえ、書店で書籍や雑誌を写真撮影していいかということではない。店舗内は私有地であるので、商品である書籍の取り扱いについては店舗が管理することになる。そのため、私有地内での商品の取り扱いに店舗側が制約を課すことは、店側の営業行為にあたる。

自分の店内での立ち読みや飲食、盲導犬以外の動物の持ち込み、その他の迷惑行為と同じように、デジタル万引きと定義される行為を任意に禁止したり、違反した利用者に退去を促したりすることは店側の権利である。客としては書店の方針に従わなければならない。

## エチケットやマナーとして

「デジタル万引き」は法律を犯す行為ではないが、書店側の気持ちや感情を害するマナーやエチケット違反に当たる行為であって、書店の考えや気持ちをくみ取ることが大切である。手当たり次第に写真撮影していれば、店員だけでなく他の客も不愉快に感じるであろう。

また、撮影した情報を第三者に公開したり、営利目的に使用したりすると著作権法違反に該当し、刑事罰に相当する。書店だけでなく、映画館や博物館や美術館、劇場、コンサート会場で写真やビデオが撮影され、海賊版が作られるなど多額の被害が出ていることも忘れてはならない。

デジタル万引きについては、エチケットやマナーの問題として注意が必要である。

# 電子掲示板

## 「電子掲示板」とは

電子掲示板とは、参加者が自由に意見や感想などを文字ベースで書き込み、それに対して他の人がコメントを付けるなどしながら情報交流を行うコミュニケーションツールの1つである。電子掲示板を英語では (Bulletin Board System) と表記するため、略して BBS と呼んだり、単に「掲示板」と呼んだりする場合もある。

電子掲示板は、インターネット上で特定のテーマやカテゴリごとに意見や情報を交流することを目的としたコミュニティーを形成するツールとして用いられ、誰でも自由に掲示板に書き込むことができるものと、パスワード等で認証を行わないと書き込めないものに分かれるが、ひとたび参加を許されたら原則として誰でも匿名で自分の意見を書き込むことができ、自由に閲覧できる。メールと異なり、多対多のコミュニケーションツールの1つといえる。

また、その規模も個人が開設する小規模なものから、「2ちゃんねる」のように現実社会に影響を与える大規模なものまで、様々な電子掲示板が存在し、その使われ方もまちまちである。

## 「電子掲示板」の問題点

「電子掲示板」は文字ベースのコミュニケーションツールなので相手の顔が見えず、うまく伝え合えないことや、感情の行き違いなどが起こり、そのため激しい論争やけんかにまで至ることがある。英語の flame (炎) に由来して、これを「フレイム」と言い、「炎上」とも呼ばれる。

対面の論争とは違い、相手の話を遮ることができないため一方的な内容になりやすく、細かい揚げ足取りに終始して互いが感情的になり、結局は収拾がつかなくなることがある。また、面白半分で、あるいは自分や自分の属する組織などに都合の悪いことが書かれた報復のため、いたずら書きをくり返す「荒らし」や、故意にフレイムを誘発するような書き込みを行う「あおり」も発生することがある。

## 電子掲示板を使うには情報モラルが求められる

「電子掲示板」は誰もが自由に書き込めるコミュニケーションツールである。ネットワークの特性として匿名性(→p.66)が挙げられるが、この匿名性をはき違えて無責任な書き込みをする者も存在する。

「学校裏サイト」(→p.20)と呼ばれている私的な電子掲示板にも、中にはクラスメイトや教師などに対して誹謗中傷の書き込みを行って人権を侵害したり、個人情報を書き込んだりする者がいて、ネットいじめ(→p.70)の道具として電子掲示板が使われることもある。

電子掲示板は遠隔地にいる者を結び、交流学习や交歓活動に用いることができる、大変便利な道具である。実際、インターネットの教育利用が進む中で多くの交流活動が電子掲示板を媒介して実践されている。

しかし、その反面、電子掲示板は使い方を間違えると人を傷つける凶器になってしまう。

このようなコミュニケーションツールを使う場合は、相手を思いやる気持ちや、自分の情報発信には責任を持つなど、情報に対するモラル意識が求められる。

# 電子タグ

## 「電子タグ」とは

「電子タグ」とは、小型の IC チップとアンテナを内蔵し、タグの読み取り装置(リーダー)とデータのやりとりを行う小型の電子装置のことで、「IC タグ」とも呼ばれている。

電子タグに内蔵されている IC チップには、識別用の ID が記録されている。電波を通じた外部からの問い合わせに対して、無線で ID を返信するというのが基本的な機能である。これらは、RFID (Radio Frequency ID entification 「電波による個体識別」と総称され、乗車カード (Suica, ICOCA, PASMO, PiTaPa など) や電子マネー (Edy, iD など) のような非接触 IC カードも広義の RFID に含まれる。

タグ (tag) とは、「荷札」を意味する英語であり、電子タグは主に品物を管理する用途が想定されている。電子タグはバーコードなどと比べると、記録できる情報量が多い、情報の書き換えが可能である、離れていてもデータが交換できる、といった利点がある。このため、商品に電子タグを貼り付けたり埋め込んだりすることで、非接触でコンピュータやネットワークに認識させ、商品を情報システムで一括して管理することが可能になる。

このように、電子タグは物流、小売、トレーサビリティなどの商品管理の場面で大きな省力化・効率化ができると期待されている。

また、最近では市民参加型のマラソン大会で出場選手の靴に電子タグを取り付け、ランナーがゴールに入り次第、リアルタイムに成績や順位を集計できるシステムも登場するなど、商品管理以外での利用も進んでいる。

電子タグには、電池などを内蔵して電源を持つタイプ (アクティブタイプ) と持たないタイプ (パッシブタイプ) があり、パッシブタイプではゴマ粒のような小さなものまで製品化されている。

## 「電子タグ」を防犯に用いる

「電子タグ」を、防犯に使う事例も増えてきている。

私立の小学校や塾などでよく使われているのが、児童が登下校の際に保護者にメールが送られるシステムである。児童のランドセルに電子タグが付けられ、朝の登校時にゲートをくぐるとそこに設置してある電子タグリーダーがそれぞれの児童の ID を読み取り、自動的にメールが送信されるのである。下校時にも同じ仕組みで、下校した旨が届けられる。

また、児童が身に付けている電子タグと街角に設置されている複数の防犯カメラや電子タグリーダーを組み合わせると、児童の位置情報が映像と共に記録され、保護者に届けられるシステムも開発されている。

そのほか、自転車の防犯登録や書店などでの万引き防止にも電子タグが利用されている。

## 「電子タグ」の問題点

今後、社会の様々な面で電子タグの利用が進むと考えられるが、電子タグの問題点も認識する必要がある。

電子タグは固有の情報を内蔵しているため、タグを保持している人間と結び付けることでその情報が個人情報となる。

また、商品に付けられたタグが消費者の家庭にまで届くことによってプライバシーが侵害されることも懸念されている。

総務省は「電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン」(平成 16 年)を作成し、「タグ内に個人情報を含む場合には個人情報等が、消費者が気付かないうちに、望まない形で読み取られる等のおそれ」があることを指摘している。

電子タグの利用においては、装着されていることの表示をする、用途が終われば取り外す、不必要な情報は記録しないなど、プライバシーを守るための取り組みが必要である。



# 電子メール

## 電子メールとは

電子メールは、情報通信ネットワークを通じて文字やその他のデジタル情報を送り合うコミュニケーションツールであり、それまで使われていた郵便(メール)とよく似たシステムであることからこの名称がつけられた。electronic mail の略で、「Eメール」と呼ぶ場合も多い。

郵便と異なる点は、まず送信に係るコストが非常に小さいことが挙げられる。送信に要する時間もわずかであり、地理的な制約も受けない。

また、パソコンの場合は届いているメールを任意の時間に受け取ることができるので、自分の都合の良い時間にメールを送ることができる。

さらに、電子メールでやりとりされる情報は、デジタルデータであるため、メッセージの作成や編集が容易で、大量のメールでも保存が可能である。大量のメールの中からキーワードや受信日時、送信者などを検索することもできる。文字のメッセージ以外にも、ファイルや画像データ、プログラムなどをメールに添付して送受信することもできる。

電子メールはわずかなコストで、直ちに、どこにでもメッセージを送ることができる。携帯電話の普及も電子メールが身近なコミュニケーションツールに成長した理由である。電子メールは社会の情報化の進展に対応して、その役割が重要視される基本的なコミュニケーションツールといえる。

## 電子メールの仕組み

電子メールの送受信では、まず送信者のパソコンや携帯から送信されたメッセージは、自分のサーバーから、宛先ユーザーのサーバーへと転送される。

次に、受信者がサーバー上の自分のメールボックスへアクセスすると、メッセージが受信者に届く。

ただし、携帯メールの場合は専用のサーバーから自動的に着信が携帯電話に届き、メールが送られる。電子メール作成のアプリケーションソフトをメールソフトやメーラーと呼び、またメールソフトを用い

ずに、Web ブラウザ上から電子メールの作成・編集を行う Web メールもよく使用されている。

## 電子メールの問題点

電子メールの抱えている問題点として、コンピュータウイルスやワームを送りつける手段としてしばしば利用される点や、膨大な量の迷惑メール(スパムメール)が蔓延していることが挙げられる。

電子メールはコストがかからず、メールアドレスさえあれば誰にでも送信することができる。さらに、メールアドレスを自動的に収集あるいは発生させるプログラムなどを使って、大量の迷惑メールが不特定多数相手に送りつけられることもある。そのようにして送られた電子メールの添付ファイルやリンクに不用意にアクセスすると、コンピュータウイルスに感染したり、フィッシング(→p.78)の被害にあったりすることがある。

このような被害を防ぐには、メールフィルタリングソフトを導入する、あるいは、差出人に心当たりのないメールは開封せず削除する、などといった対応が求められる。

## 子どもに関わる電子メールの課題

子どもたちも電子メールに関わって様々なトラブルに巻き込まれている。

例としては、電子メールを使って人権侵害や名誉毀損などのネットいじめ(→p.70)を起こしたり、次々とデマの情報がメールで回されるようないわゆるチェーンメールの被害にあったりすることがあげられる。電子メールの使い過ぎでメール中毒や依存症になったり、逆に一定の時間以内に返事を返さないと友達ではないなどといった内輪のルールを定めて生活のリズムを壊してしまったりするケースも報告されている。

電子メールの健全な使用方法を、学校教育においても指導することが求められている。

# 匿名性

## 「匿名性」とは

匿名とは、ある人が何か行動を行った際にその人物が誰であるのか特定されない状態のことである。自分の身元が分からないように行動できるか否かを、匿名性が「高い」「低い」で表現する。

## 「匿名性」が求められるケース

民主主義を保証する公務員の選挙には「匿名性」は欠かせない。日本国憲法第15条4項で、投票行為は国民の基本的な政治的意思の発信であり、匿名でおこなうこととされている。つまり、誰が誰を選んだかは秘密裏にされ、投票者の投票結果を他者が確認できないようにしている。この秘密投票の仕組みにより、被選挙人やその関係者による脅迫・買収などを防ぐことができる。

組織内での不正や犯罪行為を発見した人が内部告発する場合でも、匿名でなければ万一告発者が特定されたときに組織内で不利益を被る場合もありうる。

そのため、例えば「匿名通報ダイヤル」(→p.67)では、犯罪や児童虐待、人身取引の被害者となっている子どもや女性の保護を図ることを目的として、市民から匿名による情報の通報を、電話やウェブサイト上で受け、これを警察に提供し、捜査などに役立てている。

また、商品購入の際に役に立つクチコミ情報もそのほとんどが匿名で投稿されている。

このように、プライバシーが保護されながら、個人が自由に意見を表明したり不正を正したりするためには「匿名性」を確保することが大切である。

## 「匿名性」の問題点

自由に意思表示ができる反面、自分が誰であるのかを特定されなければ、後で自分の言動に対する責任を追及される危険がない。そのため、匿名であることをよいことに、他人を誹謗中傷(→p.76)する行為もしばしば発生する。

例えば、匿名掲示板「2ちゃんねる」では、固有のハンドル名(ニックネーム)さえ使わない匿名化

が広がり、無責任な発言や誹謗中傷、名誉毀損、脅迫などの犯罪行為までもが頻繁に起こっている。学校裏サイト(→p.20)への人権侵害の書き込みが行われるのも、この匿名性ゆえの行為である。

このように、インターネットでは自分の正体を明かさずに発言や行動ができるものと思われており、それがチャットや電子掲示板で他人への誹謗中傷を繰り返したり犯罪の温床を作り出したりしている。

しかし、深刻な人権侵害や名誉毀損、脅迫などで警察などが本格的に捜査すれば、プロバイダー責任制限法などに基づいてログを調査し発信者はほぼ特定されるようになっているため、ネット上での完全な匿名性はありえないといえる。

## 学校での指導

匿名性には必要な面と問題点があるが、つきつめれば「自由」と「責任」の問題となる。

匿名性が高まれば高まるほど、自由度は高まり、思い思いの情報発信や意見表明が可能となる。しかし、自分の発信内容に責任を問われる度合いは下がり、責任ある情報発信が担保されにくくなる。

逆に、匿名性が低くなればなるほど責任の所在ははっきりして責任ある情報発信が可能となる。しかし、その反面、自由に意見表明を行う闊達さは抑制される。求められるのは、「自分の発信に責任を持ちつつ自由で積極的な情報発信を行うコミュニケーション能力」である。

このような情報発信を行うためには、学校教育で早い時期から情報発信の訓練を行い、情報社会に求められるコミュニケーション能力を指導することが大切である。

# 匿名通報ダイヤル

## 匿名通報ダイヤルとは

「匿名通報ダイヤル」は、正式には「子どもや女性を守るための匿名通報モデル事業」という。少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被害者になっている子どもや女性の早期保護等を目的として、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民からの匿名による事件情報の通報を電話またはインターネットで受け付け、これを警察に提供して、捜査などに役立てようというものである。

### ・通報先電話番号

0120-924-839 (フリーコール)  
(とくめいっほう やってサンキュー)

受付時間:

月曜日～金曜日の午前9時30分～午後6時15分

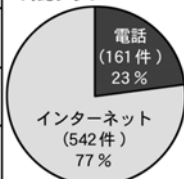
・専用ホームページ [受付時間: 常時]

<http://www.tokumei.or.jp>

受付件数表

期間	総件数	人身取引事犯	少年福祉を害する犯罪	参考情報
H19.10 ～ H21.6	693件 (月平均33件)	66件 (9%)	354件 (47%)	303件 (44%)
H21.7 ～ H21.12	703件 (月平均117件)	7件 (1%)	161件 (23%)	535件 (76%)
総計	1396件 (月平均52件)	73件 (5%)	485件 (35%)	838件 (60%)

平成21年7月1日～  
12月31日の受付件数  
対比グラフ



(匿名通報ダイヤル広報資料より)

## 対象となる事案

### ① 少年の福祉を害する犯罪

- ・18歳未満の者を買春すること。
- ・18歳未満の者を深夜業務や福祉に有害な場所における業務に就かせること。
- ・未成年者へ覚せい剤を譲り渡すこと。
- ・未成年者に対し、暴力または脅迫を用いてわいせつな行為をすること。

### ② 児童虐待事案

児童虐待の防止等に関する法律に係る事案をいい、次のようなものを指す。

**【身体的虐待】** 殴る、蹴る、タバコの火を押しつける等、児童の身体に外傷が生じ、または、生じる恐れのある暴行を加えること。

**【性的虐待】** 児童への淫行、児童ポルノの被写

体にするなど、児童にわいせつな行為をすること、または、児童にわいせつな行為をさせること。

**【怠慢・拒否】** 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置など、保護者としての監護を怠ること。

**【心理的虐待】** 児童の目前で家族等に暴力をくり返すなど、児童に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと。

### ③ 人身取引事案等(女性の事案は省略)

児童を、搾取の目的で、獲得、引渡し、收受するなどの犯罪(手段を問わない)で、18歳未満の者を売買すること等がある。

## 情報料の支払いについて

### ・情報料の支払いの決定

情報料の支払いの対象となるのは、少年の福祉を害する犯罪、児童虐待事案、または人身取引事案等に関するものであり、かつ、警察が一定の基準に基づき当該事案の解決などに役立ったと判断したものである。

### ・情報料の支払の対象として不適格であるもの

当該情報の通報者が次の(1)～(7)に該当する場合には情報料の支払いは行われない。

- (1) 通報に係る事案の加害者(共犯者を含む)
- (2) 通報に係る事案の被害者
- (3) 警察職員
- (4) 受託団体の役員または職員
- (5) 公務員であって、公務の過程において通報に係る情報を知ったもの
- (6) 学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健士、弁護士等その職務上少年の福祉や女性の保護について社会的な責任を有すると認められるものであって、その業務の過程において通報に係る情報を知ったもの
- (7) 通報に係る情報を犯罪その他公序良俗に反する行為によって入手したと認められるもの

情報料の支払い総額があらかじめ確保した予算額を超えた場合は、その後の情報料は支払われない。

# ながらパトロール

## 「ながらパトロール」とは

「ながらパトロール」とは、「散歩しながら」「自転車での通勤や買い物のついでに」「業務で車を走らせながら」など、日常生活と合わせて行う無理のない防犯パトロールをいう。

いろいろな活動形態がみられるが、大きく分けると、個人による参加と事業者団体による参加の2つがある。

また、登録、組織化された活動のほか、「子どもたちを見守る意識をもって日常生活を送ろう」との学校や地元警察の呼びかけにも、「ながらパトロール」という言葉が使われる。

## 市民による「ながらパトロール」事例

### ●新潟県見附市

見附市役所・学校教育課では、登下校時の児童生徒を不審者から守るため、市民の協力を得て、より多くの目で子どもたちを見守る取り組みとして、平成17年5月に「ながらパトロール隊」を募集した。同年12月の登録人数は718名。

散歩しながら、買い物しながらなど、何かをしながら、都合のつくときに、子どもたちを見守り、不審者による声かけや連れ去り等、未然防止につながる防犯活動に努めている。

### ●秋田県

秋田県生活環境文化部では、平成21年7月に「毎週木曜日はチャリで防犯パトロールしよう！」をキャッチフレーズに、「ながらパトロール隊員」を募集。これは、ここ数年の不審者による子どもへの声かけ事案の曜日別発生状況を見ると、木曜日の発生がトップであることによるもの。

毎週木曜日を「一斉パトロールの日」として、自転車での通勤、通学、買い物時などの日常生活に合わせた「ながらパトロール」を普及させることによって、犯罪を未然に防ぎ、防犯活動への参画、また、交通ルールなどの社会ルールとマナーの向上を図っている。

## 事業者団体による「ながらパトロール」事例

### ●栃木県宇都宮市

宇都宮市では、事業者や団体が、業務のかたわら防犯パトロールを実施する「ながらパトロール」を促進している。

これは、業務で運行する車両に「防犯パトロール中」と記されたステッカーを貼付して行うものであり、地域を見守る多くの目を確保することによって地域における犯罪の未然防止を図ろうとするもの。協力事業者等には、車両に貼付できるマグネット式のパトロール用ステッカーを市から貸与している。(平成22年3月現在 23団体)



## わんわんパトロール

「わんわんパトロール」とは、犬の散歩のついでに防犯パトロールをすること。自治会や町会が呼びかけたり、個人が呼びかけたりする場合がある。腕章やゼッケンなど活動表示を決めて、最寄の警察署の生活安全課防犯係等へ「わんわんパトロール隊」の結成を伝えて名簿を提出する。

### 〈活動事例〉

### ●神奈川県／葉山わんわんパトロール隊

葉山町居住の愛犬家グループで、空き巣や自転車盗難などが増加傾向にあった葉山町のために何かできることはないかと考えていたときに、東京都内で活動している「わんわんパトロール隊」のことを知り、それを手本としたパトロール隊を平成16年1月に結成した。毎日の愛犬の散歩の際、「わんわんパトロール」の腕章を着用し、不審者、不審車両等を見た際に110番通報する。パトロール中は、犬が苦手な人もいることを十分に認識するとともに、排泄物を持ち帰るなどのマナーを徹底している。登録隊員数は、206家庭・284頭。(平成20年2月現在)

# なりすまし

## 「なりすまし」とは

「なりすまし」とは、ネットワークの匿名性(→p.66)を故意に悪用して、他人のユーザ ID やパスワードを盗用し、その人のふりをしてネットワーク上で活動することをいい、英語では spoofing (スプーフィング) と呼ばれている。

ネットワーク上のコミュニケーションでは相手の顔が見えないため、ネットワークの先にいる人が本当にその人かどうか特定することができない。名前も、本名ではなく ID やハンドルネームが使われたりする。また、仮に本名を名乗っている場合でも、その人が本当にその人なのかどうかを確かめることができない。悪意はないにしても、参加しているコミュニティごとにネットワーク上で複数の人格を使い分け、時として性別まで詐称する者もいる。

ネットワークの利用者は、このような匿名性や「なりすまし」の危険性について常に注意を払う必要があるだろう。

## 「なりすまし」の危険性

「なりすまし」は、ある人物がネットワーク上で別の人格として振る舞うことであるが、「なりすまし」に気づかない場合は様々な危険と向き合うことになる。

まず、実在する他の人物になりすまされた場合であるが、メールの場合は送信元を簡単に詐称できるため、ネットいじめ(→p.70)で無料のメールアドレスを用い、なりすましメールを大量に送られることがある。

また、経済被害にあう場合もある。例えば、ネットオークション(→p.71)などで実際には所有していない高価な商品を出品して代金を詐取したり、逆に代金を支払わずに商品をだまし取ったりする被害に遭うようなケースである。

さらに、ネットワーク上で知り合った人物と交流を続けるうちにその人と仲良くなり、信用して実際に会ってみると、ネット上で名乗っていた人格とま

ったく異なる人物であったということもある。

実際には、成人の男性が女子高校生を名乗り、会いに来た少女に対してその兄であると詐称して車に連れ込むような事件も発生している。

## 「なりすまし」を防ぐために

「なりすまし」の被害を防ぐためには、まず、ネットワークの特性に注意して、相手の人が本当にその人なのか常に注意を払う必要がある。特に、子どもたちは経験が少ないので情報モラル(→p.46)の指導などを通して、「なりすまし」の危険から回避するための安全な対処法を学ばなければならない。

ネットで知り合った人物に1人で会いに行くのは大変危険である。どうしても会いに行かなければならない場合は、保護者や信用できる大人を伴うことが必要である。

ネットショッピングやオークション、楽曲やソフトのネットによる購入などの商取引でも相手を確認したり、手数料を払って安全な取引を行ったりすることが求められる。

また、子どもだけではネットショッピングは行わせないことも家庭のルールとして守らせることが大切である。

# ネットいじめ

## 「ネットいじめ」とは

「ネットいじめ」とは、子どもたちがネットワークを用い、特定の人間に対して**人権侵害**を行う行為である。携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上の掲示板やブログなどに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、人権を侵害する内容のメールを送ったりする方法で、いじめを行っている。

また、いくつもの無料メールアドレスを取得して、1人の子どもがあたかも多くの子どもから攻撃を受けているような偽装をしたり、「なりすまし」(→p.69)の書き込みやメールを送信したりして、いじめを煽るような行為も起こっている。

## ネットいじめの特徴

「ネットいじめ」には、次のような特徴がある。

- ・インターネットでは相手の顔が見えないので、通常のいじめのように相手との力関係が軽視され、その**匿名性**(→p.66)から、安易に**誹謗中傷**(→p.76)が行われるため、被害が深刻なものとなり、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなってしまう。
- ・インターネット上に**個人情報**(→p.31)や顔写真などが掲載され、一度流出した個人情報は、回収することが困難となり、さらにそれらの情報が容易に配布されたり加工されたりすることから、いじめが広がり、不特定多数の他者から攻撃を受けるおそれがある。
- ・携帯電話を使ったいじめも増加していることにより、保護者や教師などがいじめの実態や状況を把握することが難しい。また、子どもが使う掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。
- ・ネットいじめを行なう側はあらかじめ痕跡を消すために、**インターネットカフェ**(→p.16)やプロキシサーバー経由で書き込みを行なうことも多いため、書き込んだ人間の特定が難しいケースが多い。
- ・国外のホスティングサービスを使った場合は、日

本の法令が適用されないケースもあることから、違法性の高い掲示板を国外のサーバーに置くことにより、管理人の責任を免れようとするケースもある。

## ネットいじめを防ぐために

このようなネットいじめは、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においても「ネット上のいじめ」の特徴を理解した上で、ネットいじめの予防や早期発見・早期対応に向けた取り組みを行っていく必要がある。

## ネットいじめが見つかった場合の対応の流れ

- ① 被害の内容の確認を行う。人権侵害の書き込みやメールの送信があった場合には、それらの事実を記録したり印刷するなどして証拠を残す。
- ② 加害者を特定する。この場合、加害者が別人になりすましている場合もあるので、慎重に行わなければならない。場合によっては、警察に被害届を提出したり、専門家に相談したりする必要もある。
- ③ 加害者が特定できなかった場合でも、被害を受けている本人や保護者と相談した上で、学級や学校全体で指導を行う。逆に、加害者が特定できた場合でも犯人扱いせず、その子なりの理由や事情をくみ取ることも大切である。

## 事前予防として

日頃から人権教育を推進し、相手を思いやる気持ちを子どもたち自身が大切にできる集団作りを行うことが大切である。そのために、**情報モラル**(→p.47)の指導が学校教育には求められている。

# ネットオークション

## ネットオークションとは

ネットオークションとは、電子商取引(EC=イーコマース)の一種で、インターネット上で画像や文字データのやりとりを通じて行う競売(オークション)である。「オンラインオークション」や「インターネットオークション」とも呼ばれている。

フリーマーケットのように使わなくなったものを必要としている人に売ることができ、パソコンや携帯電話があれば誰でも参加できるので、インターネットの普及と共に利用者が増加している。

また、現在では企業が販売活動の手段としてネットオークションを利用する例も少なくない。

商品を販売したい場合は、オークションサイト上に、出品する商品の名前や写真、新品か中古かなど商品の状態、最低価格、入札期限、配送方法、支払方法などの情報を掲載する。入札者は、検索などを行って必要としている商品を探し出し、希望の商品が見つかりと入札の条件を確認して入札する。期限内に最も高値を提示した者が商品を落札し、出品者と電子メールなどを使って連絡を取り合い、商品と代金を交換することになる。

## ネットオークションの問題点

### 詐欺

ネットオークションは電子情報のやりとりだけで取引を行うので、購入する商品や相手を直接確かめることができない。

そのため、実際に送られてきた商品が希望していたものと違っていたり、商品が送られてこなかったり、逆に出品物を詐取されてしまうなど、詐欺の被害にあうことがある。

### 個人情報の漏洩

オークションに参加すると、取引相手に個人情報(→p.31)を開示する必要があるため、個人情報が漏洩し、それらを悪用されるおそれがある。

例えば、取引が不調に終わった際に、オークションの取引相手が匿名掲示板に個人情報を暴露したり

誹謗中傷したりすることが起こることもある。

### 違法出品

ネットオークションは誰でも出品できるので、違法な商品が取引される場合がある。

例えば、コピーソフトや海賊版のビデオ・DVD、偽ブランド品やコピー商品、拳銃や刀剣類、麻薬・覚せい剤・シンナー・トルエンなどの違法薬物、無修正の裏ビデオや児童ポルノなどの猥褻物などがやりとりされることがある。

また、盗品が出品されている場合もある。中古品を個人が出品する場合、盗品などかどうか見分けるのが難しいので、盗品とは気づかずに入札して購入してしまうことも起こってしまう。

### 転売行為

イベント・施設等の入場券、鉄道の乗車券など市場で品薄の商品などに対し、初めから転売目的で買い占め、オークションで定価以上の高額を付けて出品するダブ屋行為もネットオークションではたびたび行われている。

## ネットオークション詐欺にあわないために

オークション詐欺にあわないためには、まず信用できるかどうか取引相手をよく確かめることが必要である。

知らされた住所や電話が実在するか確かめたり、オークションの評価を見て、過去にトラブルがなかったか、あるいは相手にオークションの経験がどれくらいあるかなどを確認したりすることが大切である。

取引の際に、売り手と買い手の間に信頼の置ける中立な第三者を仲介させて金銭または物品の取引をするエスクローサービスなどを利用するのも1つの方法である。

# ネット犯罪

## ネット犯罪の分類

ネット犯罪はサイバー犯罪(→p.40)の3つの分類である「コンピュータ・電磁的記録対象犯罪」、「コンピュータネットワーク利用犯罪」、「不正アクセス禁止法違反」のうちの「コンピュータネットワーク利用犯罪」を指すことが多い。

「コンピュータネットワーク利用犯罪」は、詐欺や児童買春・児童ポルノ禁止法違反、脅迫、著作権法違反、ストーカー規制法違反、自殺幫助、犯行予告などであり、上記の3つの分類の中では最も検挙数が多い。

## ネット犯罪の特徴

社会が情報化される以前にも様々な犯罪が起こっていたが、情報化が進むことで犯人がネットワークの利点や特徴を悪用し、犯罪の手口や内容が高度化するようになった。

このようなネット犯罪には、次のような特徴がある。

### ① 匿名性が高い

犯人がネットワークを利用することで、人物を特定しにくく、全く別の人物になりすましたりすることもできる。したがって、全く事件に関係していない第三者が加害者に仕立てられることも起こる。

### ② 証拠が残りにくい

ネットワークを使った犯罪では、紙に書かれたメモや手紙のような物的証拠が残りにくく、犯行の際に使われたファイルが消去されたり、ネットワークを利用する際にサーバに残される通信記録(ログ)が消去されたりするなどして証拠を隠滅されるケースが見られる。ファイルが消去されると痕跡が残らない。

### ③ 不特定多数に被害が及ぶ

インターネットが不特定多数に向けた情報発信のツールであるため、犯行の対象がネットを利用するすべてのユーザーに向けられることになり、

被害が周囲に広がることもある。また、同じ手口が繰り返し使われる場合もあり、犯行が重ねて行われることもある。

### ④ 時間的、地理的な制約がない

ネットワークには時間的・地理的な制約がないため、犯行が国外から実施されたりするケースもある。

## ネット犯罪への正しい対処法

ネット犯罪に対しては、次のような対処法がある。

- ① 自分のコンピュータにウイルス対策ソフトを導入するなどしてセキュリティー対策を施すことが必要である。
- ② 不審なメールに返信したり、アンケートに個人情報を安易に書き込んだりしない。また、不正請求やフィッシングなどの不審な情報が届いた場合には、自分だけで反応せず、周囲の人に相談するなど有害情報への対応が大切である。
- ③ 人権侵害やストーカー被害、その他の犯罪に巻き込まれたり、危険な状況に遭遇したりした場合は、専門家と相談するか、警察のネット犯罪相談窓口やインターネット・ホットラインセンターなどに連絡を行う。ネットショッピングやオークションなどで詐欺などの経済被害にあった場合には、消費者センターに相談する。



# ネットワークの特性

## ネットワークが基盤の情報社会

情報社会は、我々の日常社会の延長にあり、様々なルールやマナーも日常社会のものがそのまま適用される。しかし、その一方で、情報社会は高速・大容量・広範囲のネットワークを基盤にしているため、日常社会とは異なった特徴がある。

ネットワークのトラブルを防止したり、ネット犯罪から身を守ったりするためには、情報社会やネットワークの特性を理解することが大切である。

ネットワークやその中でやりとりされるデジタル情報の特性について、以下にまとめてみる。

## 等質性・仮想性

人はそれぞれ身長や声の質、家族や社会的立場など具体的な特徴や個性を兼ね備え、かけがえのない1人の個人として生きている。

しかし、ネットワークのユーザーは、同じ権限でログインすれば具体的な身体性は削ぎ落とされ、誰もが同じユーザーとして抽象化されて等質で仮想的に扱われる。このため、社会的立場や経験などが問われることなく、大人も子どもも区別されない。

同時に、ひとたびネットワークに参加すれば、法律やマナーの遵守など基本的な社会ルールを守らなければならない。子どもたちがネットワークをおもちゃのように冗談半分で扱うことは許されないのである。

## 匿名性

ネットワーク上では通信相手の顔が見えない。たとえ相手が名前を名乗っていても、その人が本当にその人なのかどうか認証することは困難である。そのため、なりすまし(→p.69)など匿名性(→p.66)を悪用する行為に注意する必要がある。

## 情報の量と速さ

ネットワークの性能は年々向上し、大量の情報が瞬間に地球を駆けめぐらようになった。1人分の個人情報でも、100万人分の個人情報でも同じように、一瞬のミスで情報漏洩を引き起こす。情報の持

つ社会的影響力の大きさに気づかなければならないのである。

## 複製性

情報は容易にコピーされ、まったく同じ物が複製される。そのため、一度ネットワークに発信された情報は複製され続け、取り戻すことができなくなる。ひとたびミスが発生すれば、回収不能に陥り、取り返しがつかない結果となるのである。

## 可塑性

情報は次々とその形を変える。アンケートに答えただけなのに、WEBページに載っていたり、学校の学習活動の写真が児童ポルノのサイトに掲載されたりしてしまうことがある。

## 双方向性

インターネットは情報を受け取るだけでなく、誰もが情報を発信することを可能にした。そのため、訓練を受けていない子どもたちがブレーキのかからない情報発信をすることを止められなくなっている。

# 犯行予告

## 「犯行予告」とは

「犯行予告」とは、殺人や放火、爆破、テロ、誘拐、暴行など何らかの犯罪を行うことを予告することで様々な被害を発生させる犯罪行為のことであり、「犯罪予告」ともいう。

場所・日時などを特定した爆破予告や、個人名などを名指した上での殺傷予告などが行われると、心理的な圧迫を受けると共に、万一の場合に備えて警備や警戒が必要となり、実際の犯行には及ばなくても多大な心理的・経済的被害が生じる。

通常は脅迫罪に問われるが、爆破予告や無差別殺害予告の場合、脅迫の対象が広範囲に及ぶため業務妨害などに問われることもある。

例えば、「〇〇を〇日までに刺し殺す」など特定の個人を脅迫した場合は脅迫罪に問われるが、「〇〇小学校の児童を皆殺しにしてやる」など暴力的な表現を用いて犯行予告を行うと、学校に警備や登下校の付き添い、見回りなどを強いることで通常の業務を妨害することになるため威力業務妨害罪に問われる。

さらに、「空港に爆発物を仕掛けた」など嘘の情報などを用いて業務を妨害した場合には偽計業務妨害罪に問われることになる。

また、これらの項目に当てはまらなくても、いたずら目的でやった場合は軽犯罪法違反（業務妨害）となる。

## 「犯行予告」の手法

インターネットが普及する以前の犯罪予告は対象者に手紙を送りつけたり、電話をかけたりのが一般的であった。このような犯行予告の場合は、自らが罪を犯しているという自覚の元に犯行が行われ、多くが確信犯である。

しかし、インターネットが普及すると、メールや掲示板、チャットなど様々なコミュニケーションツールで犯罪予告が書き込まれる事例が増え、逮捕者も続出している。これらの犯罪者には、犯行の自覚が乏しい場合も多く見られる。インターネットは気

軽に情報発信できるが故に、「こんなことで逮捕されるとは思わなかった」、「いたずらのつもりだった」などと自らが犯罪を行っているという意識に欠けるからである。

当然、子どもたちがこのような犯罪を行うことも考えられ、実際小学生が犯行予告の書き込みを行って補導される事例も少なくない。

インターネットによる情報発信の気軽さや便利さは、逆に犯罪を未然に押しとどめることができない状況を生み出しているのである。

## 予告者による犯行

犯行予告を行った者が、実際に犯行を行うこともある。平成 12 年 5 月に起きた「西鉄バスジャック事件」では、犯人が「2ちゃんねる」の早い時期からのユーザーで、犯行を行う前に掲示板サイト「2ちゃんねる」に予告ととれる書き込みを行っている。

平成 20 年 6 月の秋葉原通り魔事件でも携帯サイトの掲示板で予告が行われており、犯行直前までの経過が詳細に実況されている。この犯人は以前から掲示板に書き込みを行い、最初のうちは犯人に共感する者や忠告する者も現れている。しかし、犯人の書き込みがエスカレートし、ついに犯行予告の書き込みがなされるに至ったことで、この掲示板への参加者から批判されたり放置されたりするようになった。犯人は自分の書き込みを無視されたと思いきみ、実際の犯行に走らせたのかもしれない。

ネット社会の到来に伴い、犯行予告が従来の加害者・被害者の関係だけでなく、コミュニティの参加者という第三者が加わることで、犯罪を押しとどめるのではなく、逆に犯人を凶行に駆り立ててしまう劇場型犯罪の可能性も否定できない。

# 犯罪白書

## 犯罪白書の歴史

犯罪白書は、我が国における犯罪動向と犯罪者処遇の実情を明らかにする目的で、昭和35年4月に法務省から刊行されて以来、平成22年4月現在までに合計50冊が刊行されている。近年においては、毎年だいたい10月～11月頃に発行されている。

法務省が毎年の閣議で犯罪白書を発表し、この報告を元に、各省庁等が治安対策を考案している。

## 犯罪白書の内容

犯罪白書の内容は、それぞれの時代における犯罪情勢と犯罪者処遇の実情の報告、及び刑事政策上問題となっている事柄が紹介されている。

具体的には、各種犯罪者の動向と処遇、少年非行の動向と非行少年の処遇などについて詳細が書かれており、刑法犯に関する主な統計データや犯罪被害に関するデータなどの統計資料も充実している。

また、毎年「副題」があり、近年の副題は、「平成17年 / 少年非行」「平成18年 / 刑事政策の新たな潮流」「平成19年 / 再犯者の実態と対策」「平成20年 / 高齢犯罪者の実態と処遇」「平成21年 / 再犯防止施策の充実」などとなっている。これを見ると、近年「再犯防止」が重要視されていることがわかる。

平成21年の犯罪白書における特集では、最近の再犯の実態や再犯者の傾向等を各統計資料に基づいて分析するとともに、窃盗及び覚せい剤事犯者に関する特別調査を実施し、執行猶予者の再犯のリスク要因の分析や受刑にまで至った者の問題性の類型的分析等を踏まえた上で、今後の再犯防止対策の展望が述べられている。

## 犯罪白書の入手方法

### 書店で注文する

一般の書店やインターネット書店でも注文することが可能である。

なお、平成21年度版は大型本(29.6×21×1.8 cm) 305 ページで定価は3,000円である。



また、平成13年版犯罪白書から、本文・図表の全てを収録したCD-ROM版が付録となっている。

(出版社: 時事通信出版局)

### 法務省に問い合わせる

法務総合研究所 研究部 電話: 047-382-1013

### インターネット上で閲覧する

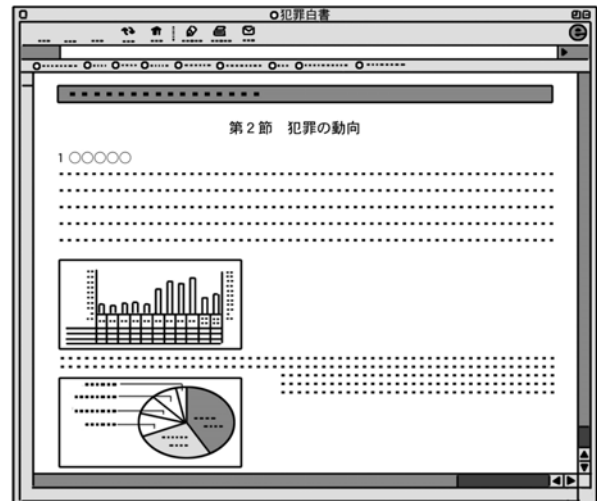
法務省のホームページで、過去の犯罪白書のすべてを閲覧することができる。

○各年度版のあらましや、副題一覧がある

[http://www.moj.go.jp/housouken/housou\\_hakusho2.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housou_hakusho2.html)

○各年犯罪白書の内容をすべて閲覧できる

<http://hakusyol.moj.go.jp/>



## 犯罪白書に関連する白書

○警察白書(→p.26)

日本における警察活動に対して、広く国民の理解を得るために、警察庁が毎年刊行している白書。その時代の社会背景と、犯罪発生状況や動向などの実態、警察が講じている様々な対策や取り組みを知ることができる。

参考URL: <http://www.npa.go.jp/hakusyol/index.htm>

○犯罪被害者白書

毎年、内閣府が国会に提出する年次報告書。犯罪被害者等基本法の規定に基づき、政府が講じた犯罪被害者等のための施策等について知ることができる。

参考URL: <http://www8.cao.go.jp/hanzai/whitepaper/index.html>

# 誹謗中傷

## 「誹謗中傷」とは

「誹謗」とは他人へ悪口を言ったり罵ったりする行為を、「中傷」とは根拠のない嘘やでたらめを述べる行為をそれぞれ意味する。この2つの言葉は元来独立して使われてきたが、近年この2語がしばしば合体して「誹謗中傷」としてよく使われるようになってきた。「誹謗中傷」はデマや揶揄、罵倒、愚弄、嫌がらせなどを含む「言葉による暴力」と同じ意味である。

法律では、「誹謗中傷」行為そのものではなく、その結果として引き起こされる**権利侵害**（名誉毀損、侮辱、信用毀損）や**業務妨害**などが罪に問われることとなる。

## 自由な発信の裏側に

インターネットでは自由に書き込みができ、自分の意見を思いのままに発信することが可能である。発信に係るコストや手間などが他のメディアに比べ格段に低く、しかも**ネットワークの特性**(→p.73)の1つである**匿名性**(→p.66)のため、相手の顔が見えない。

これらのことから、コミュニケーションを行う際に自分の思いだけが先行し、相手の生の感情を読み取ったり理解したりすることが少なくなる。その結果、相手の立場を配慮せず、安易に高圧的な言葉を発したり、思いやりに欠けた発言をしたりすることがしばしば起こってしまう。

そのような行為の結果として、名誉毀損や侮辱が頻繁に発生している。普段の対面式コミュニケーションでは考えられないような物静かな人物が、いったんネットにログインすると正反対の人格となって相手を口汚くののしったり、高圧的な発言をしたりすることも珍しくない。

## 誹謗中傷が発生しやすい環境

誹謗中傷による人権侵害は現実の日常社会でも起こり得るが、電子的なコミュニケーションツールを用いることで被害がさらに深刻なものになる場合

がある。

例えば、学校裏サイト(→p.20)のような電子掲示板では、管理者の監視が行き届かないため、ルールを無視して好き勝手に書き込みが行われている。また、「2ちゃんねる」に代表される匿名掲示板では、多くのスレッド(掲示板の話題)で誹謗中傷が発生したり、事実無根のデマや恐喝、犯罪予告(→p.74)まで書き込まれたりしている。

このように、匿名性が高く、管理されていない掲示板は誹謗中傷が発生しやすい環境にあるといえる。書き込む内容があまりにも悪質だと投稿ブロック(アクセス規制)処分となったり、場合によっては犯罪として捜査の対象となったりする。

## ネットへの書き込みは報道と同じ責任がある

最高裁判所は、個人がネット上に名誉棄損となる書き込みをした場合でも、ネット情報は不特定多数が瞬時に閲覧可能で被害が深刻な場合もあり得ることや、ネット上の反論で名誉回復が図られる保証がない点を考慮して、メディア報道などと同じ基準で判断すべきだとする判断を示している。「ネットには不正確な情報も多いので、誹謗中傷を書き込んでも厳しく罪を問われない」という甘い考えが通用しないことが明らかになった。

ネットへの書き込みは、報道と同等に発信者に責任があることを自覚しなければならないのである。

# ヒヤリハット

## ヒヤリハットとは

ヒヤリハットとは、大きな事故には至らないものの、大きな事故に直結してもおかしくない一歩手前の事例をいう。「子どもが急に道路にとび出そうとしてヒヤリとした」、「子どもが炊飯器の湯気に手を伸ばそうとしていてハッとした」といったように、まさにヒヤリとし、ハッとする事例のことである。こうした情報を集め、共有することで大きな事故を未然に防止することができる。

アメリカ人ハインリッチが発表した「ハインリッチの法則」というものがある。「1件の重大な事故の下には29の軽微な事故があり、さらにその下には300のひやりとしたり、はっとしたりする事例がある」というものである。

重大な事故を未然に防止するには些細なミスや不注意を見のがさず、その時点で対策を講じる必要があることを示唆している。

## ヒヤリハット体験

子どものヒヤリハット体験は、飛び出し、転倒・転落、誤飲、火傷など事故防止上の観点から語られる場合が多い。

防犯上の観点から収集される体験は、「声かけ事例」(→p.29)と重なるものが多い。つまり、「お菓子を買ってあげる」「名前は？ おうちはどこ？ 送ってあげる」「車に乗せてあげる」「お小遣いをあげる」「お母さんが入院したから病院へ行こう」といったものである。

これらの事例が発生したら、報告書を作成する。ヒヤリハットは、事例が多ければ多いほど意味がある。同じような事例が数多く出てきたら、それだけ事故・事件につながる可能性が高いことにつながるからである。その上で対策を立て、事故・事件を未然に防ぐことができるようになる。

## ヒヤリハット報告書

ヒヤリハット報告書に記入する大切な項目には、次のようなものがある。

①どのような人物が関わったのか。

②時間 ③場所 ④状況 ⑤その場の対応

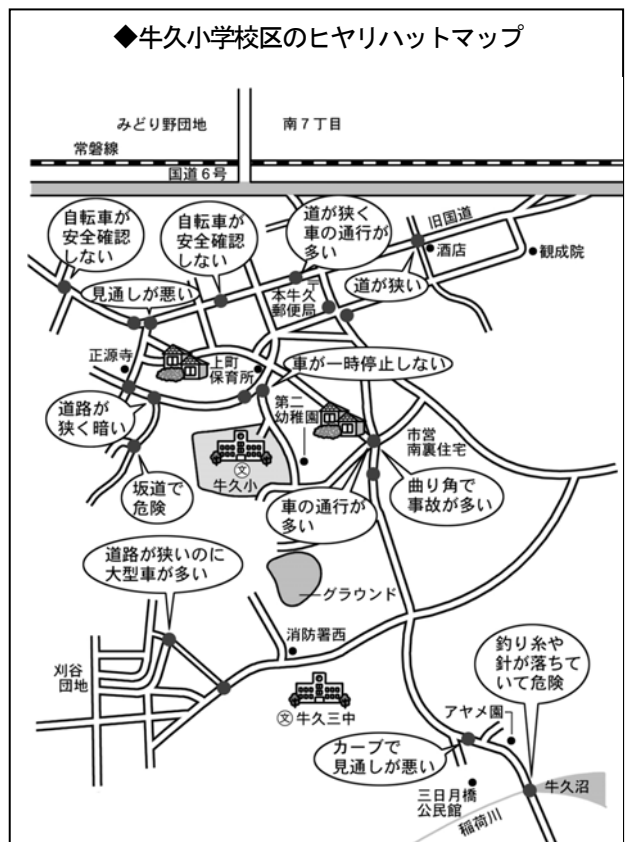
①からは、関わった人物の服装や年齢等の特徴を特定できたり、共通性を把握できたりすることができる。

②や③からは、夕方に多いのかとか、どんな場所で多く発生するのかといった情報が収集できる。

また、④や⑤からは、状況、対応に即した対策を立てることができる。

## ヒヤリハットマップ

下の図は、茨城県牛久市の牛久小学校区のヒヤリハットマップの一部である。このマップにもあるように、ヒヤリハットマップは、通学路における交通事故を防止するために作成される場合が多い。これに、声かけ事例が起こった場所や、不審者が発生した場所などを加えると、防犯上からも効果的なマップに仕上がる。これをもとに、地域での事故・事件防止1つの手段として役立てるとよい。



# フィッシング

## フィッシングとは

「フィッシング」とは他人のクレジット番号やID、パスワードなどを詐取する行為のことである。金融機関や企業からのメールを装って不特定多数の人にメールを送信し、そこにリンクされている偽物のURLにアクセスをさせ、**個人情報**(→p.31)を入力させるなどして不正に入手しようとする行為をいう。

英語では (phishing) と書くが、これは、被害者を魚釣りのように“釣上げる” (fishing) ことと、その手口が“洗練されている” (sophisticated) ことから「f」が「ph」に置き換えられたと言われている。

## フィッシングの手口

フィッシングの手口は巧妙である。送信元を金融機関や企業の担当者名にして「下記のURLにアクセスしないと、あなたのアカウントは失効します」とか「あなたの使用中のカードに新たな機能が加わりました。すぐにログインして使用開始登録をしてください」などと書かれたメールが無差別に送りつけられる。

そのページには金融機関を装った Web ページへのリンクが載っており、クリックするとその金融機関の Web サイトが表示される。ここで表示される Web サイトは本物をコピーして作られた全くの偽物である場合や、上半分が本物で下半分が偽物である場合、さらには本物の Web ページが表示され、その上に個人情報入力用のポップアップウィンドウが表示される場合などがある。

金融機関のページを見て安心したユーザーが「新しいIDとパスワードを発行しますので、古いIDとパスワードを入力してください」と促され、ポップアップに表示された入力フォームに暗証番号やパスワード、クレジットカード番号などを入力・送信すると、犯人に情報が送信され、詐取されてしまうのである。

クレジットカード番号が詐取されると、勝手に商

品を購入されたり、金品をだまし取られたりする。

オークションのIDやパスワードが詐取されると、知らないうちに架空の商品を出品したかのような**なりすまし行為**(→p.69)をされて、犯人が入札者から商品の代金をだまし取り、被害者はオークション詐欺の加害者のように仕立てられてしまうのである。

## フィッシングへの対応

フィッシングへの対応策としては、送信者欄を信用しない、フォームの送受信にSSL(鍵マーク)が利用されているか確認する、メールに示されたリンク以外の電話番号やURLなどから案内が本物かどうかを確認する、などが挙げられる。

また、OSのアップデートを実行して、常に最新のセキュリティパッチの適用を行ったり、HTMLメールは必ずテキスト表示にしたり、ブラウザのセキュリティ設定で「インターネットゾーン」は“高”レベルに設定したりするなどのセキュリティ対策が必要となる。

さらに、このような対策に加えて、ネット上で起こっている様々な犯罪や詐欺まがい行為についての情報を集め、犯罪者の手口や事例を知っておくとともに、重要な個人情報は、慎重の上にも慎重に扱う姿勢が大切である。

# フィルタリング

## フィルタリングとは

フィルタリングは玉石混淆のインターネットの情報の中から、特定の意図に基づいた方法で情報を評価・判断し、必要に応じてそれらの情報を遮断する仕組みである。

具体的には、子どもたちに見せたくない**出会い系サイト**(→p.61)や、アダルト情報、暴力的な表現のあるサイトなどをふるいにかけて選び出し、**視聴を制限するシステム**である。

フィルタリングは子どもだけでなく企業にも利用される場合がある。例えば、会社の営業時間中に業務と関係のない株取引などの閲覧などから遮断するために使われている。

## フィルタリングの設定

パソコンにフィルタリングを設定するには、以下の3つの方法がある。

- ① 使っているパソコンにそれぞれ端末用のフィルタリングソフトをインストールする。
- ② インターネットの回線の根幹の部分にサーバー型のフィルタリングシステムを導入する。
- ③ 通信会社のフィルタリングシステムを利用する。

携帯電話にフィルタリングを設定するには通信会社のフィルタリングシステムを利用する。平成20年の「**青少年インターネット環境整備法**」(→p.54)では、インターネット接続サービスを提供する携帯電話・PHS事業者に対して、利用者が18歳未満の青少年である場合には、保護者からの申し出がある場合を除いてフィルタリングサービスを適用することを義務付けている。

## フィルタリングの方式

フィルタリングの方式として、特定の規準に基づいて有害と判断されたWebページを遮断する「**ブラックリスト方式**」とあらかじめ登録された特定のWebページしか見せないようにする「**ホワイトリスト方式**」がある。

また、Webページの内容ではなく閲覧する時間に制限をかけるものもある。どのページを見せないようにするかは学校や家庭で異なるため、それぞれのポリシーに合わせて、表示禁止にしたいページの種類を選ぶことも可能になっている。

## 過信は禁物

フィルタリングシステムを導入しても完全に有害情報を遮断することはできない。また、次々に生まれる新しいWebページにフィルタリングシステムは対応できないため、あくまでも有害情報から子どもたちを守る方法の1つであると理解する必要がある。

そのためには、フィルタリングを過信せず、ブラウザの履歴を調べたり、子どもたちとのコミュニケーションを図ったりするなど様々な方法で子どもたちを有害情報から守らなければならない。

## インターネットは世の中の縮図

インターネットは世の中の縮図である。リアルな現実の世界から様々な人が思い思いの意図を持ってインターネットに参加し、情報を送り込み、情報を受け取っている。

世の中の縮図である以上、参加する人間は善人だけでなく、発信される情報も役に立つ情報もあれば、有害な情報もある。

特に、ネットワークを介した情報のやりとりでは、相手の顔が見えないため、**匿名性**(→p.66)が高く、**有害情報**(→p.99)が集まりやすい。

同時に、ネットワークは大人も子どもも区別されず、インターネットの情報は検索サイト(サーチエンジン)を使えば簡単な操作で誰でも情報を手に入れることができる。このため、倫理的・社会的判断力の未熟な子どもたちがインターネットを無防備に使ってしまうと、子どもたちが様々な危険と向き合うことになるのである。

# 不審者

## 不審者とは

サングラスをかけ、マスクをして、黒っぽい服を着ているのが**不審者**。こんな先入観が犯罪を許すことになる。不審者には思えないような不審者が出現した場合、先入観からその人物への警戒心を解いてしまう可能性があるからである。では、そもそも不審者とはどういった人物をさすのだろうか。

目で見て、「様子がおかしい」「へんだ」と思うことが不審と感じる最初である。では「何が」おかしいのか。普段車が止まらない場所に長時間車が止まっている、学校のそばで普通なら学校や会社に行っている年代の人物が学校のほうをじっと見ている、その場所にふさわしくない服装をしている、このような例はやはり「おかしい」といえる。これらのことから、不審者とは、**その場所に合わない、その時間にふさわしくない人物をさす**といえるだろう。それらの人物に出会い、「おかしい、不自然だ、なぜだろう」などの疑問が起こることが不審者を認知する第一歩になる。

犯罪者は捕まらないように、目立たないようにと行動するものである。不審者も同様に、目立たないでたちで人目を避ける行動をとる。したがって、明るい色や目立つ服装は避けるはずである。要するに、ごく一般的な見た目でありながら、何かおかしいと思わせる行動やたまたま読み取らなくてはならない。そのためには、普段から何事も意識して見るという習慣、訓練が必要になってくる。同じ情景を見ても、意識して見ると見ないでは、不審者を見分ける力にも差が生じてくるのである。

## 危ない人

「子どもの安全はこうして守る」グラフ社より抜粋

**危ない人**とは、不審者以上に「危ない、加害者すれすれの人」をいう。不審者には注意することが必要であるが、危ない人には近寄らない、近寄せない、逃げる等の行動が必要である。危ない人とは以下のような人物をいう。

① 変に近づいてくる人

② 変に後をついてくる人

③ 目を合わせない人、なれなれしく話しかけてくる人

④ 何も関係ないのに親切を無理やり押しつける人

⑤ 裏通りや公園等、人目のつかないところに誘う人、人の目に届きにくい場所、隅っこに誘う人

⑥ 理由もなく個人の情報を知りたがる人

## 不審者情報とこれからの課題

インターネットで配信されている警視庁等の不審者情報には、単に道をたずねたり、善意で声をかけたりした行為等が含まれている可能性がある。このため、善意の声かけが誤解され、思わぬ事件に発展したケースがある。次に示す事件は、人を外見で判断し、思い込みが強すぎ、不安が飽和状態になったときの通報者のおちいりやすい心理を表しているといえる。(以下、『子どもが会おう犯罪と暴力 犯罪対策の幻想』生活人新書より抜粋)

平成17年7月、奈良県で、道ですれちがった母子に「誘拐するぞ」と声をかけ、脅したとして大学職員が逮捕され、6か月後に起訴された。大学職員は「幼児が前方から一人で走ってきたので、そのまま走ったのではバイクにぶつかると思い、右手を横に差し出して、一声かけて幼児の走るのを止めた」という。その後、幼児の後方にいた人を母親と思い、子どもの安全に意識を促そうとして「目をはなさず、手はなさず」と通りがかりに声をかけていったと語っている。ところが母親は、外側が上がり上がったサングラスをかけた大学職員がふつうではないと感じ、一番近づいたときに「誘拐するぞ」とびっくりするような声でいわれたと証言している。(中略)

サングラスの印象が不安と結びつき、怖いことをされるかもしれないとの恐れに転化し、大学職員が腰をかかめて子どもの前に手を出した姿が子どもを抱きかかえるように見えて、誘拐される！という思い込みになっていった心理のプロセスを想像させる。

この事件は結局、平成18年10月に一番で無罪判決が出て検察が控訴を断念し、無罪が確定している。



# 不正請求

## 「不正請求」とは

「不正請求」とは、閲覧していない情報や利用していないサービスについて、根拠のない債務が存在するように装ったり、業者が一方的に情報やサービスの消費があったことを主張したりして根拠のない請求を行い、金品を騙し取る行為のことである。「架空請求」や「違法請求」とも呼ばれている。

このような架空の請求を行って金品を詐取する行為は、**詐欺罪**あるいは**恐喝罪**が適用される場合がある。

## 「不正請求」の手口

「不正請求」の手口としては、まず業者が送付先のリストを入手して、不特定多数の者へ不正請求を送りつける。送付先のリストは、何らかの事情で漏洩した名簿や顧客リスト、個人情報収集用のWEBページに入力された個人情報、あるいは個人情報を販売している名簿業者から直接購入したものなどが使われている。

業者の請求の理由としては、実際には利用していない有料情報サービスとして、有料アダルト番組の視聴、ツーショットダイヤルの情報料、携帯電話の有償サイト利用料、出会い系サイトの会員費などに関する請求や、健康保険に関わる手数料や保険料の請求、不正な楽曲の違法コピーによって被った損害の賠償に対する請求なども見られる。

請求する業者は、債権譲渡を受けた債権管理回収業者をかたって電子メールや葉書などで送りつけ、送金を要求する行為が多い。

また、おとりのサイトやWEBページを設置し、無償と偽ってサービスを提供しつつ被害者の個人情報を登録させて、後から料金の発生を主張したり、利用者に額面以上の請求を行ったりすることもある。

業者から被害者への連絡方法としては、かつては葉書や封書などの郵送によるものや電話による脅迫めいたものが見られたが、携帯電話やインターネットが普及してからは、電子メールやショートメッセ

ージサービスによるものが多くなってきている。

被害者への請求にあたっては、指定期日までに業者の提示する金額を指定の銀行口座に振り込むように要求し、さもなければ自宅や職場を訪問して直接利用料金の回収を行う、あるいは法的手段に訴えて給与などの差し押さえを行う、信用情報機関に不利な情報を登録するなどと言明して、被害者を圧迫して強硬な態度で代金の支払いを迫ったりする。

このほかに、**ワンクリック詐欺**(→p.102)や、代金引換郵便で送りつけて家族の誰かが注文した物と錯誤させ、金額に見合わない商品を引き取らせて商品代金を詐取する代引き詐欺も架空請求詐欺のうちに含める場合がある。

## 「不正請求」の被害にあわないために

「不正請求」の被害を未然に防ぐためには、まず個人情報の漏洩に注意しなければならない。安易にアンケートに答えたり、メールの質問に返信したりすることによって、不法業者に個人情報が伝わり、不正請求が送られる危険性が高まるのである。

また、不正請求の葉書やメールが送られてきてもあわてて返事を出したり、返信したりするのは禁物である。反応することで返って悪徳業者に自分の個人情報を渡してしまうことになるからだ。裁判所からの連絡以外は無視するのが一番である。少額だからといって一旦払ってしまうと、次々と多大な要求や他業者からの要求が寄せられることもある。自宅や会社に来るといったり、個人情報を調査したりするという悪徳業者の脅しに乗らず、冷静に警察や消費者相談センターなどに相談することが大切である。

# ブログ

## 「ブログ」とは

「ブログ」とは、元々、Web ページを閲覧している際に、注目すべき Web ページの URL をリストアップして、そこにコメントや論評などを書き加えて記録（ログ）にしたもので、「ウェブの記録（ログ）」という意味で「ウェブログ」と名付けたのが始まりである。これが略されて、「ブログ」と呼ばれるようになった。

現在では、ブログは私的なニュースや自分の動向を投稿する日記のような Web サイトの総称である。

ブログの利用者は膨大にふくれあがり、用途も個人の日記的なものから、手軽な意見表明の場として、あるいは時事問題などについて論説するものもある。主婦が毎日作るお弁当をブログに公開して好評を博している例もある。

また、企業が製品を開発する過程で開発者の苦労話を掲載したり、政治家やタレントが自らの主張やプライベートなことを公開したりしている例もある。

このように、多くの人がブログを利用するようになったのには、次のような理由が考えられる。

まず、ブログを作成したり更新したりする作業が大変簡単にできるという点である。インターネットにはブログ向けのソフトウェアやウェブ上のサービスが多数あり、自分に適した方法をダウンロードしたりレンタルしたりして使えば、簡単に情報発信が可能になる。従来の Web ページ制作では HTML や FTP の知識が必要であったが、そのような知識がなくても手軽に情報の発信・更新ができるのである。

また、携帯電話などを用いて外出先からブログに新しい記事を付け加えたり、新しい写真を掲載したりできることもブログが支持された理由の1つである。モバイル通信端末を使えば、自宅や会社になくてもその場で更新かできるので、素早く情報を公開することが可能である。

さらに、電子メディアであるブログは、紙の日記と異なり、その内容が広く一般に公開され、他のサ

イトからもリンクされたり論評されたりする。電子メールなどを通じて著者と読者がコミュニケーションしたり、特定的话题について掲示板で論議したりすることも容易である。

つまり、ブログは自分の日記を核にしなが、トラックバックの機能などを用いて他の人のブログへリンクを張ったり、関連する Web ページを参照したりするネット上の共同体を形成し、個人の重要な情報発信のメディアとなっている。

## 「ブログ」の問題点

ブログを使えば、誰もが手軽に情報発信を行うことができる。これは大変すばらしいことであるが、その反面、情報発信に責任を持たない者が社会のルールやマナーを逸脱して情報発信を行う場合が考えられる。

例えば、間違った情報を平気で載せていたり、嫌がらせや誹謗中傷、偏った思想、差別、偏見などに満ちたブログを公開していたりすることもよくある。

多くのブログは日記形式であるため、個人的な日記に書くような気軽な感覚で公開の場では発言しないような内容の書き込みを行ったり、企業の内部情報や機密情報なども暴露してしまったりする場合もある。それらが匿名掲示板に転載されて多数の者からバッシングされ（これを「炎上」という）、ブログの閉鎖のみならず、解雇や企業が取引を打ち切られるケースも発生している。

また、偽物のブログの出現という事態も見られる。著名人の名前を騙った偽ブログや、有名人と関係があるように見せかけた紛らわしい内容のブログも出現している。トラックバックやゲストブックの機能を使って不審者がアクセスしてくる危険もある。

日記の公開といえども、ブログがインターネットに公開された場合は一般の著作物と同じ扱いをされるため、発信内容の精査や著作権の保護についての配慮など、情報発信者としての最低限の義務が課せられていることを忘れてはならない。

# プロフ

## 「プロフ」とは

「プロフ」とは「プロフィール」の略で、自分の自己紹介のページを作成してネット上で公開するためのサービス、あるいは、そのようなサービスを提供している Web サイトのことである。「自分を表現したい」、「知ってもらいたい」という欲求を満たすためのコミュニケーションツールとして若者を中心に利用が広がっている。

プロフは、あらかじめ用意されたアンケート項目に答えるようにして記入していくことで作成できるようになっている。それぞれの項目ごとに自分の紹介や嗜好を記入し、多くの場合は写真などの画像を添付する。

プロフは専用の URL によって Web 上に公開することが可能で、**ブログ**(→p.82)や **SNS**(ソーシャル・ネットワーク・サービス)など、自分に関わる他のサービスとリンクを張ることもできる。

ユーザーは、名刺を交換するように携帯電話の赤外線通信機能や二次元バーコード (QR コード) を使って、プロフのアドレスを教え合うことにより、コミュニケーションの輪を広げていく。

プロフに入力できる項目としては、「名前」や「性別」から「血液型」「学校種」「部活」「誕生日」「星座」「好きな映画」「好きな本」「好きな食べ物」「好きな音楽」「マイブーム」「動物に例えれば」といったものまで、非常に様々な項目が用意されている。

プロフのサービスでは、多くが会員制でたいていは無料で利用でき、自分のプロフを見せる範囲を「すべての人」「友人まで」「公開しない」などと選択できるサービスも多い。プロフを提供している代表的なサービスとしては「前略プロフィール」が知られている。

プロフが自己紹介を掲載した一般的なホームページと異なるのは、ユーザーが自分の状況に応じて内容を頻繁に書き換え、プロフを見ている相手に自分の現在の状況を伝えるためのコミュニケーション

ツールの1つとして利用されていることである。

## プロフの問題点

プロフの問題点としてまず挙げられるのは、自分のプロフィールの中に**個人情報**(→p.31)を書き込み、第三者に知られてしまうことである。住所や電話番号などを直接書かなくても所属や趣味、交友関係などのいくつかの書き込みを総合することで本人が類推できてしまう場合がある。

また、掲載する写真に関してもトラブルが多い。自分の顔写真を使うことで本人が特定されたり、逆にタレントの写真をあたかも自分の写真のように使ったり、中には授業中に喫煙する姿を掲載したり、女子高生が下着姿の写真を公開したりするような事例が起きている。

写真だけでなく、他人の個人情報を使ってプロフを偽造し、中傷したり、**ネットいじめ**(→p.70)に使われたりするケースもある。

プロフには、**ゲストブック**といって誰でもが感想やコメントを書き込めるツールが用意されている。このようなツールを悪用して、悪口が書き込まれるなど個人攻撃に使われたり、売買春に用いられたり、他のコミュニティサイトに誘い出されたりしてトラブルに見舞われることも発生する。

プロフに悪口が書き込まれたことが原因で、実際に傷害事件も起こっている。

プロフは手軽な情報発信のツールであるからこそ、その発信内容には細心の注意が必要である。

# 放課後子どもプラン

## 放課後子どもプランの創設の経緯と概要

平成18年5月、子どもが犠牲となる犯罪・凶悪事件が相次いで発生して社会問題化したことや、子どもを取り巻く家庭や地域の教育力の低下が指摘されているという状況を踏まえ、当時の少子化担当大臣より、「地域子ども教室推進事業（文部科学省）と放課後児童健全育成事業（厚生労働省）の2つの放課後対策事業を、一体的あるいは連携して実施してはどうか」という提案があった。これを受け、当時の文部科学大臣及び厚生労働大臣の両大臣が合意した形で、「放課後子どもプラン」が創設された。

文部科学省と厚生労働省は、放課後子どもプランの具体的な連携方策に関し協議を重ね、平成19年度政府予算において、その実施に必要な経費を盛り込んだ。その際、文部科学省は、「地域子ども教室推進事業」を「放課後子ども教室推進事業」として新設している。

### ○放課後子ども教室推進事業（文部科学省）

すべての子どもを対象に、地域の人々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動等の取り組みを推進。

### ○放課後児童健全育成事業（厚生労働省）

保護者が労働等により昼間家庭にいない、概ね10歳未満の児童に、適切な遊び及び生活の場を提供。

〈関連サイト〉

### ○「放課後子どもプラン」ホームページ

<http://www.houkago-plan.go.jp/index.html>

## 放課後子どもプランの目指すもの

放課後子どもプランは、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策を実施することが目的で、原則としてすべての小学校区での実施を目指している。

この取り組みの主体は市町村であるが、行政や学校だけではなく、地域の多くの人々の参画がなければ定着・促進されない取り組みである。

一方で、この取り組みを通じた地域コミュニティ

の形成によって、地域社会全体で地域の子どもたちを見守り育む気運の醸成が図られ、子育てしやすい環境の整備につながることを期待されている。

## 学童保育との違い

厚生労働省の放課後児童健全育成事業にあたる「放課後児童クラブ」（いわゆる学童保育）は、共働き家庭などの留守家庭の概ね10歳未満の児童に対して生活の場などを提供する事業で、登録している児童の保護者から保育料を徴収する形で運営され、専門の指導員等による手厚いケアがなされている。

一方、「放課後子どもプラン」において文部科学省が新設した「放課後子ども教室」は、市町村が実施主体となり、地域の人々の協力（有償ボランティア）を得て、留守家庭に限らずすべての子どもたちに対し、放課後や週末の安全で安心な活動拠点（居場所）を確保して、様々な体験活動や学習活動を行う事業である。

放課後子どもプランにおいては、この異なる2つの事業を「一体的あるいは連携して実施する」としているが、理想的な取り組み像は示されていないため、各市町村は、それぞれの地域の実情や特色を生かした取り組みの実施を模索している。

## 放課後子どもプラン 実施状況と今後の課題

平成21年5月1日現在の調査結果（中間的とりまとめ）によると、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」を「一体的に実施している」という事例は604件（全国の小学校の2.8%）、「連携して実施している」という事例は1,205件（全国の小学校の5.6%）となっている。この数値は、平成19年5月1日の調査結果の数値から大きな増加が見られない。その原因として、両事業の目的・対象・機能・指導の方向性の違い、開催日数の違い、利用者負担の違いなどが挙げられており、今後の課題となっている。

# 防犯教室

## 文部科学省が推進する「防犯教室」

文部科学省は平成14年（旧文部省当時）から、関係省庁、関係機関等と連携しながら、「子ども安心プロジェクト」の実施等、安全で安心できる学校の確立を目指し、総合的に取り組んでいる。この「子ども安全プロジェクト」の事業内容の中に「防犯教室の推進」が盛り込まれ、防犯教室の開催の支援のための予算が確保されている。

なお、文部科学省が支援する「防犯教室」は教育委員会・学校・PTAが主体のものであるが、その他一般的にも「防犯教室」は様々な形で実施されており、警察・自主防犯ボランティア・NPO団体・児童館などが主体となっているケースも少なくない。

## 政府が推進する「防犯教室」

平成17年、児童を被害者とする事件が連続して発生した事態を重くみた政府は、登下校時の児童の安全確保のための取り組みやその他の犯罪から子供を守るための対策が円滑に行われるように、関係省庁間の連絡調整を図るため、「犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議」を設置した。

この会議により、同年12月には「犯罪から子どもを守るための対策」がまとめられ、その「緊急対策6項目」の中に「全ての学校における防犯教室の緊急開催」が挙げられている。具体的には、「全ての学校の全児童生徒が、平成18年3月までに、学校と警察との連携等による実践的な『防犯教室』を受講できるよう、開催を要請」となっている。これにより、ほぼ全校で防犯教室が実施された。

なお、平成18年度以降に改訂された「犯罪から子どもを守るための対策」には、「防犯教室の推進」の取り組みとして、「子どもの学年や理解度に応じた参加・体験型等の効果的な被害防止教室を推進」のほかに、「防犯教室の教育内容・方法の充実を図るため、防犯教室の講師となる警察官や教職員を対象に、防犯や応急手当等に関する講習会を実施」「防犯教室用リーフレットを約263万部作成・全国のすべての

小学校1,2年生及び平成18年4月に入学するすべての新1年生に配布」が挙げられている。このリーフレットは、平成22年5月現在においても、文部科学省サイトから無償でダウンロードすることができるようになっており、自由にダウンロードして、子どもの安全を守るために広く活用することができる。

## ●防犯教室用の小学校低学年向けリーフレット

「大切ないのちとあんぜん」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/17/12/05120900/008.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/12/05120900/008.htm)

## 防犯教室の内容

全国で実施されている防犯教室は、概ね以下のよう内容となっている。

- 学校へ不審者が侵入した場合などの緊急事態に備えて、迅速に通報や緊急連絡を行うための訓練・指導。
- 登下校時の児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするための、危険予測能力や危機回避能力を身に付けさせる訓練・指導。（通学路安全マップによる指導、地域安全マップづくりなど。）
- 子どもたちに具体的な場面を設定し、実践的な対処方法を身に付けさせる訓練・指導。（不審者対応ロールプレイ、護身術など。）

## 東京都の事例「セーフティ教室」

平成17年、東京都教育委員会は、学校における防犯教室を「セーフティ教室」として、これをはじめとする非行防止・犯罪被害防止教育の改善を図り、各学校の教育課程に位置付けた計画的、系統的な指導を一層充実するため、非行防止・犯罪被害防止教育推進指導資料を作成した。

この資料の中に「小・中・高等学校において児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による犯罪防止教育の推進に資するために“セーフティ教室”を行う」として、「セーフティ教室の効果的な進め方」が示されている。

# 防犯教育

## 防犯教育の考え方

家庭や学校が子どもたちにとって安全・安心な場所ではなくてはならないのは当然のことであるが、子どもたち自身が「自分で自分の身を守る」という意識を身につけることも大切である。神奈川県「防犯教育充実のために(教師用)」では、防犯教育の目的と目標を次のように定めている。

### 1 防犯教育の目的

- 児童・生徒が、犯罪の発生や被害等について認識し、犯罪にあわないために、的確な思考・判断に基づいて意志決定や行動選択ができる対応力を身につける。
- 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、危険を回避して安全な行動をとることができるようにさせる。
- 自他の生命を尊重するとともに、安全で安心な社会づくりの重要性を認識させる。また、学校や地域社会が実施する安全活動に進んで参加し、貢献できるようにさせる。

### 2 防犯教育の目指す子どもの姿

- 登下校を含む学校生活において、身のまわりにもどどのような危険があるのか予測したり、調べたりすることにより、犯罪の危険から未然に回避できる力を養い、安全な行動がとれるようにする。
- 緊急時の行動として生命を守ることを第一に考えながら、組織的な行動の大切さを理解するとともに、危険をどのように周囲へ知らせるのかなど、自他の安全に配慮した行動がとれるようにする。

## 防犯教育の4原則

『幼い子どもを犯罪から守る～命つなぐ防犯教育～岡本拓子・桐生正幸著(北大路書房)』では、心理学者の武藤隆氏が提唱した「幼児教育の4つの原則」を、防犯教育の面からとらえ直している。

### 環境性原則

防犯や安全面から、環境を整えたり、子どもが環境と関わるように導いたりすることは重要である。

例えば、幼稚園児は鬼ごっこやかくれんぼなどで

園内をよく知ることで、不審者侵入時や災害発生時に逃げ道がわかることもある。

また、防犯教育用の教材や絵本など、子どもの年齢に合ったものを選ぶことも、環境を整えることの1つといえる。

### 多様性原則

環境は一義的にそこにあるものではない。

例えば、不審者が侵入しにくいように環境を整備することは、内部から外へ逃げ出すのも困難になることを意味している。つまり、環境はそもそも多様な使われ方が可能で、プラス面もマイナス面も保護者や先生が把握しておくことはもちろん、子どもがそれを試す機会を与えることも必要である。

### 一体性原則

一体性とは、活動と認知と感情の一体的つながりを示す。

被害にあいそうになったとき、逃げなくてはいけないという認知と、逃げるという活動、怖いという感情が一体となって経験されるはずである。教材でいくつかの約束事を確認する認知面だけの防犯教育だけでなく、実際に、大きな声を出してみる、大人につかまれた腕を振り払ってみる、という活動面も学ぶ必要がある。さらに、恐怖心のコントロールという感情面の教育も大切である。

### 表現性原則

防犯教育においては、大人が子どもに伝えたことを子ども自身の言葉ややり方で表現するように促すことが大切である。これは、子どもに防犯意識を定着させるだけではなく、大人が意図しなかった子どもの反応を知る必要があるからである。

また、家庭と学校等との連携も必要で、親と先生が同じ言葉を使って防犯について子どもと話をすることは、子どもの理解を深める。学校等で防犯について子どもと話し合ったときは、その具体的な内容を保護者にも伝えるようにすべきである。

# 防犯情報

## 自治体の取り組み

犯罪情報を電子メールで登録者に配信するサービスは、東京都や大阪府をはじめ、全国的に広まっている。大阪府の「大阪府警察情報提供ネットワークシステム“安まちメール”」、兵庫県の「兵庫防犯ネット」などがある。東京都杉並区では、「空き巣・引ったくり情報」と「子ども見守り情報」の2種類の情報を配信している。埼玉県戸田市の配信内容やサービスは以下のようになっている。

(戸田市ホームページより)

### 不審者情報等の電子メール無料配信

#### 「とだピースガードメール」サービスの開始

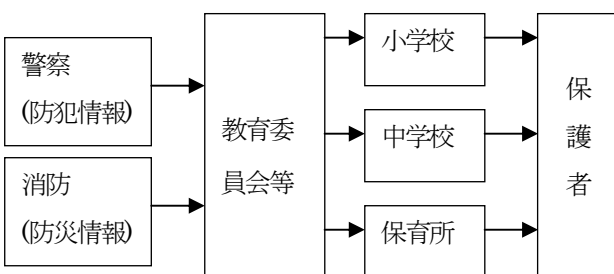
##### 1. 内容

市に寄せられた不審者情報等を、携帯電話やパソコンに電子メールで無料配信するサービスを開始する。配信する内容は、①身近な犯罪情報、②子どもを狙った犯罪情報、③詐欺等の知能犯情報、④防犯対策情報等の4種類で、この中から配信情報を選ぶことができる。不審者情報は、蕨警察署や自主防犯団体(町会・自治会・PTA)から寄せられた情報も配信する予定。情報の配信を受けるには、市役所窓口等で事前登録が必要で、登録をした人は、防犯対策専用ホームページ内の登録者専用ページでも情報を閲覧できる。

## e学校ネット

e学校ネットとは、学校教育総合情報配信システムのこと。民間企業とNTTなどが協力して配信システムをつくり、小中学校などがそのシステムを利用して防犯対策に役立っている。

配信のシステムは、概ね次のようになっている。



緊急時だけではなく、日常的な連絡網としても活用されている場合が多い。学年やクラス単位、通学路別に、配信する情報を振り分けられるのが特徴である。

また、都市部では昼間に留守にする家が多く、従来の電話連絡網が機能しなくなっていることも普及の背景にある。三重県四日市市の情報内容や加入方法は、次のようになっている。

(四日市市ホームページより)

### (1) 四日市e学校ネット

#### (学校教育総合情報配信システム)

四日市e学校ネットは、市内公立小中学校が基本運営する保護者へのメール配信システムです。配信を希望する保護者の携帯に、各学校長の判断により必要な情報を、よりすみやかに配信することができます。現在、学校で実施されている電話による緊急連絡や、文書でのお知らせを補完する新しい手段として機能することが期待されています。

### (2) 配信内容

配信する情報としては、不審者情報などの防犯にかかるお知らせや大雨台風時の学校の対応にかかるお知らせ、学校の緊急連絡等があります。

### (3) 配信対象

市内公立小中学校へ通学する児童生徒の保護者の携帯電話(パソコンも可)。

### (4) 申し込み方法

四日市e学校ネット登録申し込み用紙」に必要事項を記入し、学校の担任にお渡しください。

## 市民団体による犯罪情報

市民団体が電子メールで犯罪情報を配信しているところもある。

その1つが川崎市高津区の「高津防犯ネットワーク」というNPOである。所轄の高津警察署から毎日のように送られてくる「昨日の高津区内の事件事故発生状況」の文書をNPOのスタッフがまとめ、登録されている会員にいっせいに送っている。

# 防犯情報配信システム

## 防犯情報配信システムとは

現在、各都道府県警や各地の警察署、地方自治体、教育委員会、学校、コミュニティ等を主体として、不審者情報や犯罪発生情報の共有や防犯意識の啓発などを目的とした、様々な防犯情報の配信が行われている。これらのメールシステムの呼称は、「防犯情報配信システム」「防犯メール」「犯罪情報メール」など、地域によって様々である。

また、不審者情報や犯罪発生情報をタイムリーに配信するタイプと定期的に配信されるタイプ、もしくは不定期的に防犯意識啓発のために配信されるタイプなどもある。

タイムリーな不審者情報や犯罪発生情報にも多少のタイムラグはあるが、地域住民がそういった情報を共有することで地域全体の防犯意識が高まり、皆がある程度の危機感を持って生活することは、日常的な防犯対策になると言われている。

## 警察による防犯情報配信システム事例

### ●メールけいしちょう（警視庁）

平成20年4月1日から警視庁による防犯メール配信サービス「メールけいしちょう」がスタートしている。この防犯メール配信サービスの特徴は、事件などの発生場所付近を地図情報で確認できる他、配信した事件や不審者情報に対して、登録者からの情報提供が可能であることである。さらに、登録者は、配信情報を自由に選択することもできる。

また、よりタイムリーに防犯に役立つ情報を周知させることができるよう、事件が発生した場合に各地域の警察署から直接メールを配信できるシステムを採用したものである。

### ●ピーガルくん 子ども安全メール（神奈川県警）

平成20年10月1日、神奈川県警が全国で初めてスタートさせた、子どもの安全情報に絞られた防犯メール配信サービスである。

そのほか、都道府県警察本部が配信している防犯メールには、次のようなものがある。

### ●都道府県警察本部が配信している防犯情報配信システム事例

北海道警察	「ほくとくん防犯メール」
青森県警察	「青い森のセーフティネット」
茨城県警察	「ひばりくん防犯メール」
埼玉県警察	「犯罪情報官 News」
山梨県警察	「ふじ君安心メール」
長野県警察	「ライポくん安心メール」
愛知県警察	「パトネットあいち」
京都府警察	「防災・防犯情報メール」
大阪府警察	「安まちメール」
兵庫県警察	「ひょうご防犯ネット」
和歌山県警察	「きしゅう君の防犯メール」
島根県警察	「みこびー安全メール」
岡山県警察	「ももくん安心メール」
広島県警察	「広島県警察メールマガジン」
徳島県警察	「安心メール」
香川県警察	「安全・安心ヨイチメール」
愛媛県警察	「安全・安心メールマガジン」
福岡県警察	「ふっけい安心メール」
佐賀県警察	「防災・安全・安心メール」
長崎県警察	「安心メール・キャッチくん」
熊本県警察	「ゆっぴー安心メール」
沖縄県警察	「安全・安心情報メール」

上記以外にも、地域住民に配信されている防犯メールには様々なものがある。自分の地域の警察や行政・学校などに問い合わせ、防犯メールを受信できるように登録しておくとい。

## 地域安心安全情報共有システム

総務省及び地方自治情報センターでは平成16年度より、インターネットや携帯電話等を使い、住民が地域の安心安全情報を共有する「地域安心安全情報共有システム」の開発・実証を行った。

このシステムの機能の中にもメールで防犯情報を配信する機能が含まれているが、そのほかにもネット上の掲示板で防犯情報を入手したり、地図情報で犯罪発生情報を確認したりすることもできる。平成17年12月の総務省の発表によると、全国で49団体が導入したと報告されており、検証終了後も一部の地域では引き続き利用されている。

### ○岩舟町地域安心安全情報共有システム

（栃木県下都賀郡岩舟町）

[https://iwa-anshin.jp/anshin/riyoukiyaku\\_.html](https://iwa-anshin.jp/anshin/riyoukiyaku_.html)



# 防犯条例

## 防犯条例とは

防犯条例とは、市民の防犯意識を高めて自主的な防犯活動を推進し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するための条例である。

多くの自治体では、従来から行われてきた防犯活動に、住宅、学校、道路・公園、公共施設等の整備や管理のハード面を相互に組み込んだ、いわゆる“防犯まちづくり”の観点から条例を定めている。「生活安全条例」「安心で安全なまちづくり条例」「犯罪のないまちづくり条例」など、自治体によって様々な名称があり、住宅、学校、通学路等における防犯指針を定め、地域の防犯ボランティアに対する助言等の支援を行うことを規定している。

## 参考 東京都安全・安心まちづくり条例(抜粋)

(平成 15 年施行)

### 第七条 (都民等に対する支援)

都は、安全・安心まちづくりについての都民等の理解を深め、都民等が行う犯罪防止のための自主的な活動を促進するために必要な支援を行うものとする。

### 第二十一条 (学校等における安全対策の推進)

都立の学校等の管理者は、必要があると認めるときは、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、児童等の保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う都民等の参加を求めて、当該学校等における安全対策の実施について、必要な情報の提供、技術的助言等を行うよう努めるものとする。

### 第二十二条 (通学路等における児童等の安全の確保)

警察署長は、その管轄区域において、通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等の管理者、地域住民、児童等の保護者並びに学校の管理者と連携して、当該通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 子どもを犯罪の被害から守る条例

奈良県では、保護対象を 13 歳未満の児童に限定して、安全確保に関する施策や犯罪行為を助長する行為の規制などを定めている。

## 参考 子どもを犯罪の被害から守る条例(抜粋)

(奈良県条例・平成 17 年施行)

### 第一条 (目的)

この条例は、子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪の被害を未然に防止するため、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な施策及び規制する行為を定め、もって子どもの安全を確保することを目的とする。

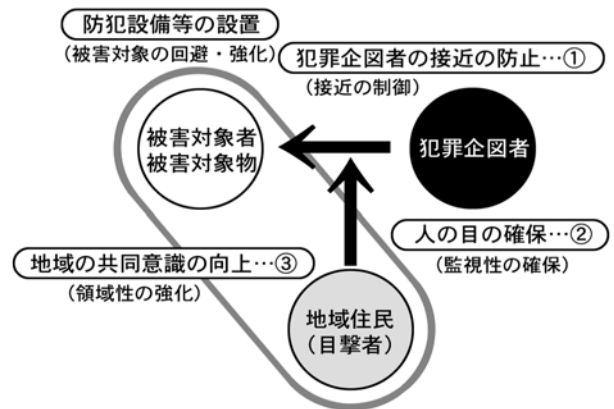
### 第二十一条 (子どもに不安を与える行為の禁止)

何人も、道路、公園、広場、駅、興行場、遊園地、観光施設、飲食店、公衆便所、その他公衆が出入りすることのできる場所において、保護監督者が直ちに危害を排除できない状態にある子どもに対し正当な理由なく、甘言を用いて惑わし、又は虚言を用いて欺いてならない。

\*このほか、児童ポルノ(→p. 45)の所持の禁止なども定めている。

## 防犯まちづくりの基本的な手法

防犯まちづくりは、地域住民、地方自治体、学校、警察などの関係者が連携して、住民の意向や地域の状況を尊重しながら、ねばり強く取り組んでいくことが重要である。



- ① 犯罪企図者の進入経路をなくし、犯罪の機会を減少させる。
- ② 犯罪企図者に「第三者に目撃されるかもしれない」と感じさせることにより犯罪抑止を図る。
- ③ コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動の活発化を通して犯罪抑止を図る。

(防犯まちづくり関係省庁会議「安全で安心なまちづくり」より)

# 防犯担当部署

## 自治体の防犯担当部署

現在、都道府県の多くで、防犯担当部署による防犯講座の実施、自主防犯団体への支援が行われている。市町村でも、ここ数年の間に防犯担当部署が設立され、自主防犯団体と連携をとりながら、支援や教育・啓発活動を行っている。

こうした状況において、二重行政を避け、効果的な防犯施策を推進するためにも、都道府県の防犯担当部署と市町村の防犯担当部署が協力し、互いの役割分担を明確にして、それぞれの役割に応じた防犯行政に努めている。

**参考** 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(抜粋) (平成 17 年施行)  
第 2 条 (県の責務)

県は、県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並びに市町村と連携し、及び協力して、犯罪の防止のための自主的な行動、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備その他の犯罪の発生する機会を減らすための取組に関する総合的な施策を実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。

3 県は、市町村の安全・安心まちづくりに関する施策の実施及び県民等による安全・安心まちづくりに対し、支援を行うよう努めるものとする。

## 神奈川県と横浜市の防犯担当部署

### ●神奈川県

神奈川県では、安全防災局の安全・安心まちづくり推進課が防犯を担当している。調整班で、安全・安心まちづくりの推進施策の調整、防犯対策推進班で、安全・安心まちづくりに向けた県民運動の推進、防犯・少年非行防止活動に取り組んでいる。

### ●横浜市

横浜市では、防災もあわせて、消防局が防犯を担当している。以前は安全管理局だったが、平成 22 年 4 月に所管業務がわかりづらいつらという指摘によって名称が変更された。消防局の予防部地域安全支援課で、地域防犯の支援に関する業務を行っている。

子どもの安全には特に力を入れており、毎年 2 回「子どもの安全ネットワーク会議」を開催している。

また、横浜市内の小学校に在学する生徒を対象として、子どもの安全意識向上を図るために、「子どもの安全・防犯ポスターコンクール」を開催している。

## そのほかの防犯担当部署

### ●大阪府

青少年・地域安全室治安対策課が防犯を担当している。

治安対策課	企画グループ	青少年・地域安全室の庶務 安全なまちづくり条例関連 総合治安対策の企画調整・推進 犯罪被害者等の支援
	地域防犯・街頭犯罪対策グループ	地域防犯・街頭犯罪対策 防犯ボランティア関連 子どもの安全関連 地域安全マップ利用サービス関連

### ●広島県

環境県民局総務管理部県民活動課が、防犯・防災・交通安全・青少年健全育成の活動を担当している。

子どもの安全に関しては、防犯ボランティア団体の支援をはじめ、平成 17・18 年度に実施した広島県「子どもの安全な環境づくり緊急プロジェクト事業」に引き続き、子どもの安全に関する各種情報を発信している。

### ●沖縄県

沖縄県では、平成 16 年から「ちゅらひとづくり」(子どもたちの健全育成)、「ちゅらまちづくり」(安全・安心な環境の整備)、「ちゅらゆいづくり」(地域コミュニティーの再生)の 3 つからなる「ちゅらさん運動」を展開している。県の窓口は、文化環境部生活安全課である。この運動で、地域の自主防犯ボランティア団体は、平成 15 年末の 98 団体から平成 20 年末には 596 団体に増加。一方、刑法犯等の犯罪は、平成 14 年末から平成 20 年末にかけて、6 年連続減少している。

# 防犯パトロール

## 防犯パトロールの種類

防犯パトロールとは、文字通り「犯罪を防ぐために、街を巡回、見回りすること」である。従来は主に警察の職務であったが、近年の自主防犯ボランティアの活動の活発化により、一般市民による防犯パトロールが全国で多く実施されるようになった。

平成 22 年 3 月に警察庁が発表した「自主防犯活動を行う地域住民・ボランティア団体の活動状況について」によると、平成 21 年 12 月末現在における自主防犯活動を行う地域住民・ボランティア団体の主な活動内容の中で最も多い活動が「防犯パトロール」となっている。なお、一般市民が実施する防犯パトロールには様々な種類があり、複合的に実施されているケースが多い。

### ながらパトロール

「何かをしながら、そのついでにパトロールをする」という活動で、「ついでパトロール」などとも言われている。例えば、犬の散歩をしながらパトロールをする「わんわんパトロール」もその1つである。

そのほかにも、買い物のついでに、散歩をしながらなど、時間的にも精神的にも体力的にも無理せずに行えるパトロールとして、一般の地域住民や保護者たちにも取り組みやすい活動である。

### 子どもの見守りパトロール

子どもの見守りを目的としているため、子どもの登下校時間に合わせて通学路を中心に実施したり、放課後に公園や児童館周辺などを中心に実施する。

### 夜間パトロール

文字通り夜間に行われるパトロールで、犯罪防止だけでなく、少年非行防止のための補導活動、火の用心(防災活動)などの目的が含まれることもある。

### 合同パトロール

複数の団体や機関が合同で実施するパトロールである。近隣地区の複数の自治会同士が合同で実施する場合や、自主防犯ボランティア団体と警察が合同で実施する場合などがある。

## 青色回転灯装備車によるパトロール

青色回転灯を装備した車は「青パト」と言われ、その車両数は全国的に年々増加している。平成 16 年には全国で 100 台余りだった台数が、平成 21 年現在では 8 万台を超えている。同様に、青パトによるパトロールを実施している団体数の増加も著しく、平成 16 年には全国で 100 余りだった団体数が、平成 21 年現在では 7 千団体を超えている。

## 子どもパトロール

パトロールは基本的には大人が実施する活動ではあるが、体験的に子どもたちが参加して実施される場合もある。これは本来のパトロールの目的に加えて、子どもの危険回避能力(→p.19)をつける目的も考えられている。子ども自身がパトロールに参加することにより防犯意識が向上し、どんな場所に注意すればよいのかを知ることによって、危険回避能力の向上も期待できる。また、日々パトロール活動をして下さっている方々に対する感謝の気持ちも生まれる。

中学生や高校生のボランティアにより、小学生以下の子どもの見守りパトロールを実施している地域もある。

## 防犯パトロールマニュアル

警察庁は「守ろう！安全な暮らし自主防犯トラの巻」として、インターネット上に「防犯パトロールマニュアル」を掲載している。誰でも自由に印刷して活用することができるので、このマニュアルを参考にして、自分たちの地域独自のマニュアルを作成するとよい。

[http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/seian/an\\_machi/toranomaki.htm](http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/seian/an_machi/toranomaki.htm)

## 警察や自治体との連携が大切

合同パトロールを実施するか否かに関わらず、最寄りの警察署とは連携を密にして、防犯パトロールを実施することが大切である。最寄りの警察署や自治体の生活安全担当にパトロールの実施を報告することで、様々な情報を教えてもらえるだけでなく、物資の支援などをしてもらえる可能性もある。

# 防犯標語

子どもを犯罪から守る1つの方法として、標語を繰り返し教え、習慣づけることによって、子ども自らに自分の身を守らせようという取り組みがある。

## 「つみきおに」

警察庁が考案した、子どもを犯罪から守る合言葉である。

- 「ついていかない」…知らない人に声をかけられてもついて行かない。
- 「みんなと、いつもいっしょ」…1人で遊んだりどこかへ行ったりしない。公園のトイレなどに行くときも、友達と一緒に行く。
- 「きちんと知らせる」…出かけるときや何かあったときはきちんと知らせる。下校中にあやしい人に声をかけられたときなどは、ついて行かないことはもちろん、あった事を家の人や学校の先生に知らせる。
- 「おおごえで助けを呼ぶ」…知らない人に連れて行かれそうになったら大声で助けを呼ぶ。
- 「にげる」…こわいと思ったら、すぐに逃げる。

## 「いいゆだな」

子どもが1人で留守番をする前の心構えをまとめたキーワード。セキュリティ会社のALSOCが考案。

- 「いえのカギを見せない」…ランドセルやかばんにつけて鍵を持ち歩くと、鍵が見えてしまい、これから留守番をすることが分かってしまう。首から鍵をさげる場合は、洋服の中に入れる。
- 「いえのまわりをよく見る」…家に入るときは、周囲をしっかりと確認してから鍵を出す。鍵で開けているところを見られたら、1人で留守番することが分かってしまう。
- 「ゆうびん受けをチェック」…郵便物がたまっていると、「留守が続く入りやすい家」と見られてしまい、留守番中の子どもに危険をまねく可能性が生じる。
- 「だれもいなくてもただいま」…「家に家族か誰かがいる」とカムフラージュするために、誰もい

なくても大きな声で「ただいま」と声を出して家に入るように教える。

- 「なかに入ったらすぐに戸締り」…家に入った時点でほっとしてしまい、鍵を閉め忘れる子どもがいる。家に入ったら、まず玄関の鍵、続いてチェーンを施錠するように習慣づける。

## 5つの約束

子どもの誘拐防止のために「5つの約束」を守らせようという取り組みが各県警にある。「5つの約束」とは、概ね次のようなものである。

1. 1人で遊ばない。
2. ついて行かない。
3. 大きな声で助けを求める。
4. 行き先を伝える。
5. 知らせる。

「5つの約束」を子どもになじみやすくするために、歌やゲームで身につけさせている県警もある。

下記のアドレスのうち、徳島県北島町では歌詞と譜面を閲覧でき、静岡県警では歌の視聴と歌詞の閲覧が可能である。また、大阪府警では、クイズ形式で「5つの約束」が身につくようになっている。

<http://www.police.pref.tokushima.jp/04osirase/song/sheet.pdf> (徳島県北島町)

<http://www.police-ch.jp/yourtown/005/005097.php> (静岡県警)

<http://www.police.pref.osaka.jp/05bouhan/anzen/taisaku/quiz/index.html> (大阪府警)

## その他の標語

警視庁が募集し、入選した作品には次のようなものがある。

### ・子どもの被害防止対策

「声かけて 地域で守る 子どもたち」

### ・少年を取り巻く環境浄化対策

「伸び伸びと 子どもが暮らせる 街づくり」

広島県警が募集し、受賞したのが次の標語である。

最優秀賞「守ろうよ！あの子もこの子もみんなの子」

優秀賞 「見のがすな！小さな犯罪 地域の目」

優秀賞 「広げよう！安全・安心 地域の輪」

# 防犯ブザー

## 防犯ブザーの急速な普及

子どもを犯罪から守る防犯グッズの中で、手軽に利用できるのが防犯ブザーである。緊急時にストラップを引くなどの簡単な操作で、周囲に大きな音で異常を知らせることができ、ブザーの音で犯罪者がひるんだ隙に逃げることもできる。本体価格は1000円前後、購入後のコストは電池代だけなので、経済的である。

最近では、通学路などでの安全を考えて親が子に防犯ブザーを持たせるケースが増えている。また、学校側が児童生徒に配布し、通学路での安全確保を図る取り組みも増加している。

防犯ブザーは種類によって使い方が異なり、身につけていても、肝心なときにうまく作動しないのでは意味がない。したがって、次の点を確認して防犯ブザーの使い方を覚えておくこと。

- ① 電池が切れていないか。
- ② どうしたら鳴るのか、どうやって止めるのか。
- ③ 実際の音量はどのくらいなのか。

## 性能基準

警察庁、文部科学省、経済産業省、(財)全国防犯協会連合会、(社)日本PTA全国協議会、(社)電池工業会は、防犯ブザーの音が誰にでもわかり、より効果的な性能にするための検討を重ね、平成18年に防犯ブザーの性能基準をまとめた。

### ◆防犯ブザーの性能基準

- ・音色 高い周波数と低い周波数をくり返す変動周期をもつ音色。
- ・音量 1m離れたところで音量は85デシベル(電車のガード下の騒音より大きい音)以上の音量が測定されること。
- ・連続吹鳴時間 連続して鳴らしたとき、表示音量の90%以上の音量が20分間以上保てること。
- ・操作性 引きひもや押しボタン等、児童が容易に操作できること。

(財)全国防犯協会連合会では、製造業者などから申請があった場合に、性能基準に適合していることが確認された製品については、推奨マークを付与する制度を設け、推奨商品を下記のホームページで紹介している。

## サンプル音

防犯ブザーを有効に活用して、子どもを犯罪から守るには、周囲の大人が防犯ブザーの音に気づくことが重要である。前記の性能基準に適合する防犯ブザーのサンプル音は、(財)全国防犯協会連合会、警察庁のホームページで聞くことができる。防犯ブザーの音がどのような音かを確認、助けを求める子どもをキャッチできるようにしておくことが大切である。

(財)全国防犯協会連合会ホームページ

<http://www.bohan.or.jp/>

警察庁ホームページ

<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki67/>

## 「まもるっち」

「まもるっち」とは、東京都品川区が区内の小学生に無料で貸与しているGPS機能付きの防犯ブザーで、品川区独自の防犯システム「近隣セキュリティシステム」の子どもが携帯する子機の愛称である。子どもが身の危険を感じたときに通報ピンをぬくと、大きな音と共に子機に登録された子どもの情報(学年、性別)と発報した位置の地図が、区役所のセンターシステムや事前に登録した協力員の電話または携帯電話に流れる。情報を受けとった協力員は、現地に駆けつけ、子どもを事件から守ろうというシステム。協力員は、区内に13,000人いる。

「まもるっち」のストラップを交通安全に役立てようと、リフレター(反射板)付きの新しいストラップを配布する学校も出始めている。下校時間が暗くなる季節に、ドライバーからの視認性を高め、子どもを交通事故から守ろうという一石二鳥の取り組みである。

(品川区ホームページより)

# 防犯ボランティア

## 防犯ボランティアとは

治安維持・回復に向けた様々な取り組みは、警察を中心に推進されている。しかし、警察の力だけでなく、各自治体や地域住民が一体となることで犯罪抑止効果が高まることが明らかになってきた。

そこで必要とされるのが「防犯ボランティア」である。全国で約4万2,800団体、約263万人(警察庁調べ・平成21年末)もの人々が自主防犯活動に取り組んでいる。防犯ボランティア団体を結成したい場合は、最寄の警察や防犯協会に相談する。警察や市町村等と連携することで、犯罪情報、地域安全情報の提供やパトロールのポイントについての指導等が受けられるほか、活動時助成金や活動に必要な資機材の支援を受けられることが多い。

## 登録制度

各自治体は、防犯ボランティア活動を行う団体に対し、活動保険を適用するなど、安心して活動を行ってもらえるように、団体登録制度を設けている。

### ◆登録対象となるボランティア活動

(大阪市の場合)

防犯を目的とした継続的・計画的に行う無償の活動(交通費、食事代、材料費等費用弁償程度のものを含む)かつ市協働事業で、次のいずれかに該当するもの。

- ① 大阪府警察本部から「青色防犯パトロールを適正に行うことのできる旨の証明」を受け、専ら地域の防犯のために、青色回転灯を装備した自動車を使用して行う自主防犯パトロール活動。
- ② 徒歩若しくは自転車等による該当犯罪の発生を抑制するための自主防犯パトロール活動。
- ③ 子どもの安全を確保するため通学路、遊び場等において子どもの安全を見守る活動。
- ④ 落書き除去活動。
- ⑤ その他市長が特に認める活動。

(東京都日野市の場合)

- ① 自主的な防犯活動を継続して実施すること。
- ② 営利を目的としないこと。
- ③ 市内を活動範囲とし、市内に在住、在勤または在学する、原則として満19歳以上の者で構成されること。

新潟市では、「いいがた防犯ボランティアネットワーク」へ登録すると、次のような特典がある。

- ・ボランティア活動の内容をホームページや市報・区役所だよりで紹介する。
- ・一緒に活動するボランティア募集等のお知らせを随時ホームページに掲載する。
- ・市から犯罪に関する情報の提供を行う。
- ・防犯活動の際のユニフォーム等を貸与する。

## ボランティア活動保険

各自治体では、防犯ボランティア活動だけに限らず、各種のボランティア活動中の思わぬ事故の救済に備え、「ボランティア活動保険」制度を設けているところがある。

(熊本市の場合) 保険料は全額市が負担。

### 保険に加入できる団体と対象となる活動

ボランティア活動等の公益性のある活動を行うため、市民により自発的に構成されたボランティア活動で、市内を拠点とし、無報酬(弁当代、交通費程度は無報酬とみなす)で継続的かつ計画性のある奉仕活動を行っている団体。保険の対象となる活動には、防犯活動も含まれる。

### 保険内容

①損害賠償保険 ボランティア活動中、過失により他人の身体、財物または保管物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

区分	適用	保険金額
身体賠償	1名につき	最高5千万円
身体賠償	1事故につき	最高1億円
財物賠償	1事故につき	最高5千万円
保管物賠償	1事故につき	最高3百万円

②傷害保険 ボランティア活動中、思わぬ事故で指導者や活動者が負傷または死亡した場合

区分	適用	保険金額
死亡	1名につき	3百万円
後遺障害	障害の程度により1名につき	最高3百万円
入院	180日を限度として	日額3千円
通院	90日を限度として	日額2千円

\*活動場所と自宅との往復途上の事故も対象となる。

# 防犯優良マンション認定制度

## 制度施行の経緯

平成17年6月の犯罪対策閣僚会議の「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」において、防犯性に優れた共同住宅等に関する認定基準の策定及び防犯優良マンション認定制度の全国展開を図ることとされた。

これを受けて、平成18年4月、財団法人ベタリービング、財団法人全国防犯協会連合会及び社団法人日本防犯設備協会の3公益法人が、警察庁及び国土交通省の指導を得て、各都道府県における住宅関係公益法人と防犯関係公益法人が防犯優良マンションを共同認定するための全国統一の制度基盤として、「防犯優良マンション認定事業支援要綱」と同支援要綱に基づく「防犯優良マンション標準認定規程」及び「防犯優良マンション標準認定基準」をとりまとめた。

そして、平成20年、全国統一の認定マークが決まり、この支援要綱に基づき、埼玉県・神奈川県・愛知県計7機関が、住宅と防犯に関する評価や審査を行う「防犯マンション登録認定機関」として登録され、認定期間登録証の交付式が同年8月4日に行われた。

この交付式により、公益法人による全国統一の「防犯優良マンション認定制度」が事実上始動したということになる。同認定機関にマンション・デベロッパーなどが申請すれば、建築確認申請と並行して、防犯優良マンションの認定審査も受けられる。

なお、全国統一基準が取りまとめられる以前から、独自の基準を作り、同種の認定制度を先行でスタートさせていた自治体もある。例えば、日本初の「防犯モデルマンション」の制度は、平成2年に広島県で開始されている。

## 防犯優良マンション標準認定基準の内容

基準が設定されているチェック箇所は、「共用部分」「専用部分」の2つに大きく分類されており、その中でも細かく分かれている。共用部分としては、共用出入口・共用メールコーナー・エレベーターホ

ール・エレベーター・廊下・階段・自転車置き場・駐車場・防犯カメラ等の11項目が挙げられており、専用部分としては、住戸の玄関扉・インターホン・窓・バルコニーの4項目が挙げられている。

さらに、それぞれに「標準的事項」（認定に当たって必ず評価すべき事項）と「選択的事項」（一律に標準的事項にすることは適切でない事項）に分類され、留意事項は全部で60項目に及ぶ。

例えば、「標準的事項」の例としては、「共用出入口において、道路等からの見通しが確保されていない場合には、見通しを補完する対策が講じられていること」「共用メールコーナーの照明設備は、床面において50ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること」などがある。

## 関連資料

### ○防犯優良マンション標準認定基準

国土交通省のホームページで閲覧できる。

<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/07/070420/03.pdf>

### ○防犯性能の高い建物部品目録

(財)全国防協会連合会が、(財)社会安全研究財団の助成事業によって運営にしている「防犯性能の高い建物部品」目録検索システムのホームページ。平成22年3月29日現在で、目録掲載数は合計17種類3,988品目に及ぶ。

<http://www.cp-bohan.jp/>

※このシステムは、侵入犯罪の防止を図るため、平成14年11月、関係省庁及び建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が設置され、平成16年4月に「防犯性能の高い建物部品目録」が取りまとめられ、ホームページによって公表されたものである。

# 防犯リーダー

## 防犯リーダーと言われている人たち

一般的に、「防犯リーダー」とは地域の防犯活動を率先して行っている人々を指すが、全国的に統一された定義はない。

例えば、全国各地で開催されている「防犯リーダー養成講座」や「防犯リーダー実践塾」などに参加している人々は以下のような属性である。

- スクールガード・リーダー (→p.48)
- 防犯協会員
- 少年警察ボランティア (→p.46)
- 自主防犯ボランティア団体の幹部
- 自治会長や自治会防犯部員
- PTA会長や校外委員
- 民生児童委員など

## 地域独自の認定制度

地域独自の防犯リーダーや防犯アドバイザーなどの認定制度を設けている地域もある。

### 愛知県春日井市 安全・安心まちづくりポニター

とても早い時期からこういった制度を取り入れている地域として有名。「春日井安全アカデミー」という市民大学を平成7年度から開校し、現在も継続している。講座の修了者たちはそれぞれの地域で「ポニター（ボランティア＋モニターの造語）」として、防災や防犯などの地域安全活動を自発的にを行い、行政などの機関に対して、地域の安全・安心について必要な提言を行う、地域の安全についてリーダー的役割を担っている。今までに約1,600人以上が卒業しており、平成21年4月現在で、311人のポニターが1年を通じ地域の安全・安心に係る活動を行っている。

### 長崎県 安全・安心まちづくりアカデミアながさき

長崎県における安全・安心まちづくりを推進する人材を養成するための塾で、平成18年度より開講し、地域防犯リーダーや防犯まちづくり推進指導員を養成している。

### 岩手県 地域安全アドバイザーの養成と派遣

岩手県では、地域防犯の現場で活躍している人を「地域安全アドバイザー」として委嘱し、それぞれを「防犯パトロールの匠」「地域安全マップづくりの匠」「建物防犯の匠」「落書き消しの匠」「防犯寸劇の匠」として名簿を公開している。名簿には、各自の活動範囲や都合の悪い時間帯まで明記されており、これを参考にして、地域診断や防犯講習会の講師として派遣を依頼することもできる。

### 兵庫県神戸市須磨区 須磨区民防犯アカデミー

須磨区では、地域における防犯パトロールなどの自主防犯ボランティア活動の中心的な役割を担ってもらう人材を育成するため、「須磨区民防犯アカデミー」を平成17年度より開校し、その卒業生を「須磨区地域防犯リーダー」に任命している。

### 上越市 上越市安全安心リーダー養成講座

この必修講座を全て受講し、認定考査に合格した人を「上越市安全安心リーダー」として認定している。

### 栃木県 ぼうはんカレッジ

自由選択制の防犯講座で、全9講座の内6講座を受講すると、「安全で安心なまちづくりリーダー養成教室修了者」として、知事名の修了証が交付される。

### 静岡県 しずおか防犯まちづくりカレッジ

防犯に関する専門的知識や技術を持ち、地域における自主的防犯活動を適切にアドバイスできる人材を養成するための事業で、平成17～19年に実施されている。この「しずおか防犯まちづくりカレッジ」を修了した人々は「防犯まちづくりアドバイザー」として、県内各地で活躍している。

### 東京都 東京都安全・安心まちづくりアカデミー

平成16～17年度には本科、平成17～18年度には地域安全マップ専科が開催され、地域安全マップ作製指導員を多数輩出し、派遣制度もある。また平成18年度には、子ども安全ボランティアリーダー養成講座も開催されている。



# 保護司

## 保護司とは

保護司は、**保護司法**に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員である。(無給。ただし、活動内容に応じて、一定の実費弁償金が支給される。)

保護司は、民間人として地域の実情を把握しているということを活かし、保護観察官と協力して、保護観察や犯罪予防活動、**更生保護**の仕事に従事している。

保護司法により、保護司の定員は 52,500 人と定められており、近年 49,000 人前後で推移している。

また、保護司になるためには、以下の条件を満たしていなければならない。(以下、保護司法・第3条より抜粋)

- ① 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- ② 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- ③ 生活が安定していること。
- ④ 健康で活動力を有すること。

上記の条件を満たして、保護司になることを希望する場合は、最寄りの保護観察所に問い合わせをする必要がある。

保護司の委嘱手続は、各都道府県にある保護観察所の長が候補者として保護司選考会に諮問し、その後、法務大臣に推薦し、法務大臣が委嘱するという手続きによって行われている。

更生保護とは、犯罪や非行行為を行った者が矯正施設から仮釈放されたり、保護観察付き執行猶予になったりした場合、地域社会の一員としての立ち直りを支援する活動である。更生保護法の第一条では、「この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進する

ことを目的とする。」と定められている。

## 保護司の活動

具体的には、保護観察を受けている人と接触しながら生活状況を把握し、立ち直りに必要な指導に当たる、という活動をしている。本人が刑務所や少年院等から社会復帰を果たした際、スムーズに社会生活を営めるよう、帰住先の環境についての調整や相談も行っている。

また、各地域の保護司会では、地域の防犯ボランティアと協力・連携し、共に防犯活動を行ったり、保護司会が中心となって自主防犯ボランティア団体を結成したりしているところもある。

## 日本更生保護ネットワーク

保護司の関連機関として、日本更生保護協会・全国保護司連盟・全国更生保護法人連盟・日本更生保護女性連盟・日本 BBS 連盟が「日本更生保護ネットワーク」として連携している。

○日本更生保護ネットワーク

<http://www.kouseihogo-net.jp/>

以下、各機関に関する情報を示す。

○日本更生保護協会（更生保護法人）

○（社）全国保護司連盟

以上の両法人共に、問い合わせ先は以下の通り。

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-9

電話：03-3356-5721

○日本更生保護女性連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-9

電話：03-3350-0578

○日本 BBS 連盟

BBSとは、Big Brothers and Sisters Movementの略で、青少年たちにとって同世代の兄や姉のような存在となるボランティアたちの活動を指す。

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-9

電話：03-3356-7383

FAX：03-3356-7610

# メディアリテラシー指導員

## 情報化社会において必要なメディアリテラシー

メディアリテラシーとは、様々な情報メディア（新聞、テレビ、雑誌、インターネット等）から必要な情報を得て、それらの情報を評価・分析・活用する能力である、と一般的に定義されている。

特に近年においては、情報化社会の発展により、インターネットや携帯電話等が急速に普及したために、子どもも大人も有害情報等を容易に入手できたり、不正請求（→p. 81）や出会い系サイト（→p. 61）に関連した犯罪等に巻き込まれたりするケースも少なくない。

こういった現状の中、インターネットや携帯電話の利用実態や活用の方法、また危険性などについて、子どもも大人も学ぶ必要があるのではないかと、いう考えから、「メディアリテラシー指導員の養成」という発想が生まれた。

## メディアリテラシー指導員とは

「メディアリテラシー指導員」とは、情報化社会における様々な情報メディアの中から、子どもたちが必要で有用な情報だけを選び出せる環境を整えたり、そういった力を養うために子どもたちに指導をしたりする立場の人間である。

「メディアリテラシー指導員の養成」は、地域の実情に応じた有害情報対策事業（地域における教育活動等を推進し、有害情報から青少年を守るための取り組み）の1つとして全国各地で実施されており、特にインターネットや携帯電話の正しい利用法を指導するという点に力が入られている。

ただし、その名称は地域によって様々で「メディア教育指導員」「メディア安全指導員」「ネット指導員」「情報教育指導員」などとも呼ばれている。

また、文部科学省・スポーツ・青少年局は、平成22年度予算額（案）主要事項（説明資料）において、自治体等が組織する実行委員会に対し、「メディアリテラシー指導員養成講座・フィルタリング普及活動実施等への取り組みを支援する」としている。

## 地方自治体の取り組み事例

### ○事例1：茨城県メディア教育指導員

茨城県では、インターネット（パソコン）や携帯電話に関わる有害情報の危険性などを保護者に知ってもらうため、平成18年度から茨城県PTA連絡協議会と連携して、茨城県メディア教育指導員（以下、指導員）を養成している。養成された指導員は、保護者や地域の人々などを対象に「インターネットや携帯電話を子どもに利用させる最終責任者は、保護者である」として、「その責任を負う保護者が、日々進化していくインターネットや携帯電話の実態について『知らなかった』では済まされない」ということを、保護者の目線で伝える活動をしている。

また、保護者向けの講習会を開催することを条件に、児童・生徒向けの講習会も開催している。

指導員派遣を希望する学校や地域は、依頼書に必要事項を記入し、茨城県・女性青少年課宛に申し込めば斡旋してもらえるシステムになっている。

### ○事例2：さぬきっ子 安全安心ネット指導員

香川県教育委員会では、平成21年度より、インターネット有害情報対策の取り組みの大きな柱として、県PTA連絡協議会と連携し、「さぬきっ子安全安心ネット指導員」の養成をスタートさせた。

さぬきっ子安全安心ネット指導員の活動目的は、「携帯電話やインターネット上の有害情報から子どもたちを守るための、携帯電話やパソコンの活用法などについて、地域や保護者の立場から保護者に伝えること」であり、地域での啓発活動に意欲的なPTA会員等を対象として養成講座が実施されている。

講座を修了すると、教育長より委嘱を受け、学校の保護者会などに派遣され、問題の解決に当たることになる。

また、有害な書き込みの削除などを依頼し、警察やプロバイダーとの窓口になる専門員「ネットアドバイザー」も県教育センターに設置されている。

# 有害情報

## インターネット上の不適切な情報

インターネット上には不適切な情報がたくさん発信されているが、それらの情報は「違法な情報」と「違法ではないが有害な情報」に分けられる。

法令の規定に違反したり、他人の権利を侵害したりする情報が「違法な情報」であり、それ以外の社会通念上好ましくないと思われる情報が「有害な情報」である。

この「違法な情報」は、「権利侵害情報」と「その他の違法情報」に分けられる。

「権利侵害情報」とは、「〇〇は能力がゼロだ」といった刑法上の名誉毀損や侮辱などに当たる情報や、楽曲データの無断公開及び著作権違反となる物品の販売広告など著作権を侵害する情報などが含まれる。

「その他の違法情報」には、児童ポルノやわいせつ物の公開、売春の周旋、賭博、詐欺、悪質商法などの疑いのある広告などが含まれる。

これらは刑事罰の対象となる犯罪行為であり、取り締まりの対象となる。

「違法ではないが有害な情報」は、「公序良俗に反する情報」と「青少年に有害な情報」に分けられる。

「公序良俗に反する情報」とは、死体の写真など人の尊厳を害する情報や刑法上の名誉毀損、犯罪に至らない誹謗中傷、個人情報の流布、犯罪方法の教示、銀行口座や毒劇物の販売広告、差別的な内容、犯罪被害者等の心情を逆なでする内容のものが挙げられる。

「青少年に有害な情報」には、出会い系サイトの広告や成人向けの情報、暴力を賛美し、あるいは残虐な写真を内容として少年の健全な育成を阻害する情報などが挙げられる。

## なぜインターネットには有害情報があるのか

インターネットは、誰もが情報発信できる双方向性を備えたメディアである。従来のマスメディアのように、情報発信に携わる専門家がいて、職業倫理

やその他のルールに基づいた観点からいくつもの段階で情報を選別・評価した上で、有害性が除去された情報を発信するという仕組みにはなっていない。

インターネットは誰もが思いついた情報をそのまま発信できる。ブログが炎上したり、ネットいじめが横行したりするのも、このようなインターネットの双方向性にあるといえる。

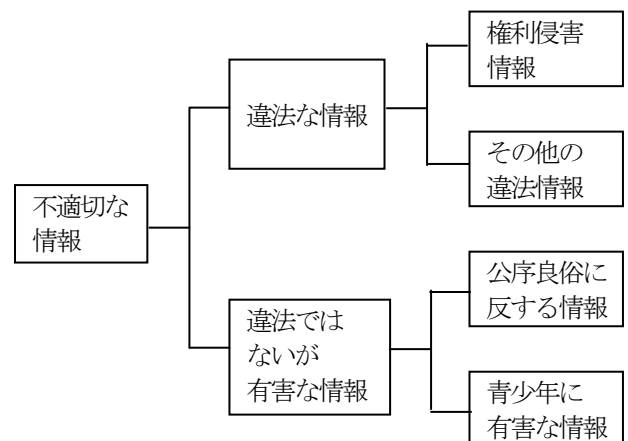
## 有害情報への対応

インターネット上から不適切な情報を取り除くことはできないが、同時にインターネットは必要不可欠な情報基盤であり、使わないという選択肢はない。有害情報に配慮しながらインターネットを上手に使っていくというスタンスにならざるをえない。

このため、有害情報への対応するために、まずフィルタリング(→p.79)などを普及促進させ、より使いやすいシステムにすることが求められる。

また、利用者の教育として、メディアリテラシー(→p.98)や情報モラル(→p.47)を子どものうちから身に付けてさせおくことも大切である。

万一、有害情報に接して被害を受けた場合に具体的にどのような機関の窓口にご相談すればよいか周知徹底し、社会全体で有害情報の被害を防ぐ取り組みが求められるだろう。



# 優良防犯ブザー推奨制度

## この制度の経緯と概要

警察庁は、平成18年3月、文部科学省、経済産業省、(財)全国防犯協会連合会、(社)日本PTA全国協議会、(社)電池工業会と連携して「子ども防犯ブザーに関する検討会議」を設け、同年11月に防犯ブザーの性能基準を決定した。

これを受けて、(財)全国防犯協会連合会では、製造業者等から申請があった場合に、性能基準に適合していることが確認された製品について、推奨マークを付与する制度を設け、推奨商品を公開している。



## 防犯ブザーの性能基準

実効性のある防犯ブザーの性能基準については、(社)電池工業会が工業規格として作成し、「子ども防犯ブザーに関する検討会議」で了承された。その主な内容は次のとおりである。

- 音色・高い周波数と低い周波数を繰り返す変動周期を持つこと。
- 音量・音量は85dB以上とすること。
- 連続吹鳴時間・連続して吹鳴させた場合に、表示音量の90%以上の音量が20分間以上保てること。
- 操作性・引き紐あるいは押しボタン等の操作は児童が容易に操作できること。(以上、警察庁生活安全局広報資料参照)

なお、性能基準に適合する防犯ブザーのサンプル音は、警察庁のホームページ内の以下のURLのページで聞くことができる。

- ・「性能基準に適合する防犯ブザーのサンプル音について」

<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki67/index.html>

## 性能基準以外の推奨基準も

先述した性能基準の他、(財)全国防犯協会連合会では、以下の点などを推奨基準に加えている。

- 外部に鋭い突起物がないことなど、受傷のおそれがないものであること。
- 子どもが携帯するに当たって、適切な重量、形状

であること。

平成22年3月現在で、79点の防犯ブザーが「優良防犯ブザー推奨品目録」に掲載されている。この目録は、(財)全国防犯協会連合会のホームページ内の以下のURLのページで閲覧することができる。

## 「優良防犯ブザー推奨品目録」

<http://www.bohan.or.jp/buzzer/pdf/mokuroku.pdf>

## 防犯ブザーの故障が多発しているという現状も

昨今、非常に多くの防犯ブザーが市販されているため、いったいどれを選べばよいのか迷ってしまう、という場合には、この制度を1つの目安にすることができ一方、この制度だけに頼ってしまうことに危険もある。

平成20年10月、(独)国民生活センターは、「優良防犯ブザー推奨品」であっても、1mの高さから6回落下させるなどの衝撃を加えると作動しなくなる商品がテスト対象8銘柄全てにあったと発表している。これにより、「優良防犯ブザー推奨品」であるか否かに関わらず、「携帯時に普段から強い衝撃を与えるなど乱暴な扱いをしないようにする」「家庭や学校等で定期的に作動確認を行うようにする」などと消費者に呼びかけている。

これを受けて、(財)全国防犯協会連合会も、「最低1か月に1回程度、防犯ブザーの試験をする」「音量が小さくなってきたときは電池の消耗が考えられるため、速やかに電池を交換する」などの注意喚起をしている。

# 割れ窓理論

## 割れ窓理論とは

「割れ窓理論」とは、アメリカの犯罪学者ジョージ・ケリング博士によって提唱されたもので、「1枚の割れたガラスを放置すると、いずれ街全体が荒れて、犯罪が増加してしまう」という理論である。

逆にいえば、公園や地域の清掃活動、落書きの消去作業などにより、身のまわりの小さな乱れに早く対応すれば、将来発生し得る犯罪を未然に防ぐ効果があるといえる。

かつて、犯罪多発都市ニューヨークで、1994年以降、当時のジュリアーニ市長が「割れ窓理論」を実施。割られた窓の修理や落書きなどの消去とともに軽微な犯罪の取り締まりを強化した結果、犯罪が大幅に減少したといわれている。ニューヨークのイメージは変わり、落書きで有名なNY地下鉄は、いまではきれいな車体で、安全な乗り物としてニューヨーク市民の足になっている。

## 各地域の取り組み

### ●六本木安全安心パトロール隊

六本木は東京を代表する大繁華街の1つである。にぎやかな街である反面、薬物による事件や殺傷事件が多発したり、子どもの通学路として早朝さえ酔っ払い等が多かったりした場所でもあった。このことに危機感をもったことがきっかけで「六本木安全安心パトロール隊」が平成16年に結成された。

メンバーは毎回30名程度。六本木商店街振興組合と町会などの住民のほか、麻布署や港区からの数名の協力者、ボランティア参加の民間警備会社のサポートもある。パトロール隊の活動と、10年以上環境美化の活動をしてきた「六本木をきれいにする会」の実績もあり、メンバーは「港区道路美化協力員」として登録された。この登録証と腕章があると、違法看板の撤去ができる。また、パトロールと同時に路上のゴミも集めている。この結果、違法看板はみるみる減少し、落書きとゴミで汚かった路地は元に戻った。

### ●足立区「ビューティフル・ウィンドウズ運動」

割れ窓理論を参考に、「美しいまち」を印象づけることで犯罪を抑止していこうという足立区独自の運動をいう。

地域での防犯活動の支援、美化推進活動の支援、路上喫煙禁止の推進、放置自転車の防止、商店街でのシャッターアート、学校や地域での草花による美しいまちづくり、花いっぱい運動などの取り組みがなされている。

このうち、シャッターアートは落書きを防ぎ、まちを明るくきれいにするため、商店街の協力によって行われている。毎年夏休みごろ、都立足立高校、私立潤徳女子高校の学生が美しい絵を描いている。

また、花いっぱい運動では、花壇の育成を通じて美しいまちづくり、及び地域コミュニティの形成を図ることを目的としている。

道に落ちているゴミを拾うなど、日ごろの小さな運動を見た人に、「このまちは、住民のまちに対する意識が高い」と思ってもらうことが大事と考えている。その上で、「ビューティフル・ウィンドウズ」の考え方が広まっているまちで育った子どもは、高い規範意識をもって成長し、やがて自分の子どもの手本になるという環境が生まれてくると期待している。

### ●京都府庁落書きバスターズ

シャッターや壁にかかれた落書き、張り紙など、小さな犯罪の芽を消去・除去することにより、大きな犯罪の芽を摘み取る活動を行っている。

府職員のボランティア参加がもたれているが、活動の主体は、あくまでも自治会や商店街、PTAなどの地域住民である。地域自らが主体となって落書きを排除し、地域の人々の安全なまちづくりへの関心を高め、実践していくことが犯罪を発生させない安全なまちへ、元気なまちへとつながっていくとしている。参加団体名が広報媒体に掲載されることで認知度が上がり、マスコミから取材されることで、さらなる「やる気」の向上につながっている。

# ワンクリック詐欺

## ワンクリック詐欺とは

ワンクリック詐欺とは、Web ページ上の特定のアダルトサイト(→p.8)や出会い系サイト(→p.61)などに表示されている URL をクリックしたり、送られてきた電子メールに記載されている URL などにアクセスしたりすると、いきなり「ご入会ありがとうございました。」とか「情報提供料のお支払いについて」などの文字が表示され、一方的に契約したことにされて、多額の料金の支払いを求められる詐欺行為のことである。1回のクリックだけで不正な請求がなされるので「ワンクリック詐欺」あるいは「ワンクリ詐欺」とも呼ばれている。

## ワンクリック詐欺の特徴

ワンクリック詐欺は、請求される料金が高額なものである上に、期限内に支払わないとさらに高額な延滞料金が加算されたり、法的処置を講ずると書かれていたりして犯人からの脅しを受けることになる。

また、振り込みの期限を指定し、「今なら振り込み料金が割り引かれる」と振り込みを急がせることにより、冷静に物事を考えさせないようにするものが多く見られる。

中には、携帯電話の「個人識別番号」や GPS を使った位置情報、IP アドレス、契約しているプロバイダといったものを表示し、これにより個人情報を得ることが可能であると主張し、そういった情報に基づいて、「債権回収業者に債権譲渡する」、「期限までに支払いがない場合は裁判所に提訴する」、「身辺調査をする」などと脅迫まがいで請求するケースも多く見られる。

しかし、実際には個人情報が悪徳業者に知られたり、自宅や会社に実際にやってきたりするようなことはほとんどない。

ただし、ワンクリック詐欺が仕掛けられているものの多くは出会い系サイトやアダルトサイトであり、被害者は自宅や会社への訪問という文言を信じ込み、周囲に知られないようにと慌てて振り込んでしまう

ケースが多く見られる。

## ワンクリック詐欺への対応

ワンクリックしただけで、いきなり契約が成立することは法律上ありえない。

電子消費者契約法によると、ネット上での契約を成立させるためには、まず事業者は購入前の画面でその契約が有料であり、どれだけの料金が必要であるかをわかりやすく明示されていなければならない。利用規約書を読むように記述してあるだけでは十分である。

次に、事業者は、申込みボタンを押した後に有料契約を結ぶことの確認画面を設置し、契約に同意できない消費者のために契約をキャンセルできるようにしていなければならない。

これらの条件を満たした上で、契約が成立したことを告知するメールなどを消費者に送信した時点で、はじめて契約が成立するとしている。

このようなことから、ワンクリック詐欺では、結ばれた契約そのものが無効となる。したがって、むやみに料金を支払う必要はないのである。

また、被害者が業者に問い合わせをしたり、支払い拒否の連絡をしたりするとかえって個人情報が詐取されることがあるので、それらの反応は控えた方が賢明である。このような被害にあいかけた場合は、全国の消費者センターなどに相談するとよい。

# 索引

## あ

IC タグ	64
あいさつ運動	6
青色回転灯パトロール	7,91
アダルト・サイト	8
アフターケア	9
危ない人	80
RFID	64
安全安心まちづくり	10
安全管理員	11
安全教育	12
安全で安心なまちづくり条例	89
安全マップ	13

## い

いいゆだな	92
E 学校ネット	87
いかのおすし	14
5つの約束	92
違法サイト	15
違法請求	81
E メール	65
淫行条例	43
インターネットカフェ	16
インターネット・ホットラインセンター	17

## う

WEB メール	65
---------	----

## え

SSL	78
SNS サービス	38
エルマーク	15
炎上	63,82
援助交際	43

## お

オンラインゲーム	18
----------	----

## か

会員制サイト	8
改正著作権法	15
回避能力	19
架空請求	81
学校裏サイト	20
学校裏サイトチェッカー	20
学校警察連絡協議会	21
学校・警察連絡制度	21
学校施設の防犯	22
環境浄化	23

## き

危機管理マニュアル	24
危険箇所	25

## く

くらし安全交通課	34
----------	----

## け

警察白書	26
携帯ゲーム機	27
ゲストブック	83
県民生活課	34
権利侵害情報	99

## こ

公序良俗に反する情報	99
交通安全	12
合同パトロール	91
交番相談員	28
声かけ事案	29,77
護身術	30

## ■こ～せ

個人情報	31
個人情報保護法	31
子どもの権利条約	35
言葉による暴力	76
子ども緊急通報装置	32
子ども女性安全対策専従班	33
子ども女性安全対策隊	33
子ども女性安全対策班	33,34
子どもの安全に係る関係機関	34
子どもの人権	35
子ども人権 110 番	36
子どもの見守りパトロール	91
子どもパトロール	91
子ども 110 番の家	36
子ども 110 番の家の工場	36
子ども 110 番のタクシー	36
子ども 110 番のバス	36
子ども見守り活動	37
コミュニティサイト	38
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	40
コンピュータネットワーク利用犯罪	40,72

## こ

災害安全	12
サイバーパトロール	39
サイバー犯罪	40
さくらポリス	33
里親制度	41

## し

JWAT	33
自主防犯活動	42
児童買春	43
児童買春児童ポルノ禁止法	45

児童館	44
児童ポルノ	45
社会福祉協議会	34
社団法人全国青少年ボランティア協会	46
少年サポートセンター	46
少年協助員	46
少年警察ボランティア	46
少年指導委員	46
少年補導員	46
情報教育指導員	98
情報モラル	47,20
情報倫理	47
心的外傷	48

## す

スクールアドバイザー	50
スクールガードリーダー	49
スクールカウンセラー	50
スクールサポーター	51
スクールゾーン	52
スクールバス	53
スーパー防犯灯	32
スプーフィング	69

## せ

生活安全	12
生活安全課	34
生活安全条例	89
生活安全支援課	34
青少年インターネット環境整備法	54
青少年治安対策室	34
青少年に有害な情報	99
青少年ネット規制法	79
性犯罪	55
セーフコミュニティ	56



## ■せ〜ひ

セーフコミュニティコーディネータ・・・56

### た

代引き詐欺・・・81  
地域安全安心情報共有システム・・・88  
地域安全安心ステーション・・・57  
地域安心安全ステーション事業・・・57  
地域ぐるみの学校安全体制推進事業・・・49  
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業  
・・・58

### ち

知的護身術・・・30  
チャット・・・59

### つ

つみきおに・・・92

### て

出会い系喫茶・・・60  
出会い系サイト・・・61  
出会い系サイト規制法・・・61  
デジタル万引き・・・62  
電子掲示板・・・63  
電子商取引・・・71  
電子タグ・・・64  
電子メール・・・65

### と

特捜イージス・・・33  
匿名性・・・66  
匿名通報ダイヤル・・・67  
トラウマ・・・48

### な

ながらパトロール・・・68,91

なりすまし・・・69

### に

2ちゃんねる・・・63  
日本保護師ネットワーク・・・97  
ニンテンドーDS・・・27

### ね

ネチケット・・・47  
ネットいじめ・・・70  
ネットオークション・・・71  
ネット指導員・・・98  
ネットパトロール・・・39  
ネット犯罪・・・72  
ネットワークの特性・・・73

### は

83運動・・・37  
犯行予告・・・74  
犯罪に強い地域社会再生プラン・・・57  
犯罪白書・・・75

### ひ

PSP・・・27  
非会員制サイト・・・8  
非接触ICカード・・・64  
誹謗中傷・・・76  
ヒヤリハット・・・77  
ヒヤリハット報告書・・・77  
ヒヤリハットマップ・・・77

### ふ

フィッシング・・・78  
フィルタリング・・・79,27,54  
不審者・・・80  
不審者情報・・・29

## ■ふ〜わ

不正アクセス禁止法違反	40
不正請求	81
ブログ	82
プロフ	83

### ほ

ボイスチャット	59
放課後子ども教室	84
放課後子ども教室推進事業	84,11
放課後子どもプラン	84,11
放課後児童クラブ	84
放課後児童健全育成事業	84
防犯環境設計	22
防犯教育	86
防犯協会	34
防犯教室	85
防犯情報配信システム	88
防犯情報	87
犯罪情報メール	88
防犯条例	89
防犯担当部署	90
犯罪のないまちづくり条例	89
防犯パトロール	91
防犯標語	92
防犯ブザー	93,19
防犯ブザーの性能基準	93,100
防犯ベルつき自動販売機	32
防犯ボランティア	94
防犯ボランティア団体	42
防犯ボランティア登録制度	94
防犯まちづくり推進協議会	34
防犯メール	88
防犯優良マンション標準認定基準	95
防犯リーダー	96
防犯優良マンション推奨制度	95
保護師	97

ボランティア活動保険	94
------------	----

### み

見守り活動	37
-------	----

### め

メディア安全指導員	98
メディア教育指導員	98
メディアリテラシー指導員	98

### や

夜間パトロール	91
ヤング・テレホン・コーナー	46

### ゆ

有害情報	99
優良防犯ブザー推奨制度	100

### ら

ライブチャット	59
---------	----

### り

理容子ども110番の家	36
-------------	----

### わ

割れ窓理論	101
ワンクリ詐欺	102
ワンクリック詐欺	102,81
わんわんパトロール	68

---

**子どもを守る防犯用語事典**  
**-試作版-**

編著 : 原 克彦  
著者 : 石原 一彦  
西江 麻由美  
脇田 聡  
編集協力: 岩原 健太郎  
尚和 慧

---

連絡先: 目白大学 教育研究所子ども安全研究室  
グループ代表: 原克彦 (目白大学社会学部 教授)

編集/図版・(株)小川出版